

令和４年度 第１回 廿日市市協働によるまちづくり審議会 次第

日時：令和４年７月２０日（水）１８時３０分～２０時

場所：市民活動センター ２階 第１研修室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議事

（議題１）第３期協働によるまちづくり推進計画 令和３年度事業の評価について（資料１－１）（資料１－２）

（議題２）第３期協働によるまちづくり推進計画 令和４年度事業について（資料２）

４ 諮問

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関すること

（説明資料）廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃の検証について（資料３）

５ 意見交換

６ その他

７ 地域振興部長あいさつ

８ 閉 会

〈事前配付資料〉

◎令和３年度 第３期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表

◎第３期協働によるまちづくり推進計画 令和３年度事業実績一覧表 凡例

◎令和４年度 第３期協働によるまちづくり推進計画 取組事業一覧表

◎廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃の検証について

〈当日配付資料〉

◎廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関することについて（諮問）

◎廿日市市協働によるまちづくり基本条例 逐条解説

◎協働事例集２０１２－２０２１

推進する仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の方向性の評価	事業実施上の課題等【今後の方向性・改善点】
										12月末時点	年度末時点	値	理由		
	1協働の理念の共有	1協働によるシンポジウムや講演会等の開催		協働推進課	継続	1	協働によるまちづくりフォーラム	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	まちづくり交流会の開催による交流の場と機会の提供	未実施 例年、2月頃に実施予定	2/22に廿日市市町内会連合会との連携事業として、「オンライン情報交換会 オンラインを活用した地域の打合せ会議のあり方～できない、じゃなく、やってみよう！～」を開催した。	B おおむね達成	・廿日市市町内会連合会と市民活動センターネットワーク登録団体を対象者として、オンライン開催で事例の共有、意見交換、情報交換を開催することで、新たなつながりが生まれた。 ・オンラインにより参加者が27名で期待より少なかった。	B	・開催案内をチラシ、HP、Facebookで行ったが、27名と参加者が少なかった。 ・オンライン導入へのきっかけづくりを引き続き進めていく。
				地域政策課	継続	2	情報交換会(地域自治組織対象)	各地区が取り組んでいるまちづくり活動の事例共有等を通じて、各地域同士の学び合いの場を提供するとともに、地域と市が協働のまちづくりを進めていくうえで不可欠な「信頼」と「対話」を継続的に築いていくため、地域住民と行政職員がフラットな立場で、自由に意見交換ができる場を設定する。	廿日市内28地区の地域自治組織を対象にした情報交換会を開催し、まちづくりチャレンジ応援補助金の採択案件などの発表等、廿日市内での先進事例の共有と、地域と地域、地域と市の情報交換を、年2回実施する。	令和4年1月29日に、市内28地区の地域自治組織(各2名)を対象として開催を予定している。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、「佐方アイラブ自治会」及び「コミュニティよしわ」の取組について紹介する動画を収録し、講師からの講評と全国の先進事例紹介とともにYouTubeで配信した。	B おおむね達成	取組の紹介をYouTubeで配信したことによって、日時の制約なく多くの方に視聴してもらえるようになった。		・令和3年度は集会での実施が難しかったためオンライン配信となったが、新型コロナウイルス感染症の終息後にどのような形で実施するか検討する必要がある。
				地域政策課	継続	3	情報交換会(防災士フォローアップ研修)	自主防災組織に所属されている防災士を対象に、地域防災に関する知識の習得、意識の醸成を図り、地域で活躍してもらうことを目的に研修会を実施する。	・防災士の活動事例紹介 ・専門的な知識を有する講師による講演会 ・市の防災に対する取組み紹介(具体的な内容については企画中)	令和4年1月15日(土)に市内28地区の自主防災組織に所属している防災士を対象に開催を予定している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は中止とした。	D 未実施 評価困難	未実施のため。		防災士の資格取得した方から、「防災士資格取得後どのように活動していけばよいか」という声がある。令和4年度においても研修会を開催予定であり、他地区の防災士の活動事例を紹介することにより、自分の地区での活動のヒントにしてもらえるよう企画していく。
				協推推進課	継続	4	情報交換会	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター代表者研修会の開催による交流の場と機会の提供	2/5(土)市民活動センター代表者研修会開催予定	・市民活動センター代表者研修会(2/5)は、延期の末に中止した。 ・オンライン情報交換会(2/22)を廿日市市町内会連合会と連携して実施した。	B おおむね達成	・廿日市市町内会連合会と市民活動センターネットワーク登録団体を対象者として、オンライン開催で事例の共有、意見交換、情報交換を開催することで、新たなつながりが生まれた。 ・オンラインにより参加者が27名で期待より少なかった。		・多様な主体が交流できる事業について、主催するだけでなく、他団体の取組みを支援する方法もあることがわかった。 ・まちづくり活動団体の困りごとを支援し、共有することが、交流の目的として良い。
		2まちづくり講演会の開催【宮島】※新規	宮島まちづくり企画室	新規	5	宮島まちづくり未来ゼミ	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりの一助とするため、学識経験者などを招聘し、島民対象に未来ゼミ(講演会)を開催する。未来ゼミを通じて、島民のまちづくりに対する意識醸成、主体性を培う。 ※未来ゼミ(年4回)開催予定	・12月に2回開催済み ・1～2月に2回開催予定	・全4回開催済み(リアル会場・オンラインのハイブリッド開催、オンライン開催のみなど、状況に応じて日程どおり開催した。) ・参加者数:84名、見逃し配信視聴者数:400回以上(3月末まで限定公開)	A 達成	・オンライン開催を原則とし、遠くは茨城県水戸市からの参加も得た。本年度はより実践的な内容とするため、県内外の実践者を講師に迎えたことにより、身近な事例が分かりやすく、まちづくり参加の意識が向上した。 ・次年度の「島づくり組織組成準備」のため、島民を始め、民間の取組が期待できる。	B	・コロナ禍の中で「オンライン」での開催も有効である一方で、まちづくり活動を実践していくためにも、「対面開催」も必要と感じている。実際、宮島地域は高齢者が多いため、Zoomなどに慣れていない人たちにに向けて、開催方法を検討していく必要がある。 ・来年度以降の企画内容については、まちづくり活動の進捗状況や直面する課題・困難の事案によって、参加者や島民の意見を聞きながら、講師選定や招聘を検討していきたい。 ・宮島島内既存団体との連携について、団体役員への情報提供・共有を通じて、相互理解を深めていきたい。	
		3出前トーク等による協働の理念啓発	協働推進課	継続	6	出前トーク「協働のまちづくり」実施	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	出前トークを開催し、市民の集まるイベントに赴き、協働によるまちづくり基本条例や第3期協働によるまちづくり推進計画の内容を説明することで、市民に協働の理念共有を図る。	・各地域への3期計画説明(4/6・9・15・26) ・市民センター所長会・職員部会 ・自治振興部内研修(6/25) ・友和小学校(10/6) ・町内会連合会(11/16)	・各地域への3期計画説明(4/6・9・15・26) ・市民センター所長会・職員部会 ・自治振興部内研修(6/25) ・友和小学校(10/6) ・町内会連合会(11/16)	A 達成	昨年度まで全く依頼が無かったが、第3期計画策定後、新しい計画を周知するため、様々な会議等への冒頭で話をする機会をいただき、啓発を実施出来た。		・オンラインを活用しながら、自分ごととして研修内容を捉えることが出来る工夫が必要 ・オンラインを活用した研修は、研修の目標がオンラインを使いこなすことに意識が向いてしまうので、オンライン管理と事業実施を分けて考える必要がある。	
			協働推進課	継続	7	新人職員研修、視察対応	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	・新人職員を対象とした研修を開催し、協働によるまちづくり基本条例と第3期協働によるまちづくり推進計画をもとに協働の理念共有を行う。 ・他市町のまちづくり団体や自治体等からの視察対応をし、廿日市の協働によるまちづくりの実践状況を市外に共有を行う。	10/19に協働によるまちづくり職員研修を開催した。	10/19に協働によるまちづくり職員研修を開催した。	A 達成	新人を集めて研修するだけでなく、事例発表する担当課も巻き込み、また、コロナ禍によるオンラインを活用した事業展開を試すことに挑戦した。			
		4協働事例集の作成と共有	協働推進課	継続	8	「協働事例集」の更新	協働によるまちづくり推進計画に基づき、廿日市内で実践されている協働事業の実践事例を掲載して、理念共有と実践方法のノウハウについて、庁内及びまちづくり活動団体に周知することで、協働によるまちづくりの推進を図る。	・協働事例を新規に掲載する。 ・協働事例集を庁内やまちづくり団体の活動の参考とできるように、事例集の掲載様式を刷新する。 ・庁内及び審議会、まちづくり活動団体へ協働事例の共有を図る。	事例集掲載予定の事例が3件あり、内容は決まっている。	新たに3件の事例を掲載した。	B おおむね達成	・新たな協働事例を掲載することが出来た。 ・事例集の様式の見直しを検討したが、実際に見直すところまでは至らなかった。		・協働事例集を平成24年(2012)年から作成し、追加し続けてきている。 ・多様な主体へ協働事例を届けていくためには、必要な情報にたどり着きやすくする工夫が必要である。 ・レイアウトや分類、掲載事例の見せ方を工夫したい。	
			協働推進課	継続	9	「協働」に関する取組共有	1－1－4「No. 8 「協働事例集」の更新」を参照								

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】
										12月末時点	年度末時点	値	理由		
①めざすまちに向かって		5	オンラインを活用した幅広い世代や遠隔地からの参加機会の提供	全庁協働推進課	継続	10	協働によるまちづくりフォーラム、情報交換会等にオンライン開催も取り入れる	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	協働によるまちづくりフォーラムや情報交換会等のZoom視聴又はYouTubeでのアーカイブ動画の公開を行う。	未実施 例年、2月頃に実施予定	2/22に廿日市市町内会連合会との連携事業として、「オンライン情報交換会 オンラインを活用した地域の打合せ会議のあり方～できない、じゃなく、やってみよう！ ～」を開催した。	A 達成	町内会連合会の三役会議についてオンライン開催の支援を行ったことから、組織の運営にオンラインを取り入れることを提案し、「オンライン情報交換会」を共に主催するなかで、オンラインでの事業開催を体験してもらうことが出来た。		
				協働推進課	継続	11	協働によるまちづくりについて啓発（HPやSNSで啓発）	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	HPやSNSを通じて、協働によるまちづくりの理念啓発に関する記事掲載や協働によるまちづくりに関する事業の実践事例の紹介をする。	第3期推進計画の情報や協働事例集、市民活動センターと連携した企画をHPに掲載した。	第3期まちづくり推進計画の内容や協働事例集、市民活動センターと連携した企画をHPに掲載した。	B おおむね達成	協働によるまちづくりに関する情報の発信は意識して取り組み、市民活動センターHPとのリンクをすることで効果を高めている。		
			自治振興部及び関係課	継続	12	地域連携会議	・自治振興部の組織の連携を図り、地域づくりの推進に向けた取組みを提案するとともに、課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属から地域の抱える課題や話題になっていることを持ち寄ることでお互いの業務を把握し、連携に向けたアイデア出し及び課題解決に向けた意見交換の場とすることで地域支援につなげる。	・会議の開催 【開催日】原則毎月第3水曜日（ただし、12月及び令和4年3月を除く） 【構成員】地域政策課、中山間地域振興室、協働推進課、各支所地域づくりグループ係長（GL）相当職（必要に応じて担当者も出席可。案件に応じて部内他課及び部外関係課も出席可） 【議題】部内の課題の共有、検討及び提案（まちづくりチャレンジ応援補助金、情報交換会、吉和支所複合施設整備事業、市有集会所の取扱い、交通安全計画等）	計6回開催し、部内の課題を共有、検討した。8月、10月は、大雨対応等を優先して中止とした。	計8回開催し、部内の課題を共有、検討した。	B おおむね達成	情報を共有して議論する場として機能しており、事業目的をおおむね達成できた。		夏季の大雨対応などにより開催できなかった場合であっても、課題の共有や検討ができる体制を構築する必要がある。	
				継続	13	各支所における地域連携会議	・佐伯支所（地域）内の組織の連携を図り、佐伯地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域への支援に繋げる。 ・市政運営会議、政策監会議、部課長会議の情報共有を行う。 ・佐伯市所内各課、市民センター、保育園、消防署の連携を促進する。	地域連携会議を原則毎月開催 ・開催日時：毎月第1金曜日 ・構成員：佐伯支所長、市民福祉担当課長、環境産業担当課長、包括さいき所長補佐、津田市民センター長、友和市民センター所長、玖島市民センター所長、浅原市民センター所長、佐伯消防署長、津田保育園長、友和保育園長、地籍調査課長、地域づくりグループGL ・議題：（第1部）各所属から情報提供、意見交換（第2部）政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて	計5回開催し、佐伯地域内の情報を共有して意見交換を行った。	計5回開催し、佐伯地域内の情報を共有して意見交換を行った。	B おおむね達成	・市政運営会議等の中止に伴い、地域連携会議も中止した。 ・開催回数は年間を通じて5回となった。開催時には各所属と情報共有、意見交換を行った。			
				継続	14	各支所における地域連携会議	・大野支所（地域）内の組織の連携を図り、大野地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域（市民）に最も近い業務を担うそれぞれの立場において、地域への支援につなげる。	大野支所会議開催 ・開催日時：毎月第1火曜日 ・構成員：支所長、市民福祉担当課長、環境産業建設担当課長、包括おおのGL、大野市民センター所長、大野西市民センター所長、大野東市民センター所長、大野消防署長、大野学校給食センター所長、社会福祉協議会大野事務所、地域づくりグループGL ・議題：（第1部）各所属から情報提供、意見交換（第2部）政策監会議、部内会議等の情報共有	・6月、9月、11月は、緊急事態宣言中や選挙期間中のため流会し、全6回開催した。 ・支所会議での情報提供により、地域課題解決に向け、グループを超えた担当者同士の協議の場を設けることができた。	・令和3年に入り、1月は蔓延防止対策期間中で流会、2月は書面による情報交換としたことにより、今年度は全8回開催した（うち1回書面）。 ・支所会議とは別に不定期ではあるが、福祉関係所属との担当者同士の協議の場を4回開催した。	B おおむね達成	・大野支所（地域）内の組織の連携を図るにあたり、今まで交流の無かった組織同士の顔つなぎとしては良かったが、特定の所属からの情報提供に偏ってしまったため、情報共有の仕方が今後の課題である。 ・大野地域の課題解決や提案による意見交換の場とし、地域への支援につなげられるよう、必要に応じて担当者協議も開催していきたい。			
				継続	15	各支所における地域連携会議	《島内連絡会議》宮島地域内の関係団体が一堂に会し、行事予定などを情報共有し、地域の課題等について意見交換を行う。 《管内課長会議》宮島支所管内の所属長が一堂に会し、各所管事項の情報共有や、地域の課題等について意見交換を行う。	《島内連絡会議開催》 ・開催日時：毎月1回開催（年間12回）慣習とし、開催日は毎月最終週、会場はetto宮島交流館 ・構成員：宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島町商工会事務局長、宮島観光協会事務局長、廿日市警察署宮島駐在所長、宮島消防署長、宮島学園校長、宮島幼稚園長、社会福祉協議会宮島事務所長、宮島支所地域づくりGL ・開催内容：関係団体が一堂に会し、行事等予定表や持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。 《管内課長会議開催》 ・開催日時：毎月1回開催（年間12回）を慣習とし、開催日は自治振興部課長会議の翌日、会場はetto宮島交流館 ・構成員：宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島水族館経営課長、宮島歴史民俗資料館長、宮島消防署長、宮島支所地域づくりGL ・開催内容：管内の所属長が一堂に会し、持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。会議終了後、引き続き宮島支所課長会議にて市政運営会議、政策監会議などの報告を行う。支所としての意見をまとめる案件があれば、この場を活用。	・島内連絡会議 9回 ・管内課長会議 5回	・島内連絡会議 12回 ・管内課長会議 8回	B おおむね達成	コロナ禍においても、目標数値の7割程度（年12回×0.7）実施できた。			
	2	1	目的に応じた庁内関係部署による会議の開催											・令和4年4月からの大野賑わい施設の供用開始に伴い、まちづくり会社（大野町商工会委託）や産業振興課等との連携・協力体制が必要となる。	
															・コロナ禍において（参集して）会議が開催できない期間があった。 ・今後、Zoom等Web会議端末を活用し、一堂に集まっでの開催の見直しなど、開催方法について検討の余地があるとする。

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表

(資料1－1)

推進する 仕組み	施策の 方向性	主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】
									12月末時点	年度末時点	値	理由		
協働によるまちづくりの実践・成果の共有		宮島まちづくり企画室及び関係課	新規	16	宮島まちづくり連絡会議・分科会	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくり事業を実施するにあたり、行政として、島内課題を関係部局の職員が共有し、意見交換や来年度以降の予算要求につなげるため、連絡会議と分科会を開催する。連絡会議は「全体会」、分科会はテーマごとによる「特定部局の会」として開催する。 ※連絡会議年1回、分科会は都度開催	・連絡会議を政策監会議に変えて実施済み。 ・分科会は全テーマで15回以上開催。 ・今後は、都度開催予定	・連絡会議は政策監会議で実施した。 ・分科会は18テーマ中、11テーマを20回以上開催した。 ・各関係課個別の会をその都度開催した。	A 達成	・コロナ禍の中、各テーマ関係課の協力により議論を深掘りし、予算措置や事業実施にかかる地元調整につながった事業もある。 ・主管課、関係課として、『自分事』としてテーマにかかる事業実施に関与してもらえるように、意識醸成を図ることができた。	B	・コロナ禍の中、会議で集まるのが難しい時期・状況にあった。オンラインで対応できるように、機器の配置などを人事・財政部局の配慮に期待したい。 ・テーマによっては、予算措置がなければ協議が進まない内容もあり、継続して「宮島まちづくり基本構想」の具現化を各関係課に理解を促していきたい。	
						福祉保健部を中心に関係課		継続	17	業務連携会議	地域にかかわる業務を所管する関係部署等が、連携し、地域に対する効果的なアプローチや支援を行うため、地域情報を共有すると共に、各部署が抱える課題の解決に向け、議論、検討を行う。 ・2ヶ月に1回開催(5月、7月、9月、11月、1月、3月) ・2部構成とし、第1部では関係所属から情報提供。併せて、各課のもつ、廿日市地域の11地区に対するアプローチを福祉総務課が集約し、共有する。 ・第2部は、議論、検討を行う。第2部では、事前に関係所属へ議題照会をする。年間計画を作成し、その内容に沿って行う。協議に必要な他部署に参加を依頼することもできる。 ・緊急で議論が必要になった案件も議題にあげることとは可能。		令和3年度に実施予定としている全6回の会議のうち、5回までが終了した。地域に係る関係部署の情報交換、協議の場となっている。	当初の計画通り実施した。
	2	まちづくり活動団体の活動支援【宮島】※新規	宮島まちづくり企画室	新規	18	いつくしま・まちなみ研究会等の活動支援	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを主体的に考え、活動している学識経験者などを中心に結成された「いつくしま・まちなみ研究会」や、地元工務店を中心に結成された「伝建宮島工務店の会」の活動を、行政の視点から支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区を後世に継承していく活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。	・4回開催済み ・以降、都度開催予定	3回開催済み、1回中止、1回開催予定	B おおむね達成		・コロナ禍により、思うように開催出来なかった。 ・会の性質により、多くの人数による作業等もあり、オンライン開催が適さない事情もあった。そのため、メールでの情報共有を進めてきた。	・学識経験者、職人など、事業に携わる人の高齢化が目立ってきている。事業の継続性を考えるとき、後継者の発掘、育成が急務となっている。 ・広島県ヘリテージマネージャーなど、伝統的建造物に対する知見を有する人材に入会を促すなど、広報活動にも力を入れる必要がある。
	3	まちづくり活動団体の育成【宮島】※新規	宮島まちづくり企画室	新規	19	みやじまの町家に親しむ会の育成	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを島民自身が主体的に考え、市民センタークラブとして結成された「みやじまの町家に親しむ会」の活動を、行政の視点から支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区に関心を持ち、郷土のことを学習する活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する	・5回開催済み(コロナ中止3回) ・1～3月で3回開催予定。	・5回開催済み(コロナ中止4回) ・1～3月で1回開催	B おおむね達成		コロナ禍により、毎月開催の予定が実績のとおりとなった。その中で、みやじま町家に関する知識の取得、シビックプライドの意識醸成を図ることができた。	・当該団体の会員数の増加に努めていく。 ・当該団体の活動、意義・目的など、広く広報周知する必要がある(「まちなみ通信」での紹介、市民センタークラブとしての発表活動の促進など) ・定例活動のテーマ、企画案などをいつくしま・まちなみ研究会、伝建宮島工務店の会などとの連携に努めていく。
	4	パブリックコメント制度による市政への市民参画	全庁	継続	20	パブリックコメント	政策形成過程における市民等の行政参画を推進するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上を図り、市民参画型の公平公正で開かれた市政の実現を目的とする。	案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に公表し、市民等にその案に対する意見を求め、その意見を考慮して市としての意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見に対する市の考え方を公表していく	3計画について実施(1計画は意見募集中) ・第6次総合計画後期基本計画3人(9件) ・第11次交通安全計画2人(3件)	6計画について実施 ・第6次総合計画後期基本計画 3人(9件) ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 2人(10件) ・第3期地域福祉計画 2人(3件) ・地域公共交通網形成計画 意見提出なし ・第11次交通安全計画 2人(3件) ・DX推進計画	A 達成		おおむね、パブリックコメント制度実施要綱に基づき、手続が進められている。	意見提出が少ないという問題点があることから、意見提出を増やすための工夫を実施する。
	5	協働事業提案制度の構築	地域政策課	新規	21	まちづくりチャレンジ応援補助金	地域経営の仕組みを取り入れた持続可能なまちづくりに取り組む地域自治組織の地域力の維持・持続や地域における新たな活力創出に向けた活動を支援する。	・制度内容の説明会実施 ・事業提案に係る企画・事業計画作成や多様な主体とのマッチング支援 ・まちづくりチャレンジ提案事業審査会の実施、採択事業の決定 ・補助金交付 ・採択事業の情報発信	4～5月にかけて地域自治組織への説明会を実施した結果、11団体から提案があった。8月1日に提案事業の審査会を実施して7団体の事業採択を決定し、補助金を交付した。	・採択された地域自治組織において、今年度の事業実績報告を作成しているところである(年度明け頃に提出予定)。 ・提出された事業実績を基に、地域自治組織と市で振り返りを行い、次年度の事業計画の充実化につなげる。	B おおむね達成		おおよそ予定していたとおりに事業は実施できたが、内容の充実化(協働性の発揮等)を図る必要がある。	・市職員による企画・提案力、地域をまとめるコーディネート力、地域自治組織の「地域課題の解決に向けた意識」の啓発力等の向上といった、地域自治組織と市の協働性が求められる。 ・協同労働や目的達成のための法人格の取得といった幅広い分野の知識が職員に必要であり、協働による事業に対する地域の機運を醸成することが求められる。 ・事業の成果を地域自治組織や審査委員と共有し合う情報交換会の継続実施の重要性が高い。
			行政経営改革推進課	継続	22	随意契約保証型民間提案制度	多様化、複雑化していく行政課題に対応し、良質で持続可能な行政サービスを提供していくため、市民サービス向上や業務効率化につながる民間事業者の優れた提案について、「市に新たな財源負担がかからないこと」や「独自性があること」などを条件に、採択した提案を随意契約することを前提として公募する制度。	・令和2年度に採択した11の提案の契約締結に向けた詳細協議 ・外部講師によるPPP研修会の実施 ・令和3年度の公募	・詳細協議に移行した11の提案のうち、3事業について契約等締結し、実行している。 ・6/28に全職員向けのPPP研修を実施し、PPPへの理解を深めた。 ・令和3年度においては、令和2年度提案の契約締結に向けた詳細協議に注力することとし、公募しないこととした。	・詳細協議に移行した11の提案のうち、3事業について契約等締結し、実施した。 ・加えて街路灯や庁舎等照明のLED化に関する2事業と太陽光発電と蓄電池を組み合わせたPPA手法の1事業について契約移行した。	D 未実施 評価困難		・令和3年度は、令和2年度提案の詳細協議に注力し、公募しないこととしたため、数値目標である新規5件の事業提案については未達成である。 ・令和3年度中に実施したソフト事業の提案については、講座の開催数や参加者数から課題解決につながっている。	・市民サービス向上に資する内容も多いが、ジャンルを問わない幅広い提案がなされたため、提案の審査及び詳細協議に手間と時間がかかっている。 ・来年度は、各担当課において民間提案を受けたい課題などを募集し、テーマを絞って公募する方式を検討している。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】	
										12月末時点	年度末時点	値	理由			
				協働推進課	継続	23	協働事業提案制度の構築	協働によるまちづくり推進計画に基づき、まちづくり活動団体同士など多様な主体によって、協働によるまちづくりの取組が進むよう、それぞれの主体による協働事業の提案制度を構築する。	提案制度構築に向けて、課題の洗い出しやロードマップ作成をする。	まちづくりチャレンジ応援補助金や民間提案制度を検討し、新たな制度構築へ結びつけるよう検討している。	まちづくりチャレンジ応援補助金の仕組みや周知方法等への連携を行い、地域自治組織にとって利用しやすいものになるよう助言した。	C 未達成	新たな制度の構築には至っていない。			
		1	市民活動センター・市民センターにおけるICTの利活用の促進 ※新規	市民センター	新規	24	利用者提供用の光回線の新設	2－1－1「No. 26 市民センターネットワーク環境整備」に統合								
				協働推進課	新規	25	市民活動センターにおけるWi-Fi環境の整備	・ウイズコロナ・ポストコロナ社会において、まちづくり活動団体が活動しやすい環境を用意する。 ・市民活動センターの新たなネットワーク環境の整備を行い、新しい生活様式に対応した市民活動センターとする。	ネットワーク機器を設置して、無線LAN環境や新たなネットワークを構築する。	9月に全館Wi-Fi環境を整備済み。さらに、会議室の有線LANも使用可能となった。	9月に全館Wi-Fi環境を整備済み。さらに、会議室の有線LANも使用可能となった。	A 達成	コロナ禍によりオンラインを活用した会議や研修のやり方へ変更していく中で、活動拠点としての市民活動センターに、Wi-Fi環境を整備することが出来た。		・オンラインを活用した取組への参加が難しい団体の把握とアプローチを今後どうしていくか。 ・ネットワーク登録団体へのサポートを拡大していくための方法	
				地域政策課 市民センター	新規	26	市民センターネットワーク環境整備	利用者提供用の光回線の新設 市民センターにおけるWi-Fi環境の整備	・市民センターにおけるWi-Fi環境の整備 ・ICTの利活用の促進に向けた環境整備 ・市民センターにおいて利用者提供用として光回線を新設する。 ・市民センターにおいて業務用ルーターの整備、諸室へのLANケーブルの配線、LANコンセントの整備等を行うことによるネットワーク環境を整備する。	全ての市民センターに有線・無線のインターネット環境を整備した。	全ての市民センターに有線・無線のインターネット環境を整備した。	A 達成	ICTを活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせにより、様々な状況に応じて効果的な事業を実施するための環境が整った。		施設利用者を対象としたICT活用講座などを継続して開催することで、整備した施設を有効活用できる環境を整える必要がある。	
				協働推進課	新規	27	市民活動センターにおけるICTの利活用の促進	ウイズコロナ・ポストコロナ社会において、まちづくり活動団体がICTを活用できるよう、IT知識の基礎を学ぶための講習会や、市民活動センターネットワーク利用のための相談会の開催やサポートを実施する。	・市民活動センターネットワーク利用のための相談会の開催やサポートを実施する。 ・IT知識の基礎を学ぶための講習会の開催する。	・ICT活用講座として「Zoomを使いこなそう」を11/30、1/27に開催 ・まちづくり活動団体へのICT講座希望のニーズ調査実施 ・まちづくり活動団体のオンライン活用へのサポート ・Zoom有料アカウントを利用した主催事業のサポート	・ICT活用講座として、「Zoomを使いこなそう」を11/30・1/27に開催した。 ・まちづくり活動団体へ、ICT講座希望のニーズ調査を実施した。 ・まちづくり活動団体のオンライン活用へのサポートを実施した。 ・Zoom有料アカウントを利用した主催事業のサポートを実施した。	A 達成	・活動拠点施設として、施設利用者へのオンライン活用について周知した。 ・オンラインを活用した会議や研修のあり方を周知し体験してもらった。 ・Zoomを活用した主催事業や会議のやり方を体験してもらい、今後の活動へ活かしてもらう機会を作った。		・ニーズの把握が困難 ・オンライン活用のハードルが高い と思っている意識の改革が必要	
				地域政策課 市民センター	新規	28	市民センターにおけるICTの利活用の促進	・市民センターにおけるICTの利活用を促進することによりデジタル・ディバイド解消に向けた取組を実施する。 ・新しい技術を活用した事業を実施することで新しい「つながり」を拡充する。	・ICTの利活用の促進に向けた環境整備を行う。 ・デジタル・ディバイド解消に向けた学習機会を提供する。 ・ICT活用講座オンライン開催やSNSの活用等に関する事業を実施する。 ・オンライン、対面・オンラインの併用による事業を実施する。	約60%の市民センターでデジタル・ディバイド解消に向けた講座を実施した。	約66%の市民センターでデジタル・ディバイド解消に向けた講座を実施した(実施していないセンターの内、3センターは計画したが中止した)。	B おおむね達成	数値目標の70%以上は達成している。また、講座を計画したが、コロナ禍により中止したセンターもあり、センター全体でデジタル・ディバイド解消に向けた講座の重要性は高まっているため、継続的に講座を実施することで、誰もが平等にデジタル化の恩恵を享受できる環境を目指す。		行政手続きのオンライン化や様々な分野における取組がデジタル化されることから、デジタル・ディバイド解消に向けた講座の重要性は高まっているため、継続的に講座を実施することで、誰もが平等にデジタル化の恩恵を享受できる環境を目指す。	
				地域政策課 市民センター	新規	29	デジタル・ディバイド解消に向けた学習機会の提供	2－1－1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照								
		2	中間支援組織の機能強化と、まちづくり活動への支援	協働推進課 市民活動センター	継続	30	まちづくり活動への支援	市民と行政とのパートナーシップを形成しながら、市民活動が活発で、市民が主体となったまちづくりを進めるため、必要な情報や資源、技術などを提供することを目的とした市民活動団体と公共的団体などとの中間支援を行う。	まちづくり活動団体からの個別相談や市民活動なんでも相談などを通じて、課題に応じた情報や資源、技術などを提供する。	・毎月2回「市民活動なんでも相談」の開催 ・まちづくり活動団体の運営に関わる個別相談	・毎月2回「市民活動なんでも相談」を開催した。 ・まちづくり活動団体の運営に関わる個別相談を実施した。	A 達成	・窓口や電話による、まちづくり活動団体からの相談に対応し、必要があれば関係部署・専門機関へつないだ。 ・専門家による相談会を広く周知し、団体運営や法人化等への支援を行う事が出来た。			
		3	新しい技術を活用した「つながり」の拡大 ※新規	地域政策課 市民センター	新規	31	対面・オンラインの併用による講座の実施	2－1－1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照								
		4	協働に係わるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	協働推進課	継続	32	協働によるまちづくりフォーラム	1－1－1「No. 1 協働によるまちづくりフォーラム」を参照								
				協働推進課 地域政策課	継続	33	情報交換会	1－1－1「No. 4 情報交換会」を参照 1－1－1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照								
				佐伯支所	継続	34	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援(定住促進)	人口減少や高齢化の著しい中山間地域に地域支援員を配置し、佐伯・吉和地域の魅力発信及び移住・定住の支援を行い、両地域の将来の担い手を確保する。	佐伯・吉和地域への定住促進に係る活動として、次に掲げる活動を行う。 ①佐伯・吉和地域への移住・定住相談対応 ②オンラインによる移住・定住相談対応 ③Web動画などを活用した佐伯・吉和地域の魅力発信 ④地域自治組織等と連携した移住・定住促進の取組	①佐伯地域への移住・定住相談18件対応 吉和地域への移住・定住相談11件対応 ③魅力発信用動画等9本作成 ④市宮向原住民リノベーションワークショップの実施	②移住定住に関するLINE公式アカウントの作成 ②空き家バンクHP作成 ・向原住民のVR作成	B おおむね達成	目標に掲げていた内容をコミュニティや事業者を巻き込みながら達成した。		・Web動画などを活用したオンラインでの移住・定住相談への対応強化 ・スタートさせるHPや公式LINEアカウントの継続的運用	
				佐伯支所	継続	35	浅原地区の活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある浅原地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、地域自治組織の活動支援や交流、関係人口拡大のための地区外への情報発信、浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究及び企画サポートなどを通じて、地域力の維持・強化を図る。	浅原地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動を行う。 ・広報活動及び売り込み ・多様な主体と関わり、想いを知る ・「浅原の未来を創る会」の活動支援 ・浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究 ・地域運営組織の法人化に向けてのサポート	・地域まわり ・浅原まちづくりアンケートの集計・分析補助 ・市民センター事業への参加 ・円卓会議・理事会等への参加 ・円卓会議・理事会等への参加	・地域まわり ・浅原まちづくりアンケートの集計・分析補助 ・市民センター事業への参加 ・円卓会議・理事会等への参加 ・行政(住宅政策課等)と地域の橋渡し ・移住者を講師とした事業の企画サポート	B おおむね達成	浅原地区が持続可能なまちづくりに向けて、ビジョン作成や法人設立にむけて動き出した。			

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】
										12月末時点	年度末時点	値	理由		
	1	5	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援	佐伯支所	継続	36	玖島地区の活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある玖島地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、①地域自治組織の活動支援、②交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、③地域活動への事業所の巻き込み、④新たな視点を盛り込んだ事業展開などを通じて、地域力の維持・強化を図る。	玖島地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動を行う。 ・SNSの開設及びそれを活用した定期的な玖島地区の情報発信 ・HPの開設及び整備 ・物販の強化 ・メディアへの発信	・地域支援員の活動広報誌「さよし きゅんto山」発行 ・広島工業大学と協力し、HPの作成を進めている。 ・物販に関するセミナーの受講 ・ニュースレターでの情報発信	・玖島コミュニティHPの立ち上げ(3月中完成予定) ・地域支援員全体の活動の広報により、メディアや地域内外への知名度が向上した。 ・コミュニティ、市民センター、支所間で情報を共有した。 ・食品衛生責任者の資格を取得した。	B おおむね達成	玖島地区活性化に意欲的に取り組み、メディアや地域内外への知名度が向上するなどの成果を挙げた。		・コミュニティ活動に新しい人材を巻き込み、コミュニティ内の意思統一を図る。 ・事業運営についてのスケジュール、役割分担の明確化 ・スタートさせるHPやSNSの継続的運用
				佐伯支所	継続	37	佐伯高校の魅力化	地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手の育成を行うために、佐伯高校の存続に向けた、同校の魅力化の取組を支援し、地域力の維持・向上を図る。	佐伯高校の魅力化に係る活動として、次に掲げる活動 ①SNS等を活用した定期的な佐伯高等学校の魅力発信 ②地域と連携した魅力化の取組の企画・運営 ③学校が取り組む魅力化の取組の支援 ④公営塾の企画・運営	・地域支援員のFacebookや市のLINEを活用した魅力発信 ・津田商店街とコラボしたイベントの支援 ・さえき学の支援 ・公営塾の新しい教室の企画・開催 ・下宿先確保	・地域支援員のFacebookや市のLINEを活用して魅力を発信した。 ・津田商店街とコラボしたイベントを支援した。 ・さえき学を支援した。 ・公営塾の新しい教室を企画・開催した。 ・下宿先を確保した。	A 達成	定員を大幅に超える志願者の増加があった。		・公営塾の方向性の見直し(学校との役割分担等) ・下宿の確保
				吉和支所	継続	38	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	・平成30年度に実施した住民アンケートを軸とした地域課題の内容を理解し、解決策を模索する。 ・吉和地域の課題解決を行うための地域運営組織設立を支援する。 ・各分科会(吉和の未来を考える会)のプロジェクトへ参加する。 ・地域づくりプランの見直しへ参画、地域運営組織の事業計画づくりの支援 ・地域イベントの開催支援 ・地域への移住・定住支援	・平成30年度アンケートを軸とした子育て世代への取組検討 ・地域自治組織との協議・調整 ・吉和の未来を考える会参加・支援の実施 ・吉和ココから塾においてマルシェ開催・支援	・吉和の未来を考える会に参加・支援した。 ・サテライトオフィス誘致等事業を支援した。 ・吉和ココから塾開催を支援した。 ・コミュニティよしわふれあい交流センターの指定管理に向けた調整を行った。	B おおむね達成	コロナ禍において、オンラインツールの活用などをとおして、会議の支援や住民との話し合いなどを柔軟に行い、目標を達成することができた。		・方向性 コロナ禍において、対面での会議等の開催が難しくなる中、状況に応じて、非対面の会議の開催を引き続き行っていく必要がある。 ・課題 地域住民のオンラインツールの知識や技能が行き届いていないため、啓発を行っていく必要がある。
				吉和支所	継続	39	吉和地域の活性化	暮らし続けられる吉和地域の実現に向けて、平成30年度に実施した各種アンケートの結果や意見交換で出された提案を基に、小さな拠点の形成にあわせ、多様な主体の参画(公民協働)により、地域の課題解決や活性化に向けた地域経営の仕組みづくりを支援する。	(1) 地域経営の仕組みづくりの検討 (2) 地域運営組織の事業収入確保策の具現化の検討 (3) ロードマップの作成	・吉和の未来を考える会4回実施 ・ビジョンの見直し	・吉和の未来を考える会を実施した(6回)。 ・ビジョンを作成した(実践団体候補のみ案)。	B おおむね達成	ZoomやLINEグループの活用により、コロナや仕事等で参加が難しい方に対しても非対面による話し合いを行うことが出来た。		・方向性 今年度作成したビジョンについて、地域主体で取り組むための助言や支援を行っていく。 ・課題 地域運営組織の事業収入の確保等は具現化できておらず、来年度も引き続き吉和の未来を考える会等をおとして、市の施策や他の先進事例等の紹介を行っていく必要がある。
				吉和支所	継続	40	小さな拠点づくり(吉和地域課題解決)	吉和地域では、近年の少子高齢化も相まって過疎化が進行しており、集落の暮らしを維持していくことが危ぶまれる状況にある。このような状況の中で、平成30年度から検討を進めている公共施設の再編を契機に、本地域の行政・防災、市民活動の拠点機能の強化や小さな拠点づくりの取組を進めることで持続可能なまちづくりを目指す。	・吉和の未来を考える会 ・吉和ココから塾(人材育成塾) ・お試しオフィス企業誘致	・吉和の未来を考える会4回実施 ・吉和ココから塾3回実施 ・お試しオフィス3件利用・サテライトオフィス1件誘致	・吉和の未来を考える会を実施した(6回)。 ・吉和ココから塾を実施した(4回)。 ・お試しオフィスを3件利用・サテライトオフィスを1件誘致した。	B おおむね達成	ZoomやLINEグループの活用により、コロナや仕事等で参加が難しい方に対しても非対面による話し合いを行うことが出来た。		・方向性 コロナ禍において、対面での会議等の開催が難しくなる中、状況に応じて、非対面の会議の開催を引き続き行っていく必要がある。 ・課題 地域住民のオンラインツールの知識や技能が行き届いていないため、啓発を行っていく必要がある。
				農林水産課	継続	41	定住促進・地域農業持続化	中山間地域における主要かつ生活に密着した産業である農業を持続可能なものにするため、農業・農村の持続化をテーマとした地域支援員を配置し、佐伯地域をフィールドに持続可能な農業の具体事例の実践と検証を行い、地域営農の継続と移住・定住促進を図る。	地域住民との交流を通して、地域農業を継続するうえでの課題抽出 前任の支援員から引き継いだ取組(地ビールの製造・販売)の継続実施	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、イベントの実施や支援などが困難であったが、他の支援員や農業指導員、市民センターと関わりながら地域の状況などの把握に努めた。	地域農業の課題となっている遊休農地の活用に向けて、水田で栽培可能な特産品の栽培試験に向けた調整を行った。来年度から栽培試験を行う予定である。	B おおむね達成	地域住民と関わっていく中で、地域農業の問題を抽出し、地域農業に精通する農業委員との調整を行うことで、協働の意識をもって課題解決にアプローチできている。		・地域行事についてはより主体的に参画し、地域住民との支援・交流を深めることで、地域の課題を共有していく必要がある。 ・コロナ禍でも取組めることを進め、地域住民との協働を進める必要がある。
		6	中山間地域の人材育成塾の開催	佐伯支所	継続	42	中山間地域人材育成事業(津田ココから塾)	・中山間地域の課題解決に挑戦する人材の発掘・育成等をめざして、令和2年度に開催した津田ココから塾参加者のフォローアップ、成果発表会の開催等を行う。 ・開催に当たっては、津田商店街を創る会等と連携して実施する。	①津田ココから塾参加者のフォローアップ ②令和2年度に開催した津田ココから塾参加者の成果発表の支援など	令和3年10月22日・23日に商店街の軒先を利用したお試し出店を開催	令和4年3月24日に、これまでの取組やこれからやりたいことなどを発表する成果発表会を開催した。	B おおむね達成	・コロナ禍でも取組が止まらないようZoomでのオンライン会議を実施した。		・商店街を創る会やコミュニティには高齢者が多いため、Zoomでの会議には抵抗がある人もいる。 ・お試し出店や円卓会議など、自走に向けて取り組んでいく。
				吉和支所	継続	43	中山間地域人材育成事業(吉和ココから塾)	佐伯・吉和地域での働き手や地域づくりの担い手の確保、商工会等伴走支援者の育成、また、吉和地域においては、小さな拠点の運営組織となる地域運営組織の為の人材の確保のため、佐伯・吉和地域のまちづくりへの参画並びに地域内での就業、創業、起業または事業承継を行うプレイヤーの獲得、事業所の誘致、プレイヤーを支援する支援機関の職員育成など、総合的に人材を確保、育成する人材育成塾を開催する。	「吉和ココから塾」の開催支援 ①「吉和ココから塾」の企画・立案調整 ②「吉和ココから塾」の実施・運営(3回開催) ③「吉和ココから塾」のフォローアップ	・「吉和ココから塾」の実施・運営(3回) ・「吉和ココマルシェ」の開催・支援	・「吉和ココから塾」を実施・運営した(4回)。 ・「吉和ココマルシェ」を開催・支援した(1回)。 ・令和4年度の2回目「吉和ココマルシェ」を企画・調整した。	B おおむね達成	ZoomやLINEグループの活用により、コロナや仕事等で参加が難しい方に対しても非対面による話し合いを行うことが出来た。		・方向性 地元事業所の新たな事業展開を通じて、吉和地域の人材の誘致、育成、供給がによる就業、起業、創業、事業承継の促進を目指していく。 ・課題 持続可能な地域の担い手人材不足を解決するための取組として、今年度は吉和地域事業者間の連携が向上してきたが、地域外との連携が不十分であり、人材の誘致や供給の仕組みづくりについて力を入れていく必要がある。

推進する 仕組み	施策の 方向性	主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】
									12月末時点	年度末時点	値	理由		
② 特色を生かしたまちづくり		7	自治会・自主防災会等との連携	福祉総務課	継続	44	避難行動要支援者の避難支援	・災害対策基本法に基づき、高齢や障がいなどの理由で災害時に自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)の名簿を予め作成し、災害発生時の避難支援活動や安否活動に役立てる。 ・避難行動要支援者名簿は、地域自治組織、自主防災組織や民生委員等(避難支援等関係者)に情報提供し、地域における避難行動要支援者の避難計画(個別計画書)の策定や助け合いの体制を構築する。	・避難行動要支援者名簿の更新 ・避難支援等関係者への名簿・地図等の情報提供、連携 ・アドバイザーによる避難支援体制の構築支援	・12月19日に地域自治組織・自主防災組織対象の避難支援活動情報交換会を開催。 ・2月13日に原(モデル地区)で避難訓練実施予定。	中止となった2/13の避難訓練の代替として、3/3に振り返り会を開催した。	B おおむね 達成	左記の情報交換会やモデル地区事業のほか、各地区で実施された町内会等への避難行動要支援者避難支援制度に関する説明会や避難訓練等に参加して説明を行う等、地域自治組織や自主防災組織等と連携して取り組むことができた。	地域によって特色・取組内容にばらつきがあるため、各地区の課題解決に向けて個別に支援を行うとともに、情報交換会等で積極的に取り組んでいる事例を紹介する等、継続して避難支援活動の醸成を図りながら、優先順位を決めて進めていく必要がある。
		8	市民センターの地域運営	地域政策課	継続	45	佐方市民センター・串戸市民センターほか	地域自治組織が生涯学習の場であるとともに地域づくりの拠点である市民センターを運営することにより、地域自治の向上を目指し、その機能を活かしてまちづくりを進める。	佐方、串戸地区において市民センターを地域自治組織により運営する。	佐方、串戸市民センターの指定管理者として地域自治組織と契約を締結した。 (令和3年度～令和7年度)	佐方、串戸市民センターの管理を適正に行っている。 佐方:利用者数 25,871人 串戸:利用者数 12,589人	A 達成	乳幼児から高齢者まで、幅広い年齢層の方々が参加できる事業や多くの地域住民が気軽に交流を図ることができるような事業を企画・実施した。	他の市民センターへの指定管理者導入について、各地域の状況や地域自治組織などの意思を確認して検討する。
		9	まちづくり活動団体同士の連携促進	市民活動センター	継続	46	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進するため、各団体の連携を促す。	・まちづくり交流会の開催による交流の場と機会の提供 ・市民活動センター代表者研修会の開催による交流の場と機会の提供 ・市民活動センターまつりの開催による交流の場と機会の提供 ・さくらdeファミリーによる団体の連携を促す。 ・さくらdeファミリーによる団体紹介の実施	・市民活動センター代表者研修会は2/5開催予定 ・市民活動センターまつりは今年度中止 ・さくらdeファミリーによる団体紹介実施	・市民活動センター代表者研修会(2/5)は、延期の末に中止した。 ・市民活動センターまつりは、今年度中止した。 ・さくらdeファミリーによる団体紹介を実施した。	B おおむね 達成	・廿日市市町内会連合会と市民活動センターネットワーク登録団体を対象者として、オンライン開催で事例の共有、意見交換、情報交換を開催することで、新たなつながりが生まれた。 ・オンラインにより参加者が27名で、期待より少なかった。	
				佐伯支所	継続	47	中山間地域回遊促進事業	・佐伯総合スポーツ公園のにぎわいづくりや、佐伯・吉和地域の交流拠点施設の来訪者を、地域内に点在する店舗や観光施設への回遊につなげ、交流人口や関係人口の拡大をめざす。 ・商工会、観光協会などと協議会を立ち上げ、地域団体、地域自治組織、地域活動団体などの参画のもと、実施する。	①キッチンカーの出店調整 ②マルシェの開催 ③回遊スタンプカード又は来訪者へのポイントの付与によるオンラインデータを活用した抽選会の実施等	①令和3年5月・6月・10月・11月に計7回キッチンカーを出店 ②令和3年7月・10月・11月に計3回マルシェを開催 ③令和3年10月に開催したマルシェと同日にLINEのショッピングカード機能を活用した宝さがしゲームを開催	・11月28日(日)にマルシェを開催した。同日にLINEのショッピングカード機能を活用した宝さがしゲームを開催した。 ・3月19日(土)の女子硬式野球オープンングゲームに併せてマルシェを開催した。同日に情報発信用のLINEのお友達登録者数を増やす為の抽選会を実施した。	C 未達成	・コミュニティや地元事業者と信頼関係を築き、マルシェやキッチンカーの出店を行った。 ・LINEのショッピングカード機能を活用したイベントの開催を行った。 ・中山間地域の回遊促進に資するイベントについて、新型コロナウイルス感染症の拡大などによって実施できなかった。	・公園のイベントに併せて、マルシェの開催場所や内容の工夫の必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症での公園の利用停止や天候によって開催できない場合がある。 ・協議会を中心とした地域団体や地域事業者などの参画が不十分である。
				高齢介護課	継続	48	生活支援体制整備事業	・日常生活圏域ごとに、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足する生活支援サービスの把握及び創出、関係機関・団体との連携体制づくり及び情報共有、地域の支援ニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチングなど、生活の面から支援体制の充実を図る。 ・見守り機能を持つ通いの場づくりや、電球の交換やゴミ出しなどの軽度な生活支援を必要とする高齢者のニーズに対応する支援体制を整備するために、住民主体の話し合いの場となる協議体づくりを推進する。	(社会福祉協議会へ委託して実施) ・移動支援に関するサービスの創出 ・協議体づくりの推進(令和2年度末の第3層協議体の数は28コミュニティ中8か所)	・第3層協議体は8か所 ・12月7日に廿日市地域で「地域共生社会の実現に向けて」をテーマに、「ささえあいのまちづくり情報交換会」を実施した。 ・運転ボランティアを養成、育成するための研修を検討しているところ(研修は令和4年度に実施予定)。	・第3層協議体は8か所 ・話し合い実施回数と人数は集計中 ・協議体のある9区では、「75歳以上を対象に普段の暮らしの困りごとをアンケートで把握し、困りごとを解決するためにボランティアチームをつくることを検討」されている。また、協議体ができていないところでも、「民生委員のOBなどの地域住民が、一人暮らしの高齢者や集落から離れたところにお住まいの高齢者世帯などを訪問するしくみ(原)」など、地域によって、住民の人たちのアイデアで、様々な支え合いのしくみが生まれている。	B おおむね 達成	ゆっくりではあるが、地域が支え合う大切さを意識し、それぞれの地域特性やニーズ、また考え方に応じた取組が生まれつつある。	
		10	移住定住のきっかけをつくる地域との連携	住宅政策課	継続	49	向原住宅リノベーションワークショップ	・中山間地域において、多様な主体と市との協働により空き家等の活用に係る取り組みを実行するため、中山間地域の市営住宅を活用し、戦略的かつ具体的な実践モデルを創出する。 ・地域の方々との連携を深め協働により、市営向原住宅をリノベーションすることで中山間地域への移住を促し、空き家バンク制度の更なる活用により定住を促進させる。	市営向原住宅の空き室にて、リノベーションワークショップを開催する。	第1回:8/8 第2回:9/19 第3回:10/16 第4回:11/6 第5回、第6回は今年度中(2月、3月)に実施予定	第1回:8/8 第2回:9/19 第3回:10/16 第4回:11/6 第5回:2/19 第6回:3/6	A 達成	・コロナの影響による日程の変更を行ったが、全てのワークショップを行う事が出来た。 ・第4回以降は、Zoomによる配信を行うなど、現地参加出来ない方にもオンラインで参加いただけた。 ・地域支援員の呼びかけもあり、地域の方によるワークショップ見学も好評を得た。	・ワークショップ実施においてのコロナ感染対策の徹底が最重要課題 ・ワークショップ開催による参加者募集や、Zoom配信及び現地見学会の周知方法が難しい。 (市HP、FB、LINEだけでは宣伝不足になりがちで、広く呼びかけるには有効的な媒体ではないと感じる。) ・今回のようにモデル的試みであれば問題ないが、その他住宅等に発展させていくには費用面に課題が残る。空き家所有者、民間事業者の主体的な取組となるような仕組みが必要となる。
					新規	50	空き家相談員養成講座	・新たな空き家の発生を抑制するため、居住中の段階から予防に向けた支援を行い、地域の方々の意識啓発、空き家等に関する知識の普及を行う。 ・空き家のお助けパートナー養成講座を受講し、修了証を得ることで空き家のお助けパートナーとなってもらい、地域の空き家相談をしやすくする体制を構築する。	空き家相談員養成講座を佐伯地域(津田・浅原)と吉和地域で各地域4回ずつ開催する。	【佐伯地域】 第1回:9/14 第2回:10/26 第3回:11/11 第4回:12/14(津田のみ) 1/24に浅原の最終回を実施予定 【吉和地域】全課程修了 第1回:9/22 第2回:10/12 第3回:11/4 第4回:11/24	【佐伯地域】 第1回:9/14(Zoom) 第2回:10/26 第3回:11/11 第4回:12/14(津田のみ) :1/24(浅原のみ) 【吉和地域】全課程修了 第1回:9/22(Zoom) 第2回:10/12 第3回:11/4 第4回:11/24	A 達成	・各地域全ての行程を予定どおり修了することができた(第1回目については、コロナの蔓延防止のためリモートで実施)。 ・講座に対する受講者の満足度は95%となった。 ・本講座受講後、地域の空き家についての悩み相談を実際に受けた受講者から市に対して情報提供が4件ある等、地域と市の協力体制が構築されてきている。	・各地域において、空き家予防に対する考え方の基礎が構築され、今後は空き家対策活動を継続するための仕組みづくりが重要なポイントとなる。気運が高まっている間に仕組みづくりをしていくことが肝要と考えられる。 ・講座の実施前に、対象地域の空き家問題に対する認識度合い確認した上で、地域に合った進め方を検討する。 もしくは参加者の問題意識にあわせて進め方を検討すると良い。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】			
										12月末時点	年度末時点	値	理由					
		11	地域の見守りや 相談・支援、地 域福祉活動	高齢介護課	継続	51	・高齢者が有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるように支援することを目的とする。 ・通いの場は、高齢者の身近な場所（市民センター、集会所、その他）でいきいき百歳体操などの簡単な運動を週1回以上行っており、定期的に集まることで、互いに気かけ合う気持ちが醸成され、介護予防や閉じこもりの防止だけでなく、日常的な支え合いや見守り等につながっている。	・いきいき百歳体操を活用した通いの場づくりの支援を行う。 ・いきいき百歳体操のフォローとして、体力測定とともに、3か月後に栄養改善のミニ講座、6か月後に口腔ケアのミニ講座、1年後に認知症の理解と予防に関するミニ講座を行う。	・通いの場の箇所数：72か所 ・1年半後のフォローとして「これから手帳」を活用し、今の生活にとこれからの暮らしについて考える機会を提供する。	・通いの場の箇所数：76か所 ・通いの場に参加している高齢者の割合：4.8% ・1年半後のフォロー支援：1か所	B おおむね 達成	・通いの場の数は、目標値を達成した。 ・通いの場に参加している高齢者の割合は、目標値に届かなかったが、通いの場の増加に伴い、今後は増加すると見込まれる。		・通いの場が続けられるように、専門職と連携しながら通いの場に向き、自立支援や介護予防の支援を行っていく。 ・1年半後のフォロー支援を積極的に行っていく。				
				福祉総務課	継続	52	民生委員・児童委員活動 住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。	(1)地域福祉活動の推進による地域共生社会の実現 ①相談支援活動の充実 ②災害時避難行動要支援者避難支援活動の推進 ③高齢者への支援活動の充実 ④障害者への援助対策の推進 ⑤児童委員活動の充実強化 (2)広報活動の充実 ①民生委員児童委員活動のPRの実施 ②「市民児協だより」の発行 (3)組織基盤の強化及び連絡調整 ①理事会、会長会議、各部会及び地区定例会等での意見交換の推進 ②報告・連絡・相談の強化 ③行政機関、社会福祉協議会、各種関係機関との連携強化	・ポスターなどで民生委員のPR活動 ・8月に市民児協だよりを発行 ・10月～12月に高齢者訪問事業を実施 ・毎月会長会議および各地区で定例会を実施 ・地域の人からの相談に応じて、各関係機関へつなぐ。	当初の計画より縮小して実施した。	B おおむね 達成	新型コロナウイルス感染症の影響により、当初よりは縮小しての実施であったが、令和3年度まちづくりアンケートで、普段の生活の中で困りごとを相談したり、助けてもらったりする人が民生委員と回答した人が4.6%であり目標を概ね達成したと考えられる。		・コロナ禍で会議や研修が中止またはリモートやオンラインで開催されるなどの変化があり、オンライン環境の整備が必要であるが、委員の大半が高齢であるため、使いこなせないという課題がある。 ・民生委員・児童委員のなり手不足により、民生委員・児童委員活動をより地域住民へ周知していく必要がある。活動を知ってもらい、なり手の裾野を広げる。				
	2	コミュニティ ビジネスの普 及と推進	1	まちづくり活動団 体向けのコミュ ニティビジネスの 勉強会・相談会 の開催 ※新規	市民活動セ ンター	継続	53	・市民活動センターの相談機能として、市民活動団体における運営や企画立上げに相談を受けるためなんでも相談を開催している。 ・コミュニティビジネスに関する相談を受け付ける。	・市民活動なんでも相談の開催し、まちづくり活動団体向けのコミュニティビジネスの相談を受ける。企画立上げの支援や、他団体の情報などを提供する。 ・具体的なビジネスに関する内容の相談については、しごと共創センターと連携を図る。	・毎月2回「市民活動なんでも相談」開催 ・まちづくり活動団体の集会の場で相談の周知 ・相談内容により、しごと共創センターへつなぐ。	・毎月2回「市民活動なんでも相談」を開催した。 ・まちづくり活動団体の集会の場で、個別相談実施を周知した。 ・相談内容により、しごと共創センターへつないだ。	A 達成	・窓口や電話による、まちづくり活動団体からの相談に対応し、必要があれば関係部署・専門機関へつないだ。 ・専門家による相談会を広く周知し、団体運営や法人化等への支援を行う事が出来た。	B				
					しごと共創 センター	継続	54	・市内事業者や創業希望者を対象に様々な相談に対応し、事業者や創業希望者の課題解決を図る。 ・創業希望者に創業のポイントや基礎知識を習得してもらい、創業のきっかけとする。	・各種相談に対応する個別相談会の実施(月3回) ・創業セミナーの開催(4回コース)	・個別相談会相談延べ件数：58件 ・創業セミナーを1・2月に開催予定	・個別相談会を開催した。相談延べ件数：115件 ・創業セミナーを1・2月に4回シリーズで開催した。参加人数：33人	B おおむね 達成	コロナ禍でオンライン開催となり、リアル開催でしか得られない、参加者同士の交流や情報交換ができなかったが、現役大学生や主婦の方等性別、年齢を問わず多様な層の参加があり、今後創業を具体的に考えていくための大きなヒントとなった。		セミナー参加者へのアンケート調査を継続して実施し、受講後の状況を把握に努めるとともに、専門家の個別相談への誘導など、受講後のフォローアップを強化する必要がある。また、創業後も専門家の個別相談を促し、伴走支援を継続する。			
		2	地域に密着した 課題を解決する コミュニティビジ ネスへの支援	協働推進課	継続	55	地域主体の課題解決の一つの手段であるコミュニティビジネスに対する興味関心や理解の促進、情報共有を行う。	・協働事例集などで、コミュニティビジネスの事例紹介を行う。 ・コミュニティビジネス実施にむけた中間支援を実施する。	・コミュニティビジネスへの関わりとして「協同労働」について学ぶ。 ・「協同労働」関係者との意見交換・勉強会	Zoomによる研修会への参加や、広島市の取組み状況を照会した。	B おおむね 達成	「協同労働」という新しい働き方について学ぶ機会を複数回持ち、コミュニティビジネスの1つの手法として取り組むことで整理することが出来た。						
				しごと共創 センター	新規	56	ビジネスチャレンジ コンテストの活用 (創業意識の醸成、 創業希望者の掘り 起こし)	ビジネスチャレンジコンテストの実施(廿日市商工会議所委託事業) ・ビジネスプランの募集、審査、優秀なビジネスプランの表彰 ※新型コロナウイルスのため、実施時期等詳細は未定	・ビジネスのプランの発表会を3月に実施予定。 ・ビジコンプラン募集に先立ち、廿日市市をフィールドにした起業事例を学ぶセミナーを12/4に開催(29人参加)	ビジネスプランコンテストを3/5に開催した(オンライン中継も実施)。廿日市市の地域や企業が抱える課題を解決するプラン、廿日市市で挑戦してみたいプランの計8プランの応募があり、考案者による発表が行われた。	B おおむね 達成	VRやITを活用したプランなど、コロナ禍の現況やトレンドを取り入れたものが多く、審査員として参加していた事業者がすぐに取り入れたいというプランもあり、事業マッチングにつながる内容であった。	プランの熟度や提案者の熟度にもよるが、今回の発表会で終わらずのではなく、集まったプランの実現に向けて、フォローアップしていく必要がある。					
		3	多様な主体による 協働による持 続可能なまちづ くりの取組への 支援	協働推進課	継続	57	多様な主体の相談 機会	多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組への支援	・まちづくり活動団体からの相談を受け付ける。必要に応じて、庁内他部署や他団体に情報共有、相談の引継ぎを行い持続可能なまちづくりの実施支援を行う。 ・市民活動なんでも相談の開催	・窓口、電話等にて相談を随時受け付けた。 ・必要に応じて、関係部署・団体へつなぐ。 ・専門家へつなぐ場合は、「なんでも相談」へつなぐ。	・窓口、電話等にて相談を随時受け付けた。 ・必要に応じて、関係部署・団体へつないだ。 ・専門家へつなぐ場合は、「なんでも相談」へつなぐ。	B おおむね 達成	・窓口や電話による、まちづくり活動団体からの相談に対応し、必要があれば関係部署・専門機関へつないだ。 ・専門家による相談会を広く周知し、団体運営や法人化等への支援を行う事が出来た。					
				地域政策課	継続	58	まちづくり交付金	・廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、地区のまちづくりのパートナーである地域自治組織が実施する地域づくり活動に係る事業に要する経費を補助する。 ・多様化する地域課題に対処するため、資金使途を特定せず、地域自治組織が使途を選択できるような一括交付金として交付している。	・まちづくり交付金の交付申請、実績報告等の事務 ・地域情報の把握(関係所属及び社会福祉協議会等の関係団体との地域情報の共有、地域自治組織に対しての地域が抱える課題や最近の変化・ニーズ等のヒアリング、事業実施状況の把握及び地域自治組織との振り返りによる好事例や反省点の引継ぎ) ・地区の実情に適した事業提案、地域のニーズに合致した事業であるかの検証等、地域自治の推進に向けたコーディネート	市内28の地域自治組織に対して、おおむね5～7月に交付金を交付した。8月末には事業の実施状況調査を行ったほか、毎月の関係所属、市社協等との会議により、地域情報を共有している。	・市内28の地域自治組織に対して、おおむね5～7月に交付金を交付した。 ・8月末には事業の実施状況調査を行ったほか、毎月の関係所属、市社協等との会議により、地域情報を共有した。 ・令和4年4月末までに、令和3年度事業の実績報告書を提出してもらうよう依頼している。	B おおむね 達成	・おおむね事業目的を達成できた。 ・また、一括交付金という性質上、事業の効果が見えにくい点に関して、要綱を改正し、申請時及び実績報告時に「重点事業シート」を作成してもらうことで、各地域自治組織が力を入れて取り組んでいる事業が明確になるように改善を図れた。		地区の実情に適した事業提案や事業の検証等については、地区を担当する職員ごとにはらつきがでてしまうため、職員のスキルアップも行っていく必要がある。			
					新規	59	まちづくりチャレ ンジ応援補助金	1－2－5「No. 21 まちづくりチャレンジ応援補助金」を参照										
				吉和支所	継続	60	小さな拠点づく り(吉和地域課題 解決)	2－1－5「No. 40 小さな拠点づくり(地域課題解決)」を参照										

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】
										12月末時点	年度末時点	値	理由		
	3 地域課題解決に向けた円卓会議の推進	1	地域の課題解決に取り組む組織づくりの支援 ※新規	佐伯支所	継続	61	小さな拠点づくり (玖島地区)	将来にわたって暮らし続けられる玖島地区をめざし、旧玖島小学校を改修し、(仮称)玖島交流拠点施設としての整備を行う。	・校舎1階の改修工事を行う。 ・地域の運営組織体制の整備を促進する。 ・校舎2、3階利活用に係る事業者の公募・アンケートを行う。	・10月末に校舎1階の改修工事が竣工 ・地域の運営組織体制の整備の促進を継続して行っている。12月5日と12月19日にプレオープンとして営業した。 ・校舎2、3階利活用に係るアンケートは5月に完了。公募条件を整理中。	・令和4年4月1日からのオープンの準備が整った。 ・校舎2階の活用に係る公募は引き続き条件を整理中。	B おおむね達成	玖島地区コミュニティ推進協議会との協働により、令和4年4月からのオープンが現実的となった。	B	・交流拠点施設の継続的な運用をめざす。 ・校舎2階の活用に係る公募を進め、地区のさらなる活性化をめざす。
				佐伯支所	継続	62	小さな拠点づくり (浅原地区)	将来にわたって暮らし続けられる浅原地区をめざし、交流拠点施設を活用した人材育成・交流促進を行うとともに、現時点における住民ニーズを踏まえながら地域住民と一緒に、地域経営の仕組みを構築する。	①住民アンケート集計 ②円卓会議の開催	・住民アンケートの集計 ・住民アンケート報告会への職員の出席	・住民アンケートを集計した。 ・住民アンケート報告会へ職員が出席した。 ・地元と定例協議した。	B おおむね達成	浅原地区が持続可能なまちづくりに向けて、ビジョン策制や法人設立にむけて動き出した。		・指定管理者制度導入を見据えた法人の設立、ビジョン作成
				宮島まちづくり企画室	新規	63	島づくり組織の設立支援	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、島民を対象に「まちづくり座談会」を開催する。座談会の中で、事業面(観光・商工関係)や生活面(子育て、交通、地域づくり関係)での島民ニーズを確認しながら、地域づくりの主体、核となる人材を発掘、育成し、「島づくり組織」の組織化を目指す。	・6回開催済み ・以降、都度開催予定	6回開催済み	B おおむね達成	・コロナ禍の中、会の開催を思うように進めることができなかった。 ・一方で、「心得本の発行」「防災」をテーマにした座談会を開催することができ、住民の行動に結びついた事例もある。		・より多くの島民の参加してもらう仕掛けが必要 ・各関係課の職員にも参加を促し、住民との距離を縮める必要がある。 ・未来ゼミ参加者を中心に「空き家の利活用」をテーマにした議論が進められるため、島づくり組織の設立支援にあたっては、活動内容を明確にし、民間主導で進められる活動を展開していけるよう伴走・支援する。
		2	町内会加入促進	地域政策課	継続	64	市HPでの加入申込フォームの周知 転入者向け町内会加入チラシのリニューアル	地域力の維持・向上を目的に、地域主体のまちづくりを進めていくため、関係団体と連携して町内会等への加入促進に取り組む。	・町内会・自治会Q&Aの更新 ・町内会等加入申込書受付ポスト設置及び市HP町内会等加入申込フォームを活用した加入申込者と町内会長とのマッチング支援 ・広報はつかいちへの加入促進記事掲載 ・転入者向け町内会等加入促進チラシの更新	7月に町内会・自治会Q&Aの更新を行った。また、市HP町内会等加入申込フォームを通じ29件の加入希望があり、町内会長に伝えられた。	・7月に町内会・自治会Q&Aを更新し、1月には転入者向け町内会等加入促進チラシを更新して市HPへ掲載した。また、3月にFMはつかいちで加入促進PRを行った。 ・市HP町内会等加入申込フォームを通じ、41件の加入希望があり、町内会長に伝えられた。	B おおむね達成	広報はつかいちへの掲載のほか、FMはつかいちでの加入促進などを行い、事業の目的をおおむね達成できた。		町内会等への加入をやめたい、入りたくないと考えている人たちへのアプローチの手法を検討していく必要がある。
												A 達成	・まちづくり活動団体がオンライン開催の研修や会議へ参加するにあたり、相談を受け個別に支援するとともに、Zoomの使い方研修を開催することが出来た。 ・市民活動センターのWi-Fi化に伴い、利用方法の周知を行い、まちづくりの拠点として利用出来るようにした。 ・まちづくり活動団体が主催するオンラインによる研修会の支援を実施した。		
		3	円卓会議の多様な形式での開催 ※新規	協働推進課	新規	65	オンライン形式の導入支援	ウイズコロナ・ポストコロナ社会において、多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組がおこなえるよう、また若い世代や遠隔地からの参加の促進ができるようオンライン形式での会議の導入を支援する。	まちづくり活動団体からのオンライン形式での開催に関する相談を受け付ける。必要に応じて、庁内他部署や他団体に実践事例やFAQを情報共有する。	・緊急事態宣言により全く会議を開くことができない中で、廿日市市町内会連合会から三役会議をオンラインで会議開催要望があったため、支援した。 ・国際交流協会(teams利用のサポート) ・公衆衛生推進協議会(Zoom利用に関する準備の相談(URLが送られてきたがどんな準備が必要か?など)) ・廿日市市障害者福祉協会(Zoom利用に関する相談) ・市民活動センター運営協議会(施設部会でのオンライン利用(1階パソコンと通信して会議の内容をみせ、利用してみても便利さを体感する)) ・地御前地区コミュニティ協議会(Zoomアプリインストールおよび初回接続を電話にてサポート)	・市民活動センター利用者へ、Wi-Fi利用登録を支援した。 ・まん延防止重点措置期間中、オンラインによる会議の参加を支援した。 ・国際交流協会事業のオンライン開催を支援した。				
		1	地域のICT化を進めるICT活用講座の開催 ※新規	協働推進課	新規	66	市民活動センターにおけるICT活用講座	2-1-1「No. 27 市民活動センターにおけるICTの利活用の促進」を参照							
				地域政策課 市民センター	新規	67	市民センターにおけるICT活用講座	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照							
		2	各種情報発信ツールを利用した情報提供	経営政策課	新規 継続	68	広報紙・ホームページ・FMラジオ・SNSでの発信	・広報紙で市の施策や行事、その他行政情報を市民に分かりやすく伝える。 ・ラジオ放送やSNSなど他のツールを使い、市の広報紙を補完し、行政情報、イベント情報、防災・防犯情報等をより多くの市民にタイムリーに伝える。	・広報紙の編集、配布【継続】 ・ホームページ更新・運用管理【継続】 ・FMラジオでの発信【継続】 ・SNS(フェイスブック、YouTube、LINE)の更新【継続】 【新規(LINEの導入)】	・ホームページアクセス数 6,623,688件 ・市民時計投稿数 36枚 ・広報紙発行数 394,860部 ・SNS友だち数(フェイスブック3,085人、LINE6,915人、YouTube558人)	・ホームページアクセス数 9,624,764件 ・市民時計投稿数 38枚 ・広報紙発行数 592,240部 ・SNS友だち数(Facebook 3,117人、LINE 8,319人、YouTube 582人)	B おおむね達成	新たな情報発信ツールであるLINEを運用開始し、様々な層へと情報を発信出来た。		発信ツールが増えているので、発信方法による発信情報の使い分けを検討する必要がある。また、一方通行のやりとりではなく、SNSを活用した双方のコミュニケーションツールとしての活用を検討している。

推進する仕組み	施策の方向性	主な取組内容	担当課	実施区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の方向性の評価	事業実施上の課題等【今後の方向性・改善点】			
									12月末時点	年度末時点	値	理由					
③情報発信による信頼関係づくり	1 受け手の立場に立った情報発信・共有の推進		全庁	継続	69	コミュニティFMやSNS等の効果的な活用	情報伝達手段が紙媒体中心であるので、受け手の状況を考慮してSNS等を有効に活用する。	情報発信ツールについて、広報紙やHPのほか、コミュニティFMや新聞などのマスメディア、Facebook等のSNSを活用する。	各種媒体で情報発信中 ・事例1：PR動画「愛の捜索」テレビCM放映 ・事例2：FMはつかいち「廿学ラジオ」 ・事例3：消防本部の心配蘇生法の動画配信	・SNS(LINE・Facebook・Twitter・Instagram・YouTube)のほか、投稿サイトにより行政情報を発信した。 ・コミュニティFMにより、毎週月～金の朝・昼・晩の3回、行政情報を放送した。 ・WEB動画・テレビCM	B おおむね達成	複数のSNSを活用して、情報発信を行っている。特に、イベントの様子をYouTubelにより発信することが増えている。	B	・まちづくりへの市民参加の第一歩は、市政情報の提供と公開であるので、今後とも積極的にSNSを活用していく。この場合、今も紙媒体による情報の有効性は高いので、両者を上手く活用する。 ・市が利用するSNSの登録者数を増やす工夫を実施する。			
		3	他の取組状況の共有や助成金情報などまちづくり活動に資する情報発信及び共有	協働推進課 市民活動センター	継続	70	まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の取組状況や助成金情報などのまちづくり活動に関する支援情報の発信及び共有を行う。	・市HP及び市Facebook、広報紙を利用した市の協働の取組についての情報発信を行う。 ・市民活動センターHP及びFacebookを利用した、まちづくり活動団体の取組状況や助成金情報等の情報発信を行う。 ・さくらdeファミリーを発行し、市内団体の取組状況や市民活動センター機能の情報発信を行う。	・市の協働による取組状況を随時発信した。 ・市民活動センターHP及びFacebookを利用して情報を発信した。 ・さくらdeファミリーで情報を発信した。	C 未達成	協働による取組みの情報発信は行ってきたが、団体の取組み状況・助成金情報については最低限の発信しか来ていない。		まちづくり活動団体が活用できる助成金・補助金情報について、積極的に収集し、情報を届ける。			
			地域政策課 市民センター	継続	71	まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照										
			経営政策課	継続	72	わかりやすい市政の情報発信	3-1-2「No. 68 広報紙・ホームページ・FMラジオ・SNSでの発信」を参照										
			全庁	継続	73	わかりやすい市政の情報発信	市民の視点に立った情報発信のため、市政情報をわかりやすく発信する。	市民が求めている情報を、広報紙やHPなどの情報発信ツールにおいて、わかりやすく適切に提供する。	・広報紙・HP ・メール配信 ・メディア(新聞ほか) ・SNS(LINE・Facebook・Twitter・Instagram・YouTube)	・広報紙・HP ・メール配信 ・メディア(新聞、テレビ、ラジオほか) ・SNS(LINE・Facebook・Twitter・Instagram・YouTube・投稿サイト) ・記者会見	B おおむね達成	紙媒体とインターネット等のデジタル媒体の多種多様な媒体を活用して、情報発信を行っており、情報を得られる選択肢が広がっている。		・情報提供はまちづくりへの市民参加の第一歩である。今後とも、市民目線の情報発信に心掛け、分かりやすい情報を届けていく。 ・様々な媒体による情報発信により、市民に必要な情報が届くよう工夫する。			
			国際交流・多文化共生室	継続	74		外国籍住民が、地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、外国籍住民が必要としているサービスを把握し、支援が必要な人への広報や情報提供を図る。	市HPや広報紙等を利用し、生活に必要な制度や情報の発信を行う。 多言語ややさしい日本語を用いる等、外国籍住民に配慮し、情報の発信を行う。	コロナワクチン接種に関する文書や生理用品の無償配布に関する文書等の翻訳依頼を受け、多言語化し、商工会や漁協等へ配布し、周知した。	コロナワクチン接種に関する文書や生理用品の無償配布に関する文書等の翻訳依頼を受け、多言語化での情報発信に繋げることが出来た。	B おおむね達成	例年よりも多くの翻訳依頼を受け、多言語化での情報発信に繋がることが出来た。		外国籍住民の方にはどのような情報発信が有効であるかは、今後も引き続き検討していく必要がある。			
		4	市政情報の積極的な公開 ※新規	危機管理課	新規	75	安全・安心メール配信サービス	災害時の迅速な情報発信や被災者支援サービスを提供するシステムの管理・運用を行い、市及び市民が災害時に的確な対応をとることができる。	市民へ災害情報を迅速に発信するとともに、職員が災害情報を共有するため、引き続き「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」を運用する。	大雨時に、市民に対して避難情報等を発信したり、職員に対して緊急連絡を実施した。また、避難誘導アプリを導入した。	大雨時に、市民に対して避難情報等を発信したり、職員に対して緊急連絡を実施した。	B おおむね達成		ひろしま避難誘導アプリ本市地点登録件数は目標数値以上だったが、メール配信サービス登録者数は目標値以下だった。 ○メール配信サービス登録者数:8,812人(令和4年2月末時点) ○ひろしま避難誘導アプリ本市地点登録件数:447人(令和4年2月末時点)	災害時や緊急時の情報取得手段には、はつかいちし安全・安心メール配信サービスやひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」のほかに、テレビやインターネット、防災アプリなど様々な手段があり、個人個人が自分に合った取得手段を活用することとしているため、様々な手段に分散する可能性がある。		
			市民活動センター	継続	76	メールマガジンの配信	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の協働によるまちづくりに関する補助金や講演会などの有益な情報等をメールマガジンで配信する。	市民活動ネットワーク登録団体にメールマガジンを配信する。	メールマガジン配信における内容の検討	※12月末時点から変更なし	C 未達成	必要に応じて、ネットワーク登録団体へ情報提供を行っているが、メールマガジンの創設までに至っていない。		協働の理念共有や事業の告知、市民活動センターの利用案内のほか、市民等の関心が高い事項やアンケート調査の配信するなど、市民等との関係性が築けるものを検討する。			
			全庁	継続	77	メールマガジンの配信	まちづくりにかかわる人をより増やしていくため、市政情報をメールマガジンにより即時に発信する。	市政情報を、あらかじめ登録した人にメールマガジンを配信する。	・はつかいち市民図書館メールマガジン ・はつかいちし安全・安心メール配信サービス	・はつかいち市民図書館メールマガジン ・はつかいちし安全・安心メール配信サービス	B おおむね達成	災害、防犯等、市民にいち早く提供すべきである情報を届けている。		・まちづくりへの市民参加の第一歩は、市政情報の提供と公開であるので、今後ともSNSと合わせて、積極的にメールマガジンも活用していく。 ・メールマガジンを活用する場合は、登録者数を増やす工夫を実施する。			
			全庁	継続	78	審議会等への市民参画機会の情報提供	まちづくりにかかわる人をより増やしていくため、審議会等の情報を発信する。	市HPにおいて、審議会等の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。	・審議会等の担当課により、適宜情報を公開している。 ・法令・条例により設置されている審議会等のうち、何らかの情報を公開しているものの割合は36.7%	・審議会等の担当課により、適宜情報を公開している。 ・法令・条例により設置されている審議会等のうち、何らかの情報を公開しているものの割合は、41.9%だった。	C 未達成	何らかの情報が公開されている審議会等の割合は、5割を下回っている。		・審議会等の性質や会議内容によっては、公開に配慮する必要があることを踏まえた上で、審議会等の公開割合の向上を図る。 ・公開する情報は、審議会等の会議内容が分かるものを掲載する。			
		5	まちづくり活動に関する情報の一元化 ※新規	協働推進課	継続	79	まちづくり支援情報のポータルサイト作成	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の協働によるまちづくりに関する取組や情報等を一元的に掲載したポータルサイトを作成する。	取組や情報等を一元的に掲載したポータルサイトを作成する。	ポータルサイトの先進状況の調査と研究	※12月末時点から変更なし	C 未達成		・ポータルサイトの作成は出来ていない。 ・作成に掛かる費用や制作技術、管理の労力を考慮すると、体制の整備が必要である。	まちづくり活動の支援情報が集約されるので、引き続き作成に向けた調査・研究を行う。		
		6	さまざまな分野での情報共有の推進	協働推進課	継続	80	団体活動情報や助成金情報などの発信	3-1-3「No. 70 まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有」を参照									
4		市民センター等での地域課題解決	地域政策課 市民センター	継続	81	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照										
			地域政策課 市民センター	継続	82	まちづくり活動団体	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照										

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】	
										12月末時点	年度末時点	値	理由			
知識・ 技能をまち づくりにつな げる	1	1	決につながる主 催事業の実施	国際交流・ 多文化共生 室	継続	83	まつづつ活動団体 (コミュニティ組織ほ か)と連携した事業 の開催	外国籍住民が、地域社会の一員として 暮らしやすい多文化共生の地域づくりを 進めるため、日本語教室等で日本語支 援活動を行うボランティアを養成する。	日本語教室等で日本語支援活動を行うボランティ アを養成するための講座を実施する。	1/22、2/5、2/12で日本語 学習支援者養成講座を3回 講座で実施予定であり、現 在参加者を募集している。	・1/22、2/5、2/12に、日本語学習支 援者養成講座をオンラインにより実 施した。それぞれ27名程度の参加が あった。 ・3/12に日本語支援者養成講座の振 り返りの会を対面で実施した。	B おおむね 達成	宮内での日本語教室立ち上げ のための日本語学習支援者を 養成するため、講座をオンライ ンで開催し、参加者の日本語教 室への理解を深めた。	B	現状の参加者を日本語教室開設に 向けて、つなぎ止めておけるよう に取組を継続していく。	
		2	ICTと対面との効 果的な組合せに よる多様な人々 の学習機会の提 供 ※新規	地域政策課 市民セン ター	継続	84	オンライン開催や SNSの活用等に関 する講座の開催	2－1－1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照								
		3	人材育成塾の開 催	地域政策課 市民セン ター	継続	85	各市民センターの 主催事業	2－1－1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照								
		4	中山間地域の人 材育成塾の開催 ※再掲	佐伯支所 吉和支所	継続	86	中山間地域人材育 成事業(津田ココか ら塾・吉和ココから 塾)	2－1－6「No. 42・43 中山間地域人材育成事業(津田ココから塾・吉和ココから塾)」を参照								
		5	地域ぐるみで子 どもや若者を育 てる体制づくり (地域学校協働 活動ほか)	生涯学習課	継続	87	地域学校協働活動	・地域学校協働本部事業 市内の17小学校区及び10中学校区に設置された 地域学校協働本部に対し、活動の補助・助言を行 う。 ・放課後子ども教室の推進 既存の教室実施本部に対し補助・助言を行うととも に、新規教室の開設に向け、未実施の本部と調整 を行う。	協働本部の活動調整会議 に地域連携推進員が出席 し、ボランティアの支援活動 の把握や助言等を行っている。	・新型コロナウイルス感染症の影響 により開催回数は減少したが、地域 連携推進員が各地域学校協働本部 の調整会議に参加し、活動への支援 や助言を行った。 ・10小学校区に設置の放課後子ども 教室は、新型コロナウイルス感染症 の影響により、3教室が実施した。	B おおむね 達成	・各地域学校協働本部では、感 染症対策を工夫しながらできる 活動に取り組み、教育委員会と して会議の場を通じて必要な助 言等の支援を行うことが出来 た。 ・一方で、新型コロナウイルス 感染症の影響により、地域住民 を対象とした研修会は実施でき なかった。代替として、各小中 学校の管理職を対象とした研 修会をオンラインで実施した。	・支援ボランティアの高齢化や固定 化、コロナにより支援活動が思うよう にできないことにより、ボランティア の体力やモチベーションの維持など、 活動の再開に向けたケアが必要である。 ・ボランティアの新規開拓や若返り、 新しい参画団体を諮るための方法 を検討する必要がある。			
2 若い世代が参 加しやすい機 会づくり	1	地域ぐるみで子 どもや若者を育 てる体制づくり (地域学校協働 活動ほか) ※再掲	生涯学習課	継続	88	地域学校協働活動	4－1－5「No. 87 地域学校協働活動」を参照								B	・学校運営協議会設置校及び設置 検討校への情報提供が難しかった。 ・新型コロナウイルスの影響もあり、 学校運営協議会の設置に向けての 説明会や研修会が延期になったり、 オンラインになったりした。一堂に会 する研修会などが実施できれば、令 和3年度設置校からの情報提供が 行いやすかった。
			学校教育課	新規	89	コミュニティ・スク ール	廿日市市立学校に学校運営協議会(コ ミュニティ・スクール)を導入することによ り、学校と保護者や地域住民等がともに 知恵を出し合い、学校運営に意見を反 映させることで、一緒に協働しながら子 どもたちの豊かな成長を支える「地域と ともにある学校づくり」を進める。 ・令和3年度は、四季が丘小学校に1、吉和小学 校及び吉和中学校に1の学校運営協議会(コミュ ニティ・スクール)を設置し、地域と学校の連携・協働 を図りながら、年間3回の学校運営協議会を開催 し、「地域とともにある学校づくり」を進める。 ・令和4年度の設置校拡大(5校増)に向けて、学 校、地域学校協働本部等と連携し、体制づくりを進 める。	・四季が丘小学校に1、吉和 小学校及び吉和中学校に1 の学校運営協議会を設置 し、12月末までにそれぞれ2 回の学校運営協議会を開催 した。 ・令和4年度の設置校拡大 に向け、新規設置校8校を 選定し、連携を開始してい る。	・四季が丘小学校に1、吉和小学 校及び吉和中学校に1の学校運営協議 会を設置し、2月末までにそれぞれ3 回の学校運営協議会を開催した。 ・令和4年度の設置校拡大に向け、 新規設置校8校が決定し、連携を進 めている。	B おおむね 達成	・今年度予定どおり、設置及び 学校運営協議会の開催ができ た。また、令和4年度設置校に ついて、5校増の8校に設置す る方向になっている。 ・今後も引き続き、学校、地域 学校協働本部等と連携し、体制 づくりを進める。					
			地域政策課 市民セン ター	継続	90	各市民センター主 催事業(子ども・若 者向け)	2－1－1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照									
	2	子どもや若者等 の主体的な事業 実施	生涯学習課	継続	91	成人式	実行委員会形式によって新成人が主体 的に式の内容を企画・運営することによ り、青少年の主体的な社会参画及び健 全育成を図る。 ・成人式で実施するメッセージ上映、記念品の選 定、誓いの言葉等の企画・運営を行う。 ・令和3年度は、令和2年度成人式(前年度延期 分・令和3年8月実施)及び令和3年度成人式(令 和4年1月実施)の2回実施する。	令和4年1月9日・10日実施 予定(令和4年1月6日に、 令和4年5月4日に延期す ることを決定した。)	令和4年1月9日・10日の成人式は令 和4年5月4日に延期となったが、対 象者へ開催案内の送付準備、職員マ ニユアルの作成等、5月4日に向けて 年度内にできることを行った。	B おおむね 達成	令和4年1月に広島県内で急激 な新型コロナウイルス感染症が 拡大したことを受け、急遽延期 することとしたが、令和4年5月 4日の実施に向け、引き続き準 備を進めている。	・成人式実行委員に応募する人が 少なくなっており、人づてに依頼され て実行委員になっている委員が多 かった。その影響があるのか、主体 的に活動する委員が少なかったと 感じる。 ・令和4年度の成人式実行委員は 例年と同様に募集するが、令和4年 度も実行委員に自発的になりたい 人が少ないなら、成人式実行委員 会の形態を見直す必要がある。				
			生涯学習課	継続	92	生涯学習フェスティ バル	生涯学習活動の実践の場と機会を全市 的規模で提供することにより、市民一人 ひとりの生涯学習への関心と理解を深 め、生涯学習活動への参加を促進し、こ れからの生涯学習社会の実現に資す る。 ・新型コロナウィルス感染症拡大防止対策を講じな がら、生涯学習活動の成果を発表する機会などを 提供する。	新型コロナウィルス感染症 の感染拡大状況から、令和 3年度の実施を中止した。	新型コロナウィルス感染症の感染 拡大状況により、令和3年度の実施を 中止した。	D 未実施 評価困難	生涯学習フェスティバルの実施 を中止し、代替事業も実施しな かった。	「集う」ことが前提の事業の実施形 態を見直していく必要がある。				
			佐伯支所	継続	93	佐伯高校のさえき 学の支援	・高校と地域と市の橋渡し (生徒が進めるプロジェクトの中で困ったことがあ ったときには、詳しい市の職員や地域の方を紹介し、 市や地域の中で出ている佐伯高校にやってほしい ことを吸い上げ、高校と繋ぐ。) ・1年間通しての成果が地域にも見えるような場の 設定	・市職員の参加調整 ・講師の紹介 ・高校と津田商店街等の地 域の方との連携調整(イベ ント実施の支援)	・市職員の参加調整 ・講師の紹介 ・高校と津田商店街等の地域の方と の連携調整(イベント実施の支援)	B おおむね 達成	地域と連携したさえき学を行 えた。					
			地域政策課	継続	94	防災士養成講座の開 催	近年の集中豪雨や地震など頻発する自然 災害に対し、地域防災力を強化する ため、自主防災組織の活動の核となる 防災に関する専門的知識・技能を有す る人材を養成する。 資格取得後も地域で活躍してもらうため、自主防災 組織から推薦のあった50名を対象に講座を実施す る。実施日等は以下のとおり。 日時: 令和3年9月25日(土)9時40分～18時40分 (予定)・9月26日(日)9時40分～17時30分(予定) 場所: 中央市民センター	令和3年9月25日・26日開 催予定であったが、新型コ ロナウィルス感染症の影響 により令和4年2月5日(土) ・6日(日)に延期としている。	令和4年3月26日(土)・3月27日(日) に開催し、44名の防災士を養成でき た(48名参加中、44名合格・4名不合 格)。	B おおむね 達成	50名養成の目標を達成できな かった。	防災士資格取得後の活動につい て、支援が必要である。				

推進する仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の方向性の評価	事業実施上の課題等【今後の方向性・改善点】
										12月末時点	年度末時点	値	理由		
④人づくり	3 リーダーシップを発揮する人材の育成支援	3	多様な世代の地域(づくり)への関わりしる及び裾野拡大	福祉総務課	継続	95	はつかいち暮らしのことゼミナール	地域福祉の推進に関わる担い手の裾野を広げることを目的に、これまで地域福祉活動にかかわりのなかった人(例えば、学生、働き世代30～50代など)を対象とした「地域へのかかわり方」の提案づくりをゼミ形式で実施する。	・自身の日々の生活の中で感じている「身近な問題意識」をテーマに、参加者同士が対話を重ね、地域や普段の暮らしの中での小さなチャレンジを企画し、実践する。 ・ゼミ参加者の取組を広く市民に知ってもらい、誰にでも地域へのかかわりしるを見つけてもらうことができるよう、報告レポートを作成し、市HPやFacebookを活用して周知する。 ・過去のゼミ参加者のかかわりをオンラインツール等を活用して促し、地域福祉推進にかかわる人材の裾野拡大や、既存の地域福祉活動を実施する組織以外の主体育成につなげる。	全3回のうち、11月に第1回及び第2回を実施した。また、12月に参加者の企画・実践のフォローアップとしてブラッシュアップの会を実施した。	第3回を1月に実施し、予定通りすべてのプログラムを終了した。	B おおむね達成	・ゼミを通じて全19の事例が生まれ、参加ゼミ生の一部では、ゼミ終了後もつながりを持つことができている。 ・既存の地域福祉活動を実施する組織以外の主体育成につなげることはできなかった。	・手法がオンラインの場合、参加者が取り組む企画・実践において個人で活動することとなり、グループで活動(共同作業)することが難しい。運営側で、グループで活動するための方法を考えることが必要。 ・資料やワークシートの共有はデータであったため、参加者にとって情報の整理が難しく、データでの共有方法を考えることが必要。 ・今後は廿日市市内の各地域ごとに展開することを目標としており、運営方法や地域内での参加者の募集方法、ゼミの進め方などは、対象地域を限定していない今の運営から変える必要がある。 ・地域の実践者(地域自組織等の既存の団体)に対し、ことゼミの事例報告を予定している。	
		1	広島県立佐伯高等学校の魅力化支援	佐伯支所	継続	96	地域に根ざした教育活動や特色ある部活動の充実などの支援	佐伯高等学校が取り組んでいる地域に根ざした教育活動や、部活動の充実などによる自校の魅力化の取組を地域と連携して支援することにより、在校生徒数80名以上を維持して、同校の存続を図り、地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手を育成、地域の維持・向上を実現させる。	佐伯高等学校を応援する会への助成 ・佐伯高校の魅力を発信する広報活動に係る費用(オープンスクール経費の助成・SNS等を活用した情報発信) ・地域に根ざした特色ある教育活動に係る費用(さえき学への助成) ・学校部活動の育成、充実を図るための費用(外部指導者謝金・遠征費補助等)	佐伯高等学校を応援する会へ、活性化支援補助金を交付した。	佐伯高等学校を応援する会へ、活性化支援補助金を交付した。	B おおむね達成	応援する会による、佐伯高校の魅力発信・部活動の支援等が行えた。	自主財源の確保	
		2	まちづくりリーダー養成講座の開催(若年層・壮年層) ※新規	協働推進課市民活動センター	継続	97	スキルアップ講座	持続可能なまちづくりを推進するため、次世代のまちづくりリーダー候補の養成を目的としたスキル、ノウハウなどを習得する講座を開催する。	まちづくりリーダーの養成を目的としたスキルアップ講座を開催する。	・ICT活用講座「Zoomを使いこなそう」を11/30に開催した。 ・好評につき、ICT活用講座「Zoomを使いこなそう」を1/27に開催予定	ICT活用講座「Zoomを使いこなそう」を11/30・1/27に開催した。	A 達成	・活動拠点施設として、施設利用者へのオンライン活用について周知した。 ・オンラインを活用した会議や研修のあり方を周知し体験してもらった。 ・Zoomを活用した主催事業や会議のやり方を体験してもらい、今後の活動へ活かしてもらう機会を作った。		
				地域政策課市民センター	新規	98	スキルアップ講座	2－1－1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照							
		3	ふるさと意識を醸成する事業	学校教育課	継続	99	ふるさと学習	廿日市市立小・中学校児童生徒が、魅力ある郷土の歴史や文化をはじめ、先人の努力や知恵を学ぶことや、郷土を素材とした体験的な活動を通して、課題を自ら見だし、協働して探究活動に取り組む態度を育てるとともに、「ふるさと廿日市」への愛着と誇りを涵養する。	○各校でゲストティーチャーを招へいし、効果的に活用する。 ○「ふるさと学習発表会」において、ステージ発表又は展示発表で、学習の成果を発表する。 ○「『ふるさと学習』実践事例集」を作成し、市内全小・中学校で共有するとともに、市民センターへ配付し、広く市民へ発信する。また、各学校において学校HPに実践報告を掲載する。	・多くの小・中学校がゲストティーチャーを招聘し、課題発見や課題解決の取組に活用した。 ・令和4年2月26日(土)に、「ふるさと学習発表会」をオンラインで開催する予定である。 ・「『ふるさと学習』実践事例集」を作成し、広く発信する予定である。	・「ふるさと学習発表会」をオンラインで開催し、YouTubelにより市内全校教職員、児童生徒、保護者のみを対象として限定公開した。 ・市内全校がステージ発表又は展示発表において取組の成果を発表し、「ふるさと学習」の充実を図った。 ・各校の取組をまとめた「『ふるさと学習』実践事例集」を作成して、市内全校、各市民センターに配付した。また、市内全学校が取組事例を自校のHPに掲載した。	D 未実施 評価困難	新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの地域の行事が中止となったため、地域の行事に参加している児童生徒の割合をもとに評価することが困難となった。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、シティプロモーション室と連携を図りながらオンラインでの進め方を模索したり、個人学習を効果的に組み込んだ探究的な学習の進め方について、各校へ情報提供を行ったりする必要がある。
				佐伯支所	継続	100	佐伯高校のさえき学の支援	4－2－2「No. 93 佐伯高校のさえき学の支援」を参照							
		4	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供 ※新規・再掲	地域政策課市民センター	継続	101	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2－1－1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照							
				シティプロモーション室	継続	102	廿学	・廿日市市の歴史、文化、産業などの魅力について学び、市民との交流を楽しむ講座(授業)を実施する。 ・廿日市市民のシビックプライドの醸成を図り、市民自らが本市の魅力を語り、発信できるまちづくりを目指す。 ・市内外の人たちに廿日市市のファンになってもらうことで、転出抑制や交流人口の拡大につなげ、人口減少の課題に取り組む。	・廿日市市に関わり活動している、さまざまな分野の方を「先生」に迎え、知識や経験、思いを共有しながら、多角的な視点で本市の魅力を学ぶオンライン授業を年4回実施する。 ・市内の高校生と「楽しく真剣に廿日市市の未来を考える」場として、FMIはつかいちとのコラボ企画「廿学ラジオ」を月2回放送する。	・オンライン授業実施(6/20、8/20、10/20) ・ラジオ放送実施(6/11放送開始 毎月第2・4金曜日生放送)	・オンライン授業実施(6/20、8/20、10/20、1/20) ・ラジオ放送実施(6/11放送開始 毎月第2・4金曜日生放送)	B おおむね達成	・目標数である8人の講師のオンライン授業を無事に遂行できた。 ・講師の魅力を引き出しながら、廿日市市という場所の魅力をZoom視聴者に学んでもらえる場となった。	参加者促進及び本事業をより浸透させるため、広報の工夫やより魅力的な企画立案に取り組む必要がある。	

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】
										12月末時点	年度末時点	値	理由		
	4 人材を見いだすための交流の場や機	1	情報交換会の開催	協働推進課 地域政策課	継続	103	情報交換会の開催		1－1－1「No. 4 情報交換会」を参照					B	
				宮島まちづくり企画室	新規	104	宮島まちづくり未来ゼミの開催		1－1－1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照						
				宮島まちづくり企画室	継続	105	宮島まちづくり座談会の開催		1－1－2「No. 5 宮島まちづくり未来ゼミ」を参照						
									2－3－1「No. 63 島づくり組織の設立支援」を参照						
	5 協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成	2	市政情報の積極的な公開 ※新規・再掲	全庁	継続	106	市政情報の公開	まちづくりにかかわる人をより増やしていくため、市政情報を積極的に公開する。	・広報紙や市HPにおいて、市政情報を公開する。 ・市HPにおいて、審議会等の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。	・広報紙やHPにより適宜に市政情報を掲載 ・HPにより審議会等の情報を掲載	・広報紙やHPにより適宜に情報を掲載した。 ・HPにより審議会等の情報を掲載した。 ・定例記者発表により情報を発信した。	B おおむね達成	・広報紙やHPをとおして、様々な市政情報を発信している。 ・審議会等の担当課から、HPに審議会等の情報の掲載に努めている。 ・令和4年1月からは、市長による定例記者発表を通じて、様々な市政情報を発信している。	B	・市政情報が多様な世代に届くように発信する。 ・審議会等の情報が市民に届きやすい工夫を行う。
		3	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※新規・再掲	協働推進課	新規	107	情報交換会		4－1－2「No. 82 オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催」を参照						
		1	協働によるまちづくり職員研修	協働推進課	継続	108	協働によるまちづくりに対する意識情勢と参加促進	協働によるまちづくり職員研修を開催し、市職員に対し、協働によるまちづくりの意識情勢と参加促進を行う。	・協働によるまちづくり研修を開催する。 ・必要に応じて、開催結果及びアンケート結果などを庁内へ情報共有をする。	・10/19に協働によるまちづくり職員研修を開催した。 ・研修内容やアンケート結果を、庁内へ共有した。 ・自治振興部職員及び市民センター職員へ、協働の理念共有、推進計画について周知した。	・10/19に協働によるまちづくり職員研修を開催した。 ・研修内容やアンケート結果を、庁内へ共有した。 ・自治振興部職員及び市民センター職員へ、協働の理念共有、推進計画について周知した。	A 達成	第3期協働によるまちづくり推進計画策定について、自治振興部職員や市民センター所長・職員研修を行い、理念共有や協働によるまちづくりの意識付けを行った。		まずは、自治振興部職員研修を実施したが、その上で全庁的に協働によるまちづくりの理念共有が図れるように進めたい。
				地域政策課	新規	109	自治振興部内研修の実施	市民主体のまちづくりを、多様な主体との協働による持続可能なまちづくりにつないでいくスキルを持つ自治振興部の職員を育成し、職員自身も市民との協働によるまちづくりを推進していることが実感でき、仕事に対するモチベーションをより一層向上につなげるよう、この研修を継続的に実施する。	【実施日】6月25日(金)午前の部、午後の部 【対象職員】部内係長(GL)級以下職員 【研修内容】 ①第3期協働によるまちづくり推進計画の推進に向けた理念共有 ②市民主体のまちづくりの基礎となる住民の合意形成への支援に必要な「聞くスキル」「ファシリテーションスキル」の向上 ・研修会後のアンケート実施	6月25日に実施し、講師、メイン会場及びサテライト会場をZoomでつなぐ分散開催とした。対象者126名中50名が参加した。 1部では、「第3期協働によるまちづくり推進計画」の理念、基本方針、施策の方向性等を共有した。2部では、話し方教育センターの講師によるファシリテーションスキル向上のための講義を受講し、ペアワークを通じて合意形成に向けた支援方法などを学んだ。	1部では、「第3期協働によるまちづくり推進計画」の理念、基本方針、話し方教育センターの講師によるファシリテーションスキル向上のための講義を受講し、ペアワークを通じて合意形成に向けた支援方法などを学んだ。	B おおむね達成	参加者数は目標値を下回ったが、後日実施した振り返りアンケートで、「まちづくり支援に関する意欲が向上した」と回答した参加職員が78%だった。		このような研修の積み重ねが必要であるため、来年度以降も継続して実施したい。
				福祉総務課	新規	110	福祉保健部内研修	福祉保健部の職員が地域共生社会の実現に向けて、目指す姿を共有し、社会の変化やに目を向け、地域の現状を踏まえた質の高いサービスを提供でき、福祉保健部全体で地域福祉施策を推進していくために実施する。	・福祉保健部が所管する個別計画の理解や、令和4年度の相談支援拠点整備(重層的支援体制整備事業も含む)に向け、制度や事業をはじめとした知識の習得及び共有を目的とした対象別の研修を実施する。 ・研修での対話や交流を通じて、分野横断的に地域福祉施策に取り組むための所属を超えて連携しやすい関係づくりを促進する。これら部内研修の学びを効果的に所属内で共有するため、伝達研修も併せて促進する。	令和3年度に実施予定としている全5回の研修の内、4回までが終了した。対象ごとに目的を絞った効果的な研修を実施している。	当初の計画通り実施した。	B おおむね達成	・当初の計画通り実施できた。 ・所属内での共有を目的とした伝達研修は、十分な促進はできなかった。		・部内全職員が受講できる訳ではないため、伝達研修の促進は必須。研修受講者に課すのではなく、所属長のマネジメントに基づいて促進できるよう、部内課長会議等を活用する。
		2	市職員向けデジタルスキルアップ研修の実施 ※新規	協働推進課	新規	111	オンライン開催やSNSの活用等の知識等の講座	市職員向けオンライン開催やSNSの活用等の知識等の講座を開催し、市民ニーズに合わせてITを活用できる職員を育成する。	市職員向けIT活用講座を開催する。また、開催結果を必要に応じて、庁内に情報共有をする。	・協働によるまちづくり職員研修を開催するにあたり、オンラインを活用した運営とし、受講者には研修内容と併せてIT活用のスキルも育成した。 ・研修内容(IT活用含む)をニュースレターで職員へ周知することで、ITを活用できる職員育成のきっかけとした。	・協働によるまちづくり職員研修を開催するにあたり、オンラインを活用した運営とし、受講者には研修内容と併せてIT活用のスキルも育成した。 ・研修内容(IT活用含む)をニュースレターで職員へ周知することで、ITを活用できる職員育成のきっかけとした。	A 達成	・活動拠点施設として、施設利用者へのオンライン活用について周知した。 ・オンラインを活用した会議や研修のあり方を周知し体験してもらった。 ・Zoomを活用した主催事業や会議のやり方を体験してもらい、今後の活動へ活かしてもらう機会を作った。		
		3	市職員に地域活動への参加促進	全庁	継続	112	市職員に地域活動への参加促進	市職員は、市民の一員であることを自覚し、積極的に地域のまちづくり活動に参加する。	積極的にまちづくり活動に参画し、職員の持つ経験やスキルを地域のために生かす。 市外在住であっても、居住地のまちづくり活動に参加する。	職員の自主的な地域活動への参加	仕事以外で地域の活動(行事)に参加している職員は、5割強だった。	C 未達成	職員アンケートを隔年で実施しており、直近は令和2年度に実施した職員アンケートの結果を引用した。		・廿日市市在住の職員が減少傾向にある中、市外在住の職員には、その居住地のまちづくり活動への参加を促進する。 ・若手職員を対象とした地域コミュニティ活動への参加を継続していく。
				人事課	継続	113		・職員が地域コミュニティ活動に実際に参加し、市民とともに活動することにより、地域コミュニティに関する基礎的な知識の習得や廿日市市に対する愛着(はつかいちを愛する心)の醸成を図る。 ・今後の地域コミュニティ活動への参加意欲を喚起することで、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成する。	研修参加者は、勤務外の自主研修として、実際に地域に出て地域住民(地域自治組織)とともに活動(企画会議や行事の参加)する。 ・研修対象者:入庁後3年目及び4年目の職員 計49人 ・活動対象地区:廿日市地区、平良地区、地御前地区、串戸地区、宮園地区、浅原地区 計6区	対象者:49名(3年目:30名、4年目:19名) 参加者:29名(3年目:15名、4年目:14名) 参加率:59%(3年目:50%、4年目:73.7%)	地域コミュニティ活動体験研修の参加率は、59%だった。	B おおむね達成	4年目の参加率は目標数値に達しており、3年目の参加率が目標数値の7割程度であった。		・地区によって、コロナ禍でも地域活動を行うところ、そうでないところがあり、研修の実施状況にばらつきがあった。したがって、地区選定は、地域政策課と協議し、地区の状況・実情を考慮して行うこととしたい。

推進する 仕組み	施策の 方向性	主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	事業実施上の課題等 【今後の方向性・改善点】			
									12月末時点	年度末時点	値	理由					
		4地域コミュニティ活動体験研修の実施	地域政策課	継続	114	地域コミュニティ活動体験研修	廿日市市人材育成基本方針では、求められる職員像として「はつかいちに誇りを持ち、地域に貢献できる職員」を挙げている。また、廿日市市協働によるまちづくり基本条例第14条(市の職員の育成)において「市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。」と定めている。この具体的な取組の一環として、入庁3年目の職員(希望者)を対象に、業務時間外に地域活動に参加する研修を実施する。	・団体の総会や円卓会議の準備・出席、地域活動の準備・当日運営、団体の事業計画などの策定補助、地域課題の把握及び解決に向けて考え、話し合い、実践する場への参加 《研修受入地区と研修生参加人数》 串戸(5名)、地御前(4名)、浅原(5名)、廿日市(5名)、平良(5名)、宮園(5名)計6地区29名 ※ 串戸地区、地御前地区、浅原地区については令和3年度時点で入庁4年目職員が参加。新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度の実施が延期となったため。	新型コロナウイルス感染症の影響で地域行事の多くが中止となったものの、積極的に地域活動へ参加し、全職員への活動の周知も行われている。	新型コロナウイルス感染症の影響で地域行事の多くが中止となったものの、積極的に地域活動へ参加し、全職員への活動の周知も行われた。	B おおむね達成	活動の回数こそ少なかったものの、研修生は、コロナ禍にあっても臨機応変に地域活動に積極的な姿勢で臨んでおり(Zoomでの会議参加など)、「協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員」を育成するという事業目的を達成できた。		・このような研修の積み重ねが必要であるため、来年度以降も継続して実施したい。 ・事業の実施にあたり、3年目職員が参加しやすいよう、研修の位置づけなどを見直す必要がある。			
		5情報交換会の開催 ※再掲	協働推進課	継続	115	情報交換会	1－1－1「No. 4 情報交換会」を参照										
⑤評価及び支援	1 互いを知り合う場の充実	1情報交換会の開催 ※再掲	協働推進課	継続	116	情報交換会	1－1－1「No. 4 情報交換会」を参照							B			
		2協働に係わるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	協働推進課	継続	117	協働によるまちづくりフォーラム	1－1－1「No. 1 協働によるまちづくりフォーラム」を参照										
		3ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※新規・再掲	地域政策課 市民センター	新規	118	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2－1－1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照										
	2 市による評価及び支援	1はつかいちさくら賞表彰	生涯学習課	継続	119	はつかいちさくら賞	・廿日市市の生涯学習の推進に貢献があったものに対して、はつかいちさくら賞を授与し、表彰することにより、市の生涯学習の普及及び推進を図る。 ・平成3年度に生涯学習推進本部表彰として本表彰制度が始まり、平成11年度にはつかいちさくら賞に名称変更した。	・年に2回はつかいちさくら賞表彰選考委員会(前期と後期)を開催し、はつかいちさくら賞表彰規程、はつかいちさくら賞表彰規程施行細則に基づいて、表彰の適否を審査する。 ・表彰の対象となったものを、前期は生涯学習フェスティバルにおいて、後期はさくらまつりにおいて、表彰式で表彰する。	令和3年度前期の選考委員会を令和3年10月に実施した。令和3年度後期の選考委員会を令和4年3月に実施する予定	令和3年度後期の選考委員会を3/1に実施し、表彰者1名が決定した。後期は、桜まつりにおいて表彰する予定だったが、桜まつりの中止に伴い、4/19日に贈呈式を行う。前期と合わせると、3名3団体の受賞となった。	B おおむね達成	令和3年度のさくら賞表彰者も、規程に基づき選考できた。 ・新型コロナウイルスの影響のため、表彰式が生涯学習フェスティバル、桜まつりで行えなかった。	B	・はつかいちさくら賞表彰規程で、世界大会の入賞、全国大会で1位となった者と規定している。 ・はつかいちさくら賞表彰規程施行細則に大会の定義が、「特定の流派、会員に限定しないこと」となっているため、参加者が参加できる大会が限定大会の場合、現行では、表彰の対象にならないため見直しが必要である。			
		2地域貢献活動保険	協働推進課	継続	120	地域貢献活動保険	市民活動団体が安心して地域貢献活動を行うことができるよう、地域貢献活動保険を用意する。また、保険制度について周知をする。	・地域貢献活動保険の提供 ・パンフレットの作成、配布 ・地域貢献活動保険の説明会の開催	・まちづくり活動団体へ地域貢献活動保険の内容を周知 ・各団体の総会や理事会等における地域貢献活動保険について説明 ・各種団体へ、パンフレット配布 ・ネットワーク登録団体への説明実施	・まちづくり活動団体やネットワーク登録団体、各団体の総会や理事会等で、保険内容を説明した。 ・各種団体へパンフレットを配布した。	A 達成	・まちづくり活動への支援として、地域貢献活動保険を提供している。ネットワーク登録団体には、毎年パンフレットを配布するとともに、必要に応じて、総会や理事会へ説明に出向いた。 ・新たに活動を始める人への支援として、保険適用について案内した。		登録されていない活動団体へのアプローチ			
		3まちづくり交付金による地域自治組織への支援	地域政策課	継続	121	まちづくり交付金 まちづくりチャレンジ応援補助金	1－2－5「No. 21 まちづくりチャレンジ応援補助金」 2－3－1「No. 58 まちづくり交付金」を参照										
		4認可地縁団体等まちづくり活動団体の法人化に向けた支援	協働推進課	継続	122	まちづくり活動団体の法人化支援	まちづくり活動団体の法人化にあたり、法人化手続き及び法人化の注意事項の説明など、法人化後も活動団体の運営がスムーズに行えるような支援を行う。	市民活動なんでも相談の開催	・毎月2回「市民活動なんでも相談」の実施 ・法人化に向けた手続等の支援を行った。	・毎月2回「市民活動なんでも相談」を実施した。 ・法人化に向けた手続等の支援を行った。	B おおむね達成	団体運営の中で法人化についての相談を受け、必要な場合は専門家へつなぐことができた。		これまでは、町内会・自治会単位で認可していたが、令和3年度に申請があり認可した大野第1区については、規模が大きく、構成員の確認が難しかったと聞いているため、法人化を検討している団体が構成員の確認を取りやすいような助言が必要である。			
			地域政策課	継続	123		町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が「認可地縁団体」となるための法律上の要件に適合するよう、申請団体に対して指導及び助言を行う。	・認可に係る相談対応 ・認可の審査 ・規約変更申請、告示事項変更申請の受付 ・印鑑登録のための個人印証明書の公用請求 ・告示事項証明書、印鑑登録証明書の発行申請受付(手数料の受領含む)	昨年度から大野支所及び地域政策課に相談があった大野地域の1団体について、5月に申請を受け付け審査を行い、6月に認可した。	・昨年度から大野支所及び地域政策課に相談があった大野地域の1団体について、5月に申請を受け付け審査を行い、6月に認可した。 ・法改正に合わせて事務処理要領及び手引きを更新したほか、告示事項変更申請2件を受け付け、印鑑登録証明書を交付した。	B おおむね達成	認可の審査や手引きの更新などを行っており、事業の目的をおおむね達成できたため。					
		5協働事例集の作成と共有 ※再掲	協働推進課	継続	124	「協働事例集」の更新	1－1－4「No. 8 「協働事例集」の更新」を参照										
			協働推進課	継続	125	「協働」に関する取組共有	1－1－4「No. 8 「協働事例集」の更新」を参照										

第3期協働によるまちづくり推進計画 令和3年度事業実績一覧表 凡例

【令和3年度評価 値】

※ 進捗度は令和3年度の実績をもとに、担当課において次の区分で自己評価した。

- A：達成（実績数値が目標数値以上）
- B：おおむね達成（実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの）
- C：未達成（実績数値が目標数値の70%未満 または 成果が認められなかったもの）
- D：未実施もしくは評価が困難な状況であるもの

【具体的取組の色】

- ピンク色 — 12月末で完了（R4.2.25 審議会で確認済）
- オレンジ色 — 令和3年度評価値 A（達成）
- 黄色 — 令和3年度評価値 C（未達成）
- 黄緑色 — 令和3年度評価値 D（未実施、評価困難）

《 協働・市民活動・市民活動団体 定義 》

- ・ 「協働」とは、市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等、多様な主体が相互に理解し信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいう。
- ・ 「市民活動」とは、市民、公共的団体、事業者等が自発的かつ主体的に行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与し、及び市民に対して内容が開かれたまちづくりの推進を図る活動その他の活動をいう。
- ・ 「市民活動団体」とは、市民活動を行う団体をいう。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容
	1 協働の 理念の 共有	1	協働によるシンポジウムや講演会等の開催	協働推進課	継続	1	協働によるまちづくりフォーラム	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体が会合う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	協働によるまちづくり交流会(セミナー、講演会、ワークショップ等)の開催による交流の場と機会を提供する。
				地域振興課	継続	2	情報交換会(地域自治組織対象)	・各地域自治組織が、互いに取り組んでいるまちづくり活動の事例を情報共有できる、学び合いの場を提供する。 ・地域と市が協働によるまちづくりを進めていくうえで不可欠な信頼関係を築くため、両者がフラットな立場で自由に意見交換ができる場を設定し、対話の機会をもつことで、地域課題の解決につなげていく。	廿日市市内28地区の地域自治組織を対象にした情報交換会を開催し、まちづくりチャレンジ応援補助金の採択案件などの発表等、廿日市市内での地域課題解決などの先進事例の共有と、地域と地域、地域と市の情報交換を年2回程度実施する。
				地域振興課	継続	3	情報交換会(防災士フォローアップ研修)	自主防災組織に所属されている防災士を対象に、地域防災に関する知識の習得、意識の醸成を図り、地域で活躍してもらうことを目的に研修会を実施する。	・防災士の活動事例紹介 ・専門的な知識を有する講師による講演会 ・市の防災に対する取組み紹介 (具体的な内容については企画中)
				協推推進課	継続	4	情報交換会の開催	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体が会合う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター代表者研修会の開催による交流の場と機会を提供する。
		2	まちづくり講演会の開催【宮島】	宮島まちづくり企画室	継続	5	宮島まちづくり未来ゼミ	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりの一助とするため、学識経験者などを招聘し、島民対象に未来ゼミ(講演会)を開催する。 ・未来ゼミを通じて、島民のまちづくりに対する意識醸成、主体性を培う。
		3	出前トーク等による協働の理念啓発	協働推進課	継続	6	出前トーク「協働のまちづくり」開催	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体が会合う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民等の集まる場に出向いて出前トークを開催し、協働によるまちづくり基本条例や第3期協働によるまちづくり推進計画の内容を説明することで、市民等に協働の理念共有を図る。
				協働推進課	継続	7	若手職員の協働によるまちづくり研修	協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成するため、若手職員を対象に、協働の理解促進と意識啓発に資する研修を行う。	若手職員を対象とした研修を開催し、協働によるまちづくり基本条例と第3期協働によるまちづくり推進計画の内容を説明することで、協働の理念共有を図る。
		4	協働事例集の作成と共有	協働推進課	継続	8	協働事例の発信	協働によるまちづくり推進計画に基づき、廿日市市内で実践されている協働事業の実践事例を広めて、協働によるまちづくりの理念共有を図る。	・協働事業の実践事例を把握する。 ・庁内やまちづくり活動団体の活動の参考となるよう、方法を工夫して発信する。 ・庁内や審議会、まちづくり活動団体へ、協働事例の共有を図る。
		5	オンラインを活用した幅広い世代や遠隔地からの参加機会の提供	協働推進課	継続	9	協働によるまちづくりについて啓発(HPやSNSで啓発)	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	HPやSNSを通じて、協働によるまちづくりの理念啓発に関する記事掲載や、協働によるまちづくりに関する事業の実践事例の紹介をする。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容
①めざすまちに向かって	2 協働によるまちづくりの実践	1	目的に応じた庁内関係部署による会議の開催	地域振興課	継続	10	地域連携会議	地域振興部内所属の連携を図るとともに、各所属が抱える地域課題の解決に向けた取組の相互点検、助言を行うため、毎月の定例会を開催する。	会議の開催 【開催日】原則、毎月第3水曜日(ただし、12月及び令和5年3月を除く) 【構成員】地域振興課、中山間地域振興室、協働推進課、スポーツ推進課、各支所地域づくりグループの係長(GL)相当職員(必要に応じて担当者も出席可。案件に応じて部内他課及び部外関係課も出席可) 【議題】部内の課題の共有、検討及び提案(まちづくりチャレンジ応援補助金、情報交換会、吉和支所複合施設整備事業、市有集会所の取扱い等)
				佐伯支所	継続	11	地域連携会議(佐伯支所)	・佐伯支所(地域)内の組織の連携を図り、佐伯地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域への支援に繋げる。 ・市政運営会議、政策監会議、部課長会議の情報共有を行う。 ・佐伯支所内各課、市民センター、保育園、消防署の連携を促進する。	地域連携会議を原則毎月開催 ・構成員:佐伯支所長、地域づくり担当課長、市民福祉担当課長、環境産業担当課長、包括さいき所長補佐、津田市民センター長、友和市民センター所長、玖島市民センター所長、浅原市民センター所長、佐伯消防署長、津田保育園長、友和保育園長、地籍調査課長、地域づくりグループGL ・議題:(第1部)各所属から情報提供、意見交換 (第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて
				大野支所	継続	12	大野支所会議	・大野支所(地域)内の組織の連携を図り、大野地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域(市民)に最も近い業務を担うそれぞれの立場において、地域への支援につなげる。	大野支所会議開催 ・開催日時:毎月第1火曜日 ・構成員:支所長、市民福祉担当課長、環境産業建設担当課長、包括おおの所長、大野市民センター所長、大野西市民センター所長、大野東市民センター所長、大野消防署長、大野学校給食センター所長、社会福祉協議会大野事務所、地域づくりグループGL ・議題:(第1部)各所属から情報提供、意見交換 (第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて
				宮島支所	継続	13	支所の運営に関する事務(島内連絡会議・管内課長会議)	《島内連絡会議》 ・宮島地域内の関係団体が一堂に会し、行事予定などを情報共有し、地域の課題等について意見交換を行う。 《管内課長会議》 ・宮島支所管内の所属長が一堂に会し、各所管事項の情報共有や、地域の課題等について意見交換を行う。	《島内連絡会議開催》 ・開催日時:毎月1回開催(年間12回)慣習とし、開催日は毎月最終週としている。 ・会場:宮島栈橋ターミナル2階会議室 ・構成員:宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島町商工会事務局長、宮島観光協会事務局長、廿日市警察署宮島駐在所長、宮島消防署長、宮島学園校長、宮島幼稚園長、社会福祉協議会宮島事務所長、宮島支所地域づくりGL ・開催内容:関係団体が一堂に会し、行事等予定表や持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。 《管内課長会議開催》 ・開催日時:毎月1回開催(年間12回)を慣習とし、開催日は地域振興部課長会議の翌日としている。 ・会場:宮島栈橋ターミナル2階会議室 ・構成員:宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島水族館経営課長、宮島歴史民俗資料館長、宮島消防署長、宮島支所地域づくりGL ・開催内容:管内の所属長が一堂に会し、持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。会議終了後、引き続き宮島支所課長会議にて、市政運営会議、政策監会議などの報告を行う。支所としての意見をまとめる案件があれば、この場を活用する。
				宮島まちづくり企画室	継続	14	宮島まちづくり分科会	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくり事業を実施するにあたり、行政として島内課題を関係部局の職員が共有し、意見交換や来年度以降の予算要求につなげるため、連絡会議と分科会を開催する。連絡会議は「全体会」、分科会はテーマごとによる「特定部局の会」として開催する。 ※17分科会を設置し、事業の進捗度、予算執行度合いなどを勘案しながら都度開催する。
				健康福祉総務課	継続	15	廿日市地域業務連携会議	地域に係わる業務を所管する関係部署等が連携し、地域に対する効果的なアプローチや支援を行うため、地域情報を共有すると共に、各部署が抱える課題の解決に向け、議論、検討を行う。	・重層的支援体制整備事業に係る多機関協働事業で実施する。 ・「相談支援ネットワーク会議」に引継ぎ、業務連携会議は発展的廃止とする。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容
	政策・ 成果の共有	2	まちづくり活動団体の活動支援【宮島】	宮島まちづくり企画 室	継続	16	いつくしま・まちなみ研究会 等の活動支援	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づ くりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島 を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする 「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくり を推進する。	・宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用な どを主体的に考え、活動している学識経験者などを中心に結成された 「いつくしま・まちなみ研究会」や地元工務店を中心に結成された「伝建 宮島工務店の会」の活動を、行政の視点から支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区を後世に継承していく活動は、これから 組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。
		3	まちづくり活動団体の育成【宮島】	宮島まちづくり企画 室	継続	17	「みやじまの町家に親しむ 会」の育成	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づ くりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島 を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする 「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくり を推進する。	・宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用な どを、島民自身が主体的に考え、活動するため、市民センタークラブとし て結成された「みやじまの町家に親しむ会」の活動を、行政の視点から 支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区に関心を持ち、郷土のことを学習する活 動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資す る。
		4	パブリックコメント制度による市政への 市民参画	全庁 (計画等策定担当 課)	継続	18	パブリックコメント	政策形成過程における市民等の行政参画を推進するとともに、市民等 に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上を図り、市 民参画型の公平公正で開かれた市政の実現を目的とする。	市の政策等を策定する過程において、案の段階でその趣旨、内容等を 広く市民等に公表し、原則30日程度の期間を設けて市民等にその案に 対する意見を求め、その意見を考慮して市としての意思決定を行うととも に、市民等から提出された意見に対する市の考え方を公表する。
		5	協働事業提案制度の構築	地域振興課	継続	19	まちづくりチャレンジ応援補 助金の交付	地域経営の仕組みを取り入れるなど、持続可能なまちづくりに取り組む 地域自治組織に対し、地域力の維持・持続や地域における新たな活力 創出に向けた活動を支援する。	・提案事業の募集案内 ・事業提案に係る企画・事業計画作成や、多様な主体とのマッチング支 援 ・まちづくりチャレンジ提案事業審査会の実施、採択事業の決定 ・補助金交付(事業継続実施団体及び新規採択団体) ・継続実施事業及び新規採択事業の情報発信(情報交換会での発表 等)
				経営政策課	継続	20	随意契約保証型民間提案 制度	多様化、複雑化していく行政課題に対応し、良質で持続可能な行政サー ビスを提供していくため、市民サービス向上や業務効率化につながる民 間事業者の優れた提案について、「市に新たな財源負担がかからないこ と」や「独自性があること」などを条件に、審査を経て協議が整った提案 を随意契約することを前提として公募する。	・契約締結済みの事業については、担当課で着実に事業実施する。 ①「こどもがつくるまち・もり・うみ」の開催(株式会社勝谷) ②ESCOによる廿日市市への省エネルギーの提案(株式会社マリモ ライフ) ・令和2年度に提案を受けた事業のうち、契約に至っていない事業(4事 業)について、引き続き契約締結に向けて事業者と協議を行う。
				協働推進課	継続	21	協働事業提案制度の構築	協働によるまちづくり推進計画に基づき、まちづくり活動団体同士など多 様な主体によって、協働によるまちづくりの取組が進むよう、それぞれの 主体による協働事業の提案制度を構築する。	提案制度構築に向けて、課題の洗出しやロードマップ作成をする。
		6	施策実施に向けた市民等への調査	全庁 (調査実施担当課)	継続	22	市民等へのアンケート調査	市の様々な施策の実施に関し、市民等の意見や意向を聞き、その意見 等を施策に反映させる。	・調査対象や調査方法の企画 ・調査票の調製 ・調査対象者の抽出 ・調査票の配付・回収 ・調査結果の集計・分析
		7	事業実施における市民参画	全庁 (実行委員会設置 担当課)	継続	23	実行委員会方式による事業 実施	事業実施において市民等が参加した一つの組織を立ち上げ、行政と市 民等が協働関係を築きながら、それぞれが持っている情報やノウハウ、 人材など資源を活用し、事業の企画段階から意見を出し合い、役割分 担をして実施することで、ニーズに即した事業を行う。	・実行委員会の設置 ・実行委員会の開催・協議 ・事業の実施
8	市民公募による会議の運営	全庁 (審議会等設置担 当課)	継続	24	審議会等の市民公募	審議会等の附属機関や計画等の策定委員会委員を公募することによ り、市民の行政参画を推進する。	・公募市民が参加した審議会等における審議や計画等の策定委員会に おける協議など ・委員委嘱における市民公募の実施		
		1	市民活動センター・市民センターにお けるICTの利活用の促進	地域振興課	継続	25	市民センターネットワーク環 境整備	市民センターのICT環境を整備する。	市民センターにおいて、学習目的に利用するためのWi-Fi環境を整備す る。
				協働推進課	継続	26	ICTの利活用の促進	ウイズコロナ・ポストコロナ社会において、まちづくり活動団体がICTを利 活用できるよう、サポートを実施する。	・市民活動センターにおいて、ICT利用のための相談会の開催や、オン ライン会議等のサポートを実施する。 ・IT知識の基礎学習やスキルアップのための講習会を開催する。
				地域振興課	継続	27		・市民センターにおけるICTの利活用を促進することにより、デジタル・ ディバイド解消に向けた取組を実施する。 ・新しい技術を活用した事業を実施することで、新しい「つながり」を拡充 する。	・ICTの利活用の促進に向けた環境整備を行う。 ・デジタル・ディバイド解消に向けた学習機会を提供する。 ・ICT活用講座オンライン開催や、SNSの活用等に関する事業を実施す る。 ・オンライン、対面・オンラインの併用による事業を実施する。
		2	中間支援組織の機能強化と、まちづ くり活動への支援	協働推進課	継続	28	まちづくり活動への相談支 援	市民と行政とのパートナーシップを形成しながら、市民活動が活発で、 市民が主体となったまちづくりを進めるため、必要な情報や資源、技術 などを提供することを目的とした市民活動団体と公共的団体などとの中 間支援を行う。	まちづくり活動団体からの個別相談や市民活動なんでも相談などを通じ て、課題に応じた情報や資源、技術などを提供する。
		3	新しい技術を活用した「つながり」の 拡大	地域振興課	継続	29	対面・オンラインの併用によ る講座の実施	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照	

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容
	1協働による持続可能なまちづくりを支援	4	協働によるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	協働推進課	継続	30	協働によるまちづくりフォーラム	1-1-1「No. 1 協働によるまちづくりフォーラム」を参照	
				協働推進課	継続	31	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照	
				地域振興課	継続	32		1-1-1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照	
		5	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援	中山間地域振興室	継続	33	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援(定住促進)	人口減少や高齢化の著しい中山間地域に地域支援員を配置し、佐伯・吉和地域の魅力発信及び移住・定住の支援を行い、両地域の将来の担い手の確保する。	佐伯・吉和地域への定住促進に係る活動として、次に掲げる活動 ①佐伯・吉和地域への移住・定住相談対応 ②オンラインによる移住・定住相談対応 ③Web動画などを活用した佐伯・吉和地域の魅力発信 ④地域自治組織等と連携した移住・定住促進の取組
				中山間地域振興室	継続	34	浅原地区活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある浅原地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、地域自治組織の活動支援や交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究、及び企画サポートなどを通じて、地域力の維持・強化を図る。	浅原地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・広報活動及び売り込み ・多様な主体と関わり、想いを知る。 ・「浅原の未来を創る会」の活動支援 ・浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究 ・地域運営組織の法人化に向けてのサポート
				中山間地域振興室	継続	35	玖島地区の活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある玖島地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、①地域自治組織の活動支援、②交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、③地域活動への事業所の巻き込み、④新たな視点を盛り込んだ事業展開、などを通じて、地域力の維持・強化を図る。	玖島地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・SNSの開設及びそれを活用した定期的な玖島地区の情報発信 ・HPの開設及び整備 ・物販の強化 ・メディアへの発信
				中山間地域振興室	継続	36	佐伯高校の魅力化	地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手の育成を行うために、佐伯高校の存続に向けた、同校の魅力化の取組を支援し、地域力の維持・向上を図る。	佐伯高校の魅力化に係る活動として、次に掲げる活動 ①SNS等を活用した定期的な佐伯高等学校の魅力発信 ②地域と連携した魅力化の取組の企画・運営 ③学校が取り組む魅力化の取組の支援 ④公営塾の企画・運営
				吉和支所	継続	37	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	・吉和地域の課題解決を行うための地域運営組織のあり方等に係る支援 ・各分科会(吉和の未来を考える会)のプロジェクトへ参加及び実践 ・地域イベントの開催支援 ・地域への移住・定住支援
				吉和支所	継続	38	吉和地域の活性化	暮らし続けられる吉和地域の実現に向けて、平成30年度に実施した各種アンケートの結果や意見交換で出された提案を基に、小さな拠点の形成にあわせ、多様な主体の参画(公民協働)により、地域の課題解決や活性化に向けた地域経営の仕組みづくりを支援する。	(1)地域住民等との意見交換コーディネート (2)地域づくりプランの推進
				吉和支所	継続	39	小さな拠点づくり(地域課題解決)	吉和地域では、近年の少子高齢化も相まって過疎化が進行しており、集落の暮らしを維持していくことが危ぶまれる状況にある。このような状況の中で、平成30年度から検討を進めている公共施設の再編を契機に、本地域の行政・防災、市民活動の拠点機能の強化や小さな拠点づくりの取組を進めることで、持続可能なまちづくりを目指す。	・吉和の未来を考える会 ・吉和ココから塾(人材育成塾) ・お試しオフィス企業誘致
				農林水産課	継続	40	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	中山間地域における主要かつ生活に密着した産業である農業を持続可能なものにするため、農業・農村の持続化をテーマとした地域支援員を配置し、佐伯地域をフィールドに持続可能な農業の具体事例の実践と検証を行い、地域営農の継続と移住・定住促進を図る。	・地域住民との交流を通して、地域農業を継続するうえでの課題を抽出する。 ・前任の支援員から引き継いだ取組(地ビールの製造・販売)を継続実施する。 ・遊休農地の活用にむけた水田で、栽培可能な特産品の栽培試験を実施する。
		6	中山間地域の人材育成塾の開催	中山間地域振興室	継続	41	中山間地域人材育成事業(津田ココから塾)	・中山間地域の課題解決に挑戦する人材の発掘・育成等をめざして、津田ココから塾参加者のフォローアップ、商店街の軒先を利用したお試し出店の開催等を行う。開催にあたっては、津田商店街を創る会等と連携して実施する。 ・津田ココから塾の自走に向けた仕組み等の検討を行う。	①津田ココから塾参加者のフォローアップ ②商店街の軒先を利用したお試し出店の開催 ③津田ココから塾の自走に向けた仕組み等の検討
				吉和支所	継続	42	中山間地域人材育成事業(吉和ココから塾)	持続可能な吉和地域の実現に向けて、地域の担い手・組織の基盤づくりを推進し、地域産業を維持するため、吉和地域のまちづくりへの参画、並びに地域内での就業、創業、起業、及び事業承継を行う人材の発掘、吉和地域への誘致、育成、商工会等、伴走支援者の育成などを支援する人材育成塾を開催する。	「吉和ココから塾」の開催支援 ①「吉和ココから塾」の企画・立案調整 ②「吉和ココから塾」の実施・運営(3回開催) ③「吉和ココから塾」のフォローアップ
		7	自治会・自主防災会等との連携	健康福祉総務課	継続	43	避難行動要支援者の避難支援	・災害対策基本法に基づき、高齢や障がいなどの理由で災害時に自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)の名簿を予め作成し、災害発生時の避難支援活動や安否活動に役立てる。 ・避難行動要支援者名簿は、地域自治組織、自主防災組織や民生委員等(避難支援等関係者)に情報提供し、地域における避難行動要支援者の避難計画(個別計画書)の策定や助け合いの体制を構築する。	・避難行動要支援者名簿の更新 ・避難支援等関係者への名簿・地図等の情報提供、連携 ・アドバイザーによる避難支援体制の構築支援

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容
② 特性を生かしたまちづくり	環境整備	8	市民センターの地域運営	地域振興課	継続	44	市民センターの地域運営	地域自治組織が生涯学習の場であるとともに、地域づくりの拠点である市民センターを運営することにより、地域自治の向上を目指し、その機能を活かしてまちづくりを進める。	佐方、串戸地区の地域自治組織による市民センターの管理運営
		9	まちづくり活動団体同士の連携促進	協働推進課	継続	45	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進するため、各団体の連携を促す。	・まちづくり交流会の開催による交流の場と機会を提供する。 ・市民活動センター代表者研修会の開催による交流の場と機会を提供する。 ・市民活動センターまつりの開催による交流の場と機会を提供する。 ・さくらdeファミリーによる団体紹介を実施する。
				中山間地域振興室	継続	46	中山間地域回遊促進事業	・佐伯総合スポーツ公園のにぎわいづくりや、佐伯・吉和地域の交流拠点施設の来訪者を、地域内に点在する店舗や観光施設への回遊につなげ、交流人口や関係人口の拡大をめざす。 ・商工会、観光協会などと協議会を立ち上げ、地域団体、地域自治組織、地域活動団体などの参画のもと、実施する。	①キッチンカーの出店調整 ②マルシェの開催 ③LINEのショップカード機能を活用した回遊促進イベント及び抽選会の実施等
				地域包括ケア推進課	継続	47	生活支援体制整備事業	・日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足する生活支援サービスの把握、及び創出、関係機関・団体との連携体制づくり、及び情報共有、地域の支援ニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチングなど、生活の面から支援体制の充実を図る。 ・見守り機能を持つ通いの場づくりや、電球の交換やゴミ出しなどの軽度な生活支援を必要とする高齢者のニーズに対応する支援体制を整備するため、住民主体の話し合いの場となる協議体づくりを推進する。	・運転ボランティアを養成、育成するための研修 ・地域別アセスメントシートの作成 ・協議体づくりの推進(令和3年度末の第3層協議体の数は、28コミュニティ中8か所)
		10	移住定住のきっかけをつくる地域との連携	住宅政策課	継続	48	リノベーションによるお試し住宅を活用したワークショップ	・中山間地域において、多様な主体と市との協働により空き家等の活用に係る取り組みを実行するため、中山間地域の市営住宅をリノベーションワークショップによりお試し住宅とした部屋を活用し、戦略的かつ具体的な実践モデルを創出する。 ・地域の方々との連携を深め、協働によりお試し住宅で地域等交流ワークショップをすることで、中山間地域への移住を促し、空き家バンク制度の更なる活用により定住を促進させる。	協働によるリノベーションワークショップにおいて、整備した市営向原住宅の一室であるお試し住宅を活用し、入居者とともに地域等との交流を図るため、ワークショップを開催する。
					新規	49	宮園地区住まいづくり調査	・住宅団地における少子高齢化が進行し、特定の年齢層が多く住むという団地の特性から、空き家が一気に進行する恐れがあるため、若年・子育て世帯等の転入、多世代同居の促進等を通じて、住宅団地の活性化を図ることが課題となっている。 ・こうした背景を踏まえ、宮園地区における住民の今後の住まいづくりや暮らしやすさを現代様式に見直し、住宅団地の良好な環境を維持しつつ、地域の活性化を図ることを目的とする。	・地域のコミュニティや各種団体との協議を実施する。 ・地域の実情を踏まえた住民主体による住まいづくりを行うための勉強会を開催し、住民の住まいづくり体制を検討する。 ・都市計画課が実施するアンケート調査と連携し、住民への住まいづくりアンケートを実施し、課題抽出とニーズの把握を行う。
		11	地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動	地域包括ケア推進課	継続	50	通いの場の支援(一般介護予防事業)	・高齢者が有する能力に応じて、自立した日常生活を送ることができるように支援することを目的とする。 ・通いの場は、高齢者の身近な場所(市民センター、集会所、その他)で、いきいき百歳体操などの簡単な運動を週1回以上行っており、定期的に集まることで、互いに気にかけて合う気持ちが醸成され、介護予防や閉じこもりの防止だけでなく、日常的な支え合いや見守り等につながっている。	・いきいき百歳体操を活用した通いの場づくりの支援を行う。 ・いきいき百歳体操のフォローとして、体力測定とともに、3か月後に口腔ケアのミニ講座、6か月後に栄養講座のミニ講座、1年後に認知症の理解、1年半後にこれから手帳の講座と予防に関するミニ講座を行う。
	2	1	まちづくり活動団体向けのコミュニティビジネスの勉強会・相談会の開催	協働推進課	継続	52	市民活動なんでも相談	市民活動センターの相談機能として、市民活動団体からコミュニティビジネスに関する相談を受け付け、地域づくりにおける課題の解決を支援する。	・市民活動なんでも相談を開催し、コミュニティビジネスの相談を受ける。企画立上げの支援や、他団体の情報提供などを行う。 ・具体的なビジネスに関する内容の相談については、しごと共創センターと連携を図る。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容
	「コミュニティビジネスの普及と推進	2	地域に密着した課題を解決するコミュニティビジネスへの支援	しごと共創センター	継続	53	コミュニティビジネスへの取組支援	・市内事業者や創業希望者を対象に様々な相談に対応し、事業者や創業希望者の課題解決を図る。 ・創業希望者に創業のポイントや基礎知識を習得してもらい、創業のきっかけとする。 ・創業セミナー受講者を対象に、創業計画の振り返りや先輩创业者の交流、相談などを通じ、セミナー修了後の伴走支援を行う。	・各種相談に対応する個別相談会の実施(月3回) ・創業セミナーの開催(年4回コース)
				協働推進課	継続	54		地域主体の課題解決の一つの手段であるコミュニティビジネスに対する興味関心や理解の促進、情報共有を行う。	・コミュニティビジネスの事例紹介を行う。 ・コミュニティビジネス実施に向けた中間支援を実施する。
				しごと共創センター	継続	55	ビジネスチャレンジコンテストの活用	創業に関心がある人や創業希望者からビジネスプランを募集するコンテストを実施し、創業希望者の掘り起こしや創業意識の醸成を図る。	ビジネスチャレンジコンテストの実施(ビジネスプランの募集、審査、優秀なビジネスプランの表彰)
	3 地域課題解決に向けた円卓会議の推進	3	多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組への支援	協働推進課	継続	56	多様な主体への情報発信と相談支援	多様な主体に対し、コミュニティビジネスについて情報を発信することにより、協働による持続可能なまちづくりの取組への支援を行う。	・市民活動なんでも相談などにより、まちづくり活動団体からの相談を受け付ける。必要に応じて、庁内他部署や他団体との中間支援を行う。 ・市民活動に関する情報交換会や相談会などの開催により、コミュニティビジネスに関する情報を発信する。
		1	地域の課題解決に取り組む組織づくりの支援	地域振興課	継続	57	まちづくり交付金の交付	廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、地区のまちづくりのパートナーである地域自治組織が実施する地域づくり活動に係る事業に要する経費を補助する。多様化する地域課題に対処するため、資金使途を特定せず、地域自治組織が使途を選択できるよう一括交付金として交付する。	・まちづくり交付金の交付申請、実績報告等の事務 ・地域情報の把握(関係所属及び社会福祉協議会等の関係団体との地域情報の共有、地域自治組織に対しての地域が抱える課題や最近の変化・ニーズ等のヒアリング、事業実施状況の把握及び地域自治組織との振り返りによる好事例や反省点の引継ぎ) ・地区の実情に適した事業提案、地域のニーズに合致した事業であるかの検証等、地域自治の推進に向けたコーディネート
					継続	58	まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	1-2-5「No. 19 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付」を参照	
				吉和支所	継続	59	小さな拠点づくり(地域課題解決)	2-1-5「No. 39 小さな拠点づくり(地域課題解決)」を参照	
				中山間地域振興室	継続	60	小さな拠点づくり(玖島地区)	将来にわたって暮らし続けられる玖島地区を目指し、玖島の里づくり交流拠点施設の整備を行う。	・地域の運営組織体制の整備を促進する。 ・旧玖島小学校校舎2階活用事業者の公募及び選定を行う。 ・公募に伴い必要となる改修を行う。
				中山間地域振興室	継続	61	小さな拠点づくり(浅原地区)	将来にわたって暮らし続けられる浅原地区を目指し、交流拠点施設を活用した人材育成・交流促進を行うとともに、現時点における住民ニーズを踏まえながら地域住民と一緒に、地域経営の仕組みを構築する。	次の事業の伴走支援を行う。 ・浅原地区のビジョンの作成 ・NPO法人の設立
				宮島まちづくり企画室	継続	62	島づくり組織の設立支援・座談会の開催	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、島民を対象に「まちづくり座談会(年度途中に名称変更の可能性あり)」を開催する。座談会の中で、島民ニーズを確認しながら、地域づくりの主体、核となる人材を発掘、育成し、「島づくり組織」の組織化を目指す。 ※島づくり組織設立準備会の年度内設立を目指す。
		2	町内会加入促進	地域振興課	継続	63	町内会等加入促進事業	地域力の維持・持続を目的に、地域主体のまちづくりを進めていくため、関係団体と連携して町内会等への加入促進に取り組む。	・町内会・自治会Q&Aの更新 ・町内会等加入申込書受付ポストの設置 ・市HPでの町内会等加入申込フォームを活用した加入申込者と町内会長とのマッチング支援 ・広報はつかいちへの加入促進記事掲載 ・転入者向け町内会等加入促進チラシの更新、多言語版チラシの更新及び市HPへの掲載、外国人労働者を雇用している企業への案内
		3	円卓会議の多様な形式での開催	協働推進課	継続	64	オンライン形式の導入支援	ウィズコロナ・ポストコロナ社会において、多様な主体によって協働による持続可能なまちづくりの取組が行われるよう、また、若い世代や遠隔地からの参加が促進されるよう、オンライン形式での会議の導入を支援する。	まちづくり活動団体からのオンライン形式での会議開催に関する相談対応や、オンライン形式での会議、講座等の実施の支援を行う。実践事例やFAQを、庁内外で情報共有する。
		1	地域のICT化を進めるICT活用講座の開催	協働推進課	継続	65	地域のICT化を進めるICT活用講座の開催	2-1-1「No. 26 ICTの利活用の促進」を参照	
				地域振興課	継続	66		2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照	

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容	
③情報発信による信頼関係づくり	1 受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	2	各種情報発信ツールを利用した情報提供	プロモーション戦略課	継続	67	市政情報のわかりやすい発信（広報紙・HP・FMラジオ・SNSでの発信）	・広報紙で市の施策や行事、その他行政情報を市民に分かりやすく伝える。 ・ラジオ放送やSNSなど他のツールを使い、市の広報紙を補完し、行政情報、イベント情報、防災・防犯情報等をより多くの市民にタイムリーに伝える。	・広報紙の編集、配布【継続】 ・HP更新・運用管理【継続】 ・FMラジオでの発信【継続】 ・SNS(フェイスブック、YouTube、LINE)の更新【継続】 ・市公式LINEの機能拡充【新規】	
				全庁（情報発信担当課）	継続	68	各種媒体による市政情報の発信	受け手の状況を考慮して、各種媒体により情報を発信することにより、市民のまちづくりへの参加を促進する。	情報発信課が、広報紙のみならず、マスメディアを有効に活用して、市政情報を提供する。 ・広報はつかいち ・新聞（全国紙・地方紙・タウン紙） ・テレビ、ラジオ ・インターネット（HP、SNS、メールマガジン） ・記者会見	
		3	他の取組状況の共有や助成金情報などまちづくり活動に資する情報発信及び共有	協働推進課 市民活動センター	継続	69	まちづくり活動に関する支援（中間支援機能）情報の発信及び共有	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の取組状況や助成金情報などのまちづくり活動に関する支援情報の発信及び共有を行う。	HPや広報紙など多様な媒体を利用して、まちづくり活動団体の取組状況や助成金等の支援情報の発信を行う。	
				地域振興課	継続	70	2－1－1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照			
		4	市政情報の積極的な公開	プロモーション戦略課	継続	71	3－1－2「No. 67 市政情報のわかりやすい発信（広報紙・HP・FMラジオ・SNSでの発信）」を参照			
				全庁（情報発信担当課）	継続	72	市政情報のわかりやすい発信	市民等に市政情報をわかりやすく発信することにより、情報を正確に伝えて市民等と情報を共有し、信頼関係を構築する。	情報発信課が、広報紙のみならずマスメディアを有効に活用して、市政情報を提供する。 ・広報はつかいち ・新聞（全国紙・地方紙・タウン紙） ・テレビ、ラジオ ・インターネット（HP、SNS、メールマガジン） ・記者会見	
				地域振興課	継続	73		市民の視点に立った情報発信のため、市政情報をわかりやすく発信する。	市民が求めている情報を、広報紙やHPなどの情報発信ツールにおいて、わかりやすく適切に提供する。	
				国際交流・多文化共生室	継続	74		外国人市民が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人市民が必要としているサービスを把握し、支援が必要な人への広報や情報提供を図る。	・市ホームページ、SNS、広報誌等を利用し、生活に必要な制度や情報の発信を行う。 ・多言語ややさしい日本語を用いる等、外国人市民に配慮し、情報の発信を行う。 ・市民や市職員に対するやさしい日本語講座を実施する。	
				危機管理課	継続	75	避難情報等の発信	災害時の迅速な情報発信や、被災者支援サービスを提供するシステムの管理・運用を行い、市及び市民が災害時に的確な対応をとることができる。	・市民へ災害情報を迅速に発信するとともに、職員が災害情報を共有するため、引き続き「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」及び「ひろしま避難誘導アプリ」を運用する。 ・多くの市民に登録してもらえよう、広報を実施していく。	
				全庁（審議会等設置担当課）	継続	76	審議会等の情報の発信	審議会等の情報を発信することにより、市民の行政参画を推進する。	市HPにおいて、審議会等の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。	
				5	まちづくり活動に関する情報の一元化	協働推進課 市民活動センター	継続	77	まちづくり支援情報のポータルサイト作成	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の協働によるまちづくりに関する取組や、情報等を一元的に掲載したポータルサイトを作成する。
		6	さまざまな分野での情報共有の推進	協働推進課	継続	78	団体活動情報や助成金情報の発信	3－1－3「No. 69 まちづくり活動に関する支援（中間支援機能）情報の発信及び共有」を参照		
		7	各種情報発信ツールを活用した参加機会の提供	協働推進課	継続	79	協働によるまちづくりフォーラム、情報交換会等へのオンライン開催の取入れ	市民のまちづくりへの参加を促進するため、情報発信にICTを活用する。	協働によるまちづくりフォーラムや情報交換会等において、ライブ配信又は動画配信サービスでのアーカイブ動画の公開を行う。	
		8	出前トークの実施	全庁（出前トーク実施担当課）	継続	80	出前トークの実施	市民に市の施策や事業を説明するとともに、意見交換を行うことにより、市政への理解を深め、市民との協働によるまちづくりを進める。	・トークテーマの設定 ・申込者との打合せ ・出前トークの実施	
まちづくり知識	1	市民センター等での地域課題解決につながる主催事業の実施	地域振興課	継続	81	各市民センターの主催事業	2－1－1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照			
			地域振興課	継続	82	まちづくり活動団体と連携した事業の開催（日本語支援者の養成）	2－1－1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照			
			国際交流・多文化共生室	継続	83	外国人市民が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、日本語教室等で日本語支援活動を行うボランティアを養成する。	日本語教室等で日本語支援活動を行うボランティアを養成するための講座を実施する。			
		2	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供	地域振興課	継続	84	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2－1－1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照		
		3	人材育成塾の開催	地域振興課	継続	85	各市民センターの主催事業	2－1－1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照		

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容
	コミュニティ・技能を つなげる	4	中山間地域の人材育成塾の開催 ※再掲	中山間地域振興室 吉和支所	継続	86	中山間地域人材育成事業 (津田ココから塾・吉和ココから塾)	2-1-6「No. 41・42 中山間地域人材育成事業(津田ココから塾・吉和ココから塾)」を参照	
		5	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか)	生涯学習課	継続	87	地域学校協働活動	地域と学校がより連携・協働することで、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える仕組みづくりを進めるとともに、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との連携により、学校や地域の活性化を図る。	・市内の17小学校区及び10中学校区に設置された地域学校協働本部に対し、活動の補助・助言を行う。 ・各協働本部の取組や先進事例の紹介、企業や市民センターにおける活動内容や人材情報の共有を行う。 ・放課後子ども教室の取組について、未設置の本部へ説明していく。 ・コミュニティ・スクール新設8校における支援、令和5年度導入校の支援を行う。
	2 若い世代が参加しやすい機会づくり	1	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか) ※再掲	生涯学習課	継続	88	地域学校協働活動	4-1-5「No. 87 地域学校協働活動」を参照	
				学校教育課	継続	89	コミュニティ・スクール	廿日市市立学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入することにより、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める。	・令和3年度に設置した四季が丘小学校、吉和小学校、吉和中学校の3校に加え、令和4年度は、平良小学校、原小学校、地御前小学校、金剛寺小学校、津田小学校、野坂中学校のそれぞれに1、宮島小学校及び宮島中学校に1の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、地域と学校の連携・協働を図りながら、年間3回の学校運営協議会を開催し、「地域とともにある学校づくり」を進める。 ・令和5年度の全学校設置に向けて、未設置の学校、地域学校協働本部等と連携し、体制づくりを進める。
				地域振興課	継続	90	各市民センター主催事業 (子ども・若者向け)	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照	
		2	子どもや若者等の主体的な事業実施	生涯学習課	継続	91	成人式	実行委員会形式によって新成人が主体的に式の内容を企画・運営することにより、青少年の主体的な社会参画及び健全育成を図る。	成人式で実施するメッセージ上映、記念品の選定、誓いの言葉等の企画・運営を行う。
				生涯学習課	継続	92	生涯学習フェスティバル	生涯学習活動の実践の場と機会を全市的規模で提供することにより、市民一人ひとりの生涯学習への関心と理解を深め、生涯学習活動への参加を促進し、これからの生涯学習社会の実現に資する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、生涯学習活動の成果を発表する機会や生涯学習につながる体験の機会などを提供する。
				中山間地域振興室	継続	93	佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(さえき学)」が地域と連携したものとなり、高校の魅力の一つとなるよう支援する。	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(SAEKI QUEST)」が地域と連携したものとなり、高校の魅力の一つとなるよう支援する。 ・地域ボランティアの募集 ・地域の方との橋渡し
		3	多様な世代の地域(づくり)への関わりしろ及び裾野拡大	地域振興課	継続	94	防災士養成講座の開催	近年の集中豪雨や地震など頻発する自然災害に対し、地域防災力を強化するため、自主防災組織の活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材を養成する。	資格取得後も地域で活躍してもらうため、自主防災組織から推薦のあった50名を対象に講座を実施する。実施日等は以下のとおり。 日時:令和4年9月10日(土)9時00分～17時50分(予定) 令和4年9月11日(日)9時00分～17時50分(予定) 場所:広島工業大学
				健康福祉総務課	継続	95	はつかいち 暮らしのことゼミナール	地域福祉の推進に関わる担い手の裾野を広げることを目的に、これまで地域福祉活動に係わりのなかった人(例えば、学生、働き世代30～50代など)を対象とした「地域へのかかわり方」の提案づくりをゼミ形式で実施する。	・自身の日々の生活の中で感じている「身近な問題意識」をテーマに、参加者同士が対話を重ね、地域や普段の暮らしの中での小さなチャレンジを企画し、実践する。 ・ゼミ参加者の取組を広く市民に知ってもらい、誰にでも地域への係わりしろを見つけてもらうことができるよう、報告レポートを作成し、市HPやFBを活用して周知する。 ・過去のゼミ参加者の係わりをオンラインツール等を活用して促し、地域福祉推進に係わる人材の裾野拡大や、既存の地域福祉活動を実施する組織以外の主体育成につなげる。
	3 リーダーシップ	1	広島県立佐伯高等学校の魅力化支援	中山間地域振興室	継続	96	地域に根ざした教育活動や特色ある部活動の充実などの支援	佐伯高等学校が取り組んでいる地域に根ざした教育活動や、部活動の充実などによる自校の魅力化の取組を地域と連携して支援することにより、在校生徒数80名以上を維持して同校の存続を図り、地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手を育成、地域の維持・向上を実現させる。	佐伯高等学校を応援する会への助成
		2	まちづくりリーダー養成講座の開催(若年層・壮年層)	協働推進課	継続	97	まちづくり活動スキルアップ講座	持続可能なまちづくりを推進するため、まちづくり活動を高めることを目的としたスキル、ノウハウなどを習得する講座を開催する。	まちづくり活動スキルアップ講座を開催する。
				地域振興課	継続	98		2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照	
				住宅政策課	継続	99	空き家のお助けパートナーの養成	・新たな空き家の発生を抑制するため、居住中の段階から予防に向けた支援を行い、地域の方々の意識啓発、空き家等に関する知識の普及を行う。 ・空き家お助けパートナー養成講座を受講し、修了証を得ることで地域空き家相談員となってもらい、地域の空き家相談をしやすい体制を構築する。	・空き家お助けパートナー養成講座を玖島地域で4回程度開催する。 ・令和3年度に佐伯(津田、浅原)、吉和で空き家お助けパートナーとして養成し、修了証を授与したメンバーを対象に、その後の取組、環境変化等の意見交換及び情報共有と、更なる意識の醸成を図るための講座を各地域で1回開催する。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容		
④ 人づくり	人材の育成支援	3	ふるさと意識を醸成する事業	学校教育課	継続	100	ふるさと学習	廿日市市立小・中学校児童生徒が、魅力ある郷土の歴史や文化をはじめ、先人の努力や知恵を学ぶことや、郷土を素材とした体験的な活動を通して、課題を自ら見だし、協働して探究活動に取り組む態度を育てるとともに、「ふるさと廿日市」への愛着と誇りを涵養する。	・各校でゲストティーチャーを招聘し、効果的に活用する。 ・「ふるさと学習オンライン発表会」における実践発表又は、後日、はつかいち文化ホールウッドワンさくらびあ市民ホールにおける展示発表で、学習の成果を発表する。 ・『「ふるさと学習」実践事例集』を作成し、市内全小・中学校で共有するとともに、市民センターへ配付し、広く市民へ発信する。また、市HP及び各学校HPに実践報告を掲載する。		
				中山間地域振興室	継続	101	佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援	4-2-2「No. 93 佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援」を参照			
		4	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供 ※再掲	地域振興課	継続	102	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照			
		5	廿日市の魅力を改めて知る講座の開催	プロモーション戦略課	継続	103	廿学	・廿日市市の歴史、文化、産業などの魅力について学び、市民との交流を楽しむ講座(授業)を実施する。 ・廿日市市民のシビックプライドの醸成を図り、市民自らが本市の魅力を語り、発信できるまちづくりを目指す。 ・市内外の人たちに廿日市市のファンになってもらうことで、転出抑制や交流人口の拡大につなげ、人口減少の課題に取り組む。	廿日市市に関わり活動している、様々な分野の方を「先生」に迎え、知識や経験、思いを共有しながら、多角的な視点で本市の魅力を学ぶオンライン授業を、月1回(5月～2月:計10回程度)Youtubeで配信する。さらに、授業後は、参加者同士でZoomで交流する「放課後トーク」を実施し、市民同士の交流を図る。 ・市内の高校生と「楽しく真剣に廿日市市の未来を考える」場として、FMはつかいちとのコラボ企画「廿学ラジオ」を月2回(5月～2月:計20回程度)放送する。		
		4 人材を見いだすための 交流の場や機会の提供	1	情報交換会の開催	協働推進課	継続	104	情報交換会の開催	1-1-1「No. 4 情報交換会」を参照		
	地域振興課				継続	105	1-1-1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照				
	宮島まちづくり企画室				継続	106	宮島まちづくり未来ゼミ		1-1-2「No. 5 宮島まちづくり未来ゼミ」を参照		
	宮島まちづくり企画室				継続	107	宮島まちづくり座談会の開催		2-3-1「No. 61 島づくり組織の設立支援・座談会の開催」を参照		
	2		市政情報の積極的な公開 ※再掲	全庁(情報発信担当課)	継続	108	市政情報の公開	市民が参加できる事業の情報提供や市政の情報公開を行うことにより、市民のまちづくりへの関りを促進する。	・事業やイベントなどの情報に係る多様な媒体による情報の発信 ・市政情報の発信 ・市政への市民参画に関する情報の発信 など		
				地域振興課	継続	109		まちづくりに関わる人をより増やしていくため、市政情報を積極的に公開する。	・広報紙や市HPにおいて、市政情報を公開する。 ・市HPにおいて、審議会等の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。		
	3		ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※再掲	協働推進課	継続	110	情報交換会の開催	4-1-2「No. 81 オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催」を参照			
				地域振興課	継続	111	情報交換会の開催	1-1-1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照			
	4		まちづくり活動団体同士の連携促進 ※再掲	協働推進課	継続	112	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	2-1-9「No. 45 市民とまちづくり活動団体の連携、市民同士の連携、まちづくり活動団体同士の連携」を参照			
	5 協働によるまち ふさわしい		1	協働によるまちづくり職員研修	協働推進課	継続	113	協働によるまちづくりに対する意識情勢と参加促進	1-1-3「No. 7 若手職員の協働によるまちづくり研修」を参照		
		地域振興課			継続	114	地域振興部内職員研修	・市民主体のまちづくり及び多様な主体との協働による持続可能なまちづくりを目指し、多様化する市民ニーズをとらえ、課題解決に向けた市民の活動を支援できるスキルを持つ地域振興部の職員を育成する。 ・職員自身が市民との協働によるまちづくりを推進していることを実感し、仕事に対するモチベーションの向上につながるよう、継続的に実施する。	・研修会の実施 【実施日】7月下旬頃 【対象職員】部内係長(GL)級以下職員 【研修内容】地域コミュニティへの自治体職員の関わり方 等 ・研修会後のアンケート実施		
		健康福祉総務課			継続	115	健康福祉部内研修	健康福祉部の職員が地域共生社会の実現に向けて、目指す姿を共有し、社会の変化やに目を向け、地域の現状を踏まえた質の高いサービスを提供でき、部全体で地域福祉施策を推進していくことを目的に実施する。	・健康福祉部が所管する個別計画の理解や、制度や事業をはじめとした知識の習得及び共有を目的とした対象別の研修を実施する。 ・研修での対話や交流を通じて、分野横断的に地域福祉施策に取り組むための所属を超えて連携しやすい関係づくりを促進する。 ・これら部内研修の学びを効果的に所属内で共有するため、伝達研修も併せて促進する。		
		協働推進課			継続	116	若手職員の協働によるまちづくり研修	1-1-3「No. 7 若手職員の協働によるまちづくり研修」を参照			
		2	市職員向けデジタルスキルアップ研修の実施	協働推進課	継続	117	ICTやSNSの活用に関する研修	市職員が協働によるまちづくりを進める上で、ICTやSNSを活用できる職員を育成する。	市職員向けに、ICTやSNSの活用に関する研修会を開催する。また、必要に応じて、開催結果を庁内に情報共有する。		

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和4年度事業内容
	まちづくりの担い手として 職員の育成	3	市職員に地域活動への参加促進	全庁 (全職員)	継続	118	地域のまちづくり活動への 市職員の参加	市職員は積極的に地域のまちづくり活動に参加することにより、協働によるまちづくりにふさわしい職員を目指す。	・市職員による地域コミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動など、地域のまちづくり活動へ参加する。 ・市外在住職員は、居住地のまちづくり活動に参加する。
				地域振興課	継続	119		市職員は、市民の一員であることを自覚し、積極的に地域のまちづくり活動に参加する。	・積極的にまちづくり活動に参画し、職員の持つ経験やスキルを地域のために生かす。 ・市外在住であっても、居住地のまちづくり活動に参加する。
		4	地域コミュニティ活動体験研修の実施	人事課	継続	120	地域コミュニティ活動体験研修	職員が地域コミュニティ活動に実際に参加し、市民とともに活動することにより、地域コミュニティに関する基礎的な知識の習得や、廿日市市に対する愛着(はつかいちを愛する心)の醸成を図り、さらに今後の地域コミュニティ活動への参加意欲を喚起することで、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成する。	研修参加者は勤務外の自主研修として、実際に地域に出て地域住民(地域自治組織)とともに活動(企画会議や行事の参加)する。 ・研修対象者:入庁後3年目の職員 計33人 ・活動対象地区:地御前地区、大野10区地区、宮島地区 計3地区
				地域振興課	継続	121		・廿日市市人材育成基本方針では、求められる職員像として「はつかいちに誇りを持ち、地域に貢献できる職員」を挙げている。 ・廿日市市協働によるまちづくり基本条例第14条(市の職員の育成)において、「市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。」と定めている。 ・この具体的な取組の一環として、入庁3年目の職員(希望者)を対象に、業務時間外に地域活動に参加する研修を実施する。	・団体の総会や円卓会議の準備・出席、地域活動の準備・当日運営、団体の事業計画などの策定補助、地域課題の把握及び解決に向けて考え、話し合い、実践する場へ参加する。 《研修受入地区と研修生参加人数》 地御前(5名)、大野第10区(4名)、宮島(4名) 計3地区 13名
		5	情報交換会の開催 ※再掲	協働推進課	継続	122	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照	
⑤ 評価及び支援	1 合う場の充実 互いを知り	1	情報交換会の開催 ※再掲	協働推進課	継続	123	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照	
		2	協働に係わるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	協働推進課	継続	124	協働によるまちづくりフォーラム	1-1-1「No. 1 協働によるまちづくりフォーラム」を参照	
		3	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※再掲	地域振興課	継続	125	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照	
		4	まちづくり活動団体同士の連携促進 ※再掲	協働推進課	継続	126	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	2-1-9「No. 45 市民とまちづくり活動団体の連携、市民同士の連携、まちづくり活動団体同士の連携」を参照	
		1	はつかいちさくら賞表彰	生涯学習課	継続	127	はつかいちさくら賞	・廿日市市の生涯学習の推進に貢献があったものに対して、はつかいちさくら賞を授与し、表彰することにより、市の生涯学習の普及及び推進を図る。 ・平成3年度に生涯学習推進本部表彰として本表彰制度が始まり、平成11年度にはつかいちさくら賞に名称変更した。	・年に2回はつかいちさくら賞表彰選考委員会(前期と後期)を開催し、はつかいちさくら賞表彰規程、はつかいちさくら賞表彰規程施行細則に基づいて、表彰の適否を審査する。 ・表彰の対象となった者を、前期は生涯学習フェスティバル、後期はさくらまつりにおいて表彰式を行い、表彰する。
	2 市による評価及び支援	2	地域貢献活動保険	協働推進課	継続	128	地域貢献活動保険	市民活動団体が安心して地域貢献活動を行うことができるよう、地域貢献活動保険を用意する。また、保険制度について周知をする。	・地域貢献活動保険の提供 ・パンフレットの作成、配布 ・チラシの作成 ・地域貢献活動保険の説明会の開催
		3	まちづくり交付金による地域自治組織への支援	地域振興課	継続	129	まちづくり交付金の交付 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	1-2-5「No. 19 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付」を参照 2-3-1「No. 58 まちづくり交付金の交付」を参照	
		4	認可地縁団体等まちづくり活動団体の法人化に向けた支援	協働推進課	継続	130	まちづくり活動団体の法人化支援	まちづくり活動団体の法人化にあたり、法人化手続きおよび法人化の注意事項の説明など、法人化後も活動団体の運営がスムーズに行えるよう支援する。	市民活動なんでも相談を開催する。
				地域振興課	継続	131		町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が、「認可地縁団体」となるための法律上の要件に適合するよう、申請団体に対して指導及び助言を行う。	・認可に係る相談対応 ・認可の審査 ・規約変更申請、告示事項変更申請の受付 ・印鑑登録のための個人印証明書の公用請求 ・告示事項証明書、印鑑登録証明書の発行申請受付(手数料の受領含む) ・事務処理要領、手引きの更新
		5	協働事例集の作成と共有 ※再掲	協働推進課	継続	132	協働事例の発信	1-1-4「No. 8 協働事例の発信」を参照	
		6	地域事業の企画・実施への支援	全庁 (共催・後援・補助 実施担当課)	継続	133	共催・後援・補助	市民等が企画・実施して取り組む事業を支援することにより、市民等への社会公共の利益を広める。	・後援・共催名義の使用許可:廿日市市、廿日市市教育委員会、廿日市市生涯学習推進本部 ・補助金の交付:まちづくり活動団体が行う事業への補助申込者との打合せ
		7	まちづくりリーダー養成講座の開催(若年層・壮年層) ※再掲	協働推進課	継続	134	まちづくり活動スキルアップ講座	4-3-2「No. 97 まちづくり活動スキルアップ講座」を参照	

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃の検証について

1 主旨

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の実効性を確保するため、協働によるまちづくりの状況や社会経済情勢の変化などに条例の規定内容が沿っているか、廿日市市協働によるまちづくり審議会において検証を行う。

2 根拠規定

廿日市市協働によるまちづくり基本条例（抜粋）

（協働によるまちづくり審議会）

第17条 （略）

2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。

(1)～(4) （略）

(5) この条例の改廃に関すること。

3・4 （略）

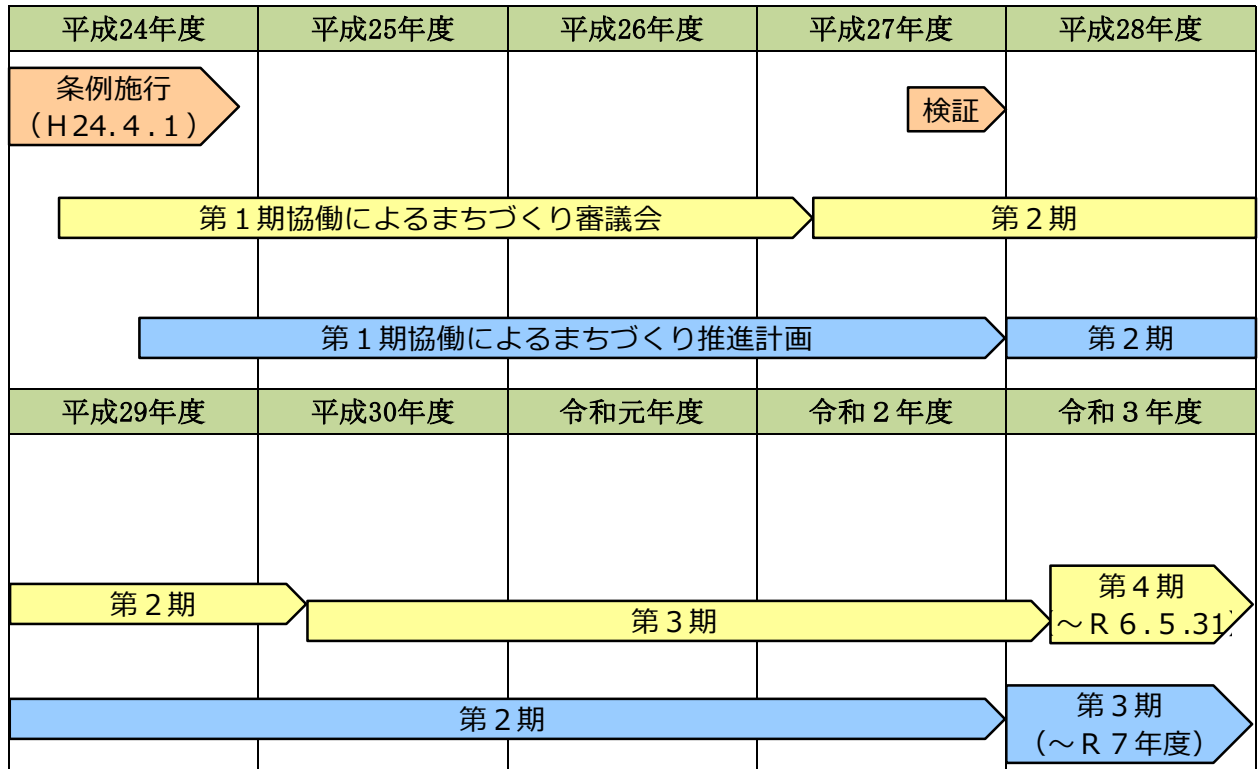
（条例の見直し）

第20条 市長は、4年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要があると認めるときは、この条例を見直します。

3 条例の構成

前文	
第1章 総則	第1条 目的
	第2条 定義
第2章 協働によるまちづくりの基本原則等	第3条 基本原則
	第4条 市民の役割
	第5条 市の責務
第3章 協働によるまちづくり推進計画	
	第6条 協働によるまちづくり推進計画
第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み	
	第1節 特性を生かしたまちづくり
	第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくり
	第8条 円卓会議
	第2節 情報発信による信頼関係づくり
	第9条 情報の発信及び共有
	第3節 人づくり
	第10条 まちづくりに関わる人材の育成
	第11条 子ども、若者等の育成
	第12条 まちづくりリーダーの育成
	第13条 人材を見いだす活動
	第14条 市の職員の育成
	第4節 評価及び支援
	第15条 活動の評価
	第16条 市による評価及び支援
第5章 実効性の確保	
	第17条 協働によるまちづくり審議会
	第18条 組織
	第19条 実施状況の検証
	第20条 条例の見直し
第6章 雑則	
	第21条 委任
附則	

4 これまでの検証の状況



5 検証の進め方

次に掲げる項目について、各条文の妥当性について検証する。

- 協働によるまちづくり推進計画の推進状況やアンケート結果などへの対応

《参考になる資料》

第3期協働によるまちづくり推進計画の事業実績、まちづくり活動団体アンケートの結果、まちづくり市民アンケートの結果 など

- 個人に関する事項への対応

《考えられる事項》

価値観の多様化、ライフスタイルの変化、コストパフォーマンスを意識した消費スタイル、健康志向 など

- 現在の社会状況への対応

《考えられる社会状況》

人口減少、少子・超高齢社会、外国籍住民の増加、SDGs、異常気象、2025年問題、Society5.0、地方創生、働き方改革、新型コロナウイルス感染症 など

6 スケジュール

年 度	審議会	時 期	内 容	備 考
令和4年度	1	令和4年7月20日	諮問 検証に向けて	
	2	令和5年2月	条例の検証①	
令和5年度	1	令和5年7月	条例の検証②	
	2	令和6年2月	検証結果の調製	委嘱期間中の最後の審議会（予定）
	—	令和6年3月	答申	

令和4年7月20日

廿日市市協働によるまちづくり審議会
会 長 山 川 肖 美 様

廿日市市長 松 本 太 郎 閣

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関する
ことについて（諮問）

廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号）第17条
第2項の規定により、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関すること

2 諮問理由

本市は、平成24年3月に廿日市市協働によるまちづくり基本条例を制定、
同年4月に施行し、市民と市民、市民と行政とのつながりを大切にした暮ら
しやすい豊かな地域社会の実現を目指してきたところです。

これまで、まちづくり交流会や情報交換会などの開催により、まちづくり
を行う人と人、団体と団体のつながりが生まれ、まちづくりのネットワーク
の広がりが進みました。また、地域自治組織では、それぞれの地域特性や資
源を生かして、多様な主体と協力しながら、いつまでも住み続けられるまち
づくりに向けた取組が行われてきました。さらには、各種イベント等への青
少年の参画や地域で子どもを育てる体制づくりなどの実施により、次代を担
う世代の育成が進み、また、まちづくり活動の拠点である市民活動センター
や市民センターなどで行われる生涯学習や社会教育をとおして、まちづくり
活動に係る知識や技術などの学びが見られており、学んだ知識や技術がまち
づくりに生かされ、学んだ人同士が交流することで、地域の課題を一緒に協
力し、解決する自主的な活動につながってきました。

一方で、私たちを取り巻く社会環境は、人口減少や少子・超高齢化、DX
（デジタルトランスフォーメーション）、グローバル化、自然環境問題など
が進展し、また、個人においても価値観やライフスタイルなどが多様化して
おり、持続可能なまちづくりに向けて、つながりを絶やさないことが必要で
あると考えられます。

廿日市市協働によるまちづくり基本条例を施行して10年が経過した今、
これまでの協働によるまちづくりの実施状況や、今日の私たちを取り巻く、
又は今後予測される社会経済情勢の変化などにこの条例が沿っているか、検
証することについてご審議をお願いします。

廿日市市 協働によるまちづくり基本条例

逐条解説



平成24年3月
廿日市市

～ 目 次 ～

条文の解説

前文	2
第 1 章 総則	
第 1 条 目的	3
第 2 条 定義	4
第 2 章 協働によるまちづくりの基本原則等	
第 3 条 基本原則	7
第 4 条 市民の役割	8
第 5 条 市の責務	10
第 3 章 協働によるまちづくり推進計画	
第 6 条 協働によるまちづくり推進計画	11
第 4 章 協働によるまちづくりを推進する仕組み	
第 1 節 特性を生かしたまちづくり	
第 7 条 地区、地域及び市域におけるまちづくり	12
第 8 条 円卓会議	14
第 2 節 情報発信による信頼関係づくり	
第 9 条 情報の発信及び共有	16
第 3 節 人づくり	
第 10 条 まちづくりに関わる人材の育成	17
第 11 条 子ども、若者等の育成	19
第 12 条 まちづくりリーダーの育成	20
第 13 条 人材を見いだす活動	20
第 14 条 市の職員の育成	21
第 4 節 評価及び支援	
第 15 条 活動の評価	21
第 16 条 市による評価及び支援	22

第5章 実効性の確保

第17条 協働によるまちづくり審議会	23
--------------------	----

第18条 組織	24
---------	----

第19条 実施状況の検証	25
--------------	----

第20条 条例の見直し	25
-------------	----

第6章 雑則

第21条 委任	25
---------	----

附則	26
----	----

資料編

1 条例案の検討時に出た市民意見	28
------------------	----

2 制定に向けた取り組み	36
--------------	----

条文の解説

前文

私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。

平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。

私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はっかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。

【条文の趣旨】

第1条では、この条例の目的について規定しています。

【条文の説明】

この条例は、市民主体のまちづくりを協働により進めていくための基本的なルールを定めています。

現代社会の変化（少子高齢化や人口の減少など）に対応し、暮らしやすい地域社会を維持するためには、まちづくりに多くの人がかかわり、互いにつながりながら力を発揮することが大切だと考えています。廿日市市には、優れた知識や技能を持つ市民がたくさん暮らしています。その力を持ち寄って自分たちの暮らすまちの身近な生活課題を市民自らが発見し、市民自らが解決に向けて取り組む「地域自治」を進め、それぞれの実情に応じた取り組みを行うことで、まちの暮らしごこちが良くなり、市民の生きがいや満足感にもつながると考えています。

この条例を市民と市が共有し、ともにまちづくりに取り組むことで「つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現」をめざします。「はつかいちが好き！」

「住み続けたい」「住んでみたい」と思ってもらえるまちをつくり、次代（次の時代、次の世代）に引き継ぎたいと考えています。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。
- (2) 市民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する個人
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市内の学校に在学する個人
 - オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体
- (3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。
- (4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。
- (5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。
- (6) 市域 廿日市市の区域をいいます。
- (7) 地域 市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいいます。
- (8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。

【条文の趣旨】

第2条では、この条例で使用する用語の意味について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1号

この条例では、みんなが暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる取組みを「まちづくり」としています。まちづくりは、公共性、公益性を持つことが重要であり、その活動に取り組んでいる一部の人にとってだけではなく、廿日市市に住む人にとって、広くみんなが暮らしやすいまちになることが、求められています。

暮らしやすいという言葉には、住みやすいだけでなく、働きやすい・学びやすいなども含めています。

○ 第2号

この条例では、市内に住所がある人のみでなく、市内で働く人、学ぶ人、まちづくり活動をする人や団体も含めて「市民」としています。

廿日市市のまちづくり、とりわけ世界文化遺産を擁する宮島や人口減少の著しい地区においては、地域課題の解決にすでに数多くの市外の人たちがかかわっている実態があり、今後も多くの人とともに取り組んでいきたいと考えています。

こうした背景から、市民について、住民を基本に幅広くとらえています。

○ 第3号

廿日市市には、地縁に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体として、町内会・自治会・組、コミュニティ推進団体・区などがあります。また、共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体には、福祉・文化・スポーツ・環境・地域安全・青少年育成などをテーマに活動する団体があります。

この条例では、こうした団体を「まちづくり活動団体」としています。

○ 第4号

この条例では、一般に行政といわれる機関を「市」としています。

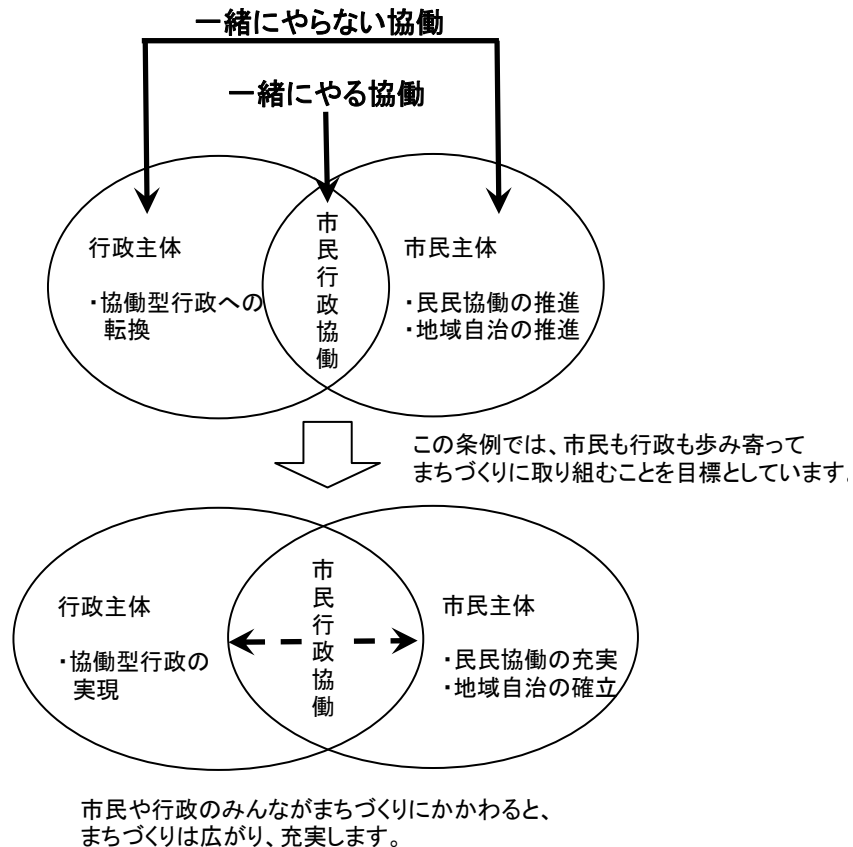
市長、地方自治法第180条の5に列記されている機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）に加え、独立した権限を持つ水道事業管理者及び消防長を含みます。

○ 第5号

地域課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために、まちづくりにかかわる人たちが連携し、協力し合う取り組みの手法を「協働」といいます。

この条例では、市民と行政や市民同士が連携・協力して活動することだけでなく、市民が主体的に行うまちづくり活動に対して行政が支援を行うこと（例：活動補助金、交付金）や、行政の主体性のもとに市民が参加して活動すること（例：計画策定への市民参画）も協働の概念に含めてとらえています。

〔この条例における協働の考え方〕



出典：自治基本条例のつくり方(松下啓一著)から、一部引用

○ 第6号、第7号、第8号

この条例では「市域」「地域」「地区」という単語を、区域の単位を表現するために使っています。

「市域」は、廿日市市の全域で、「地域」は、平成の合併前の市町村である5区域、「地区」は、コミュニティ推進団体、区などが活動している28区域です。なお、吉和と宮島においては地域と地区が同じです。

〔地域と地区 一覧表〕

H24.3月現在

地域名	地区名
廿日市	佐方、廿日市、平良、原、串戸、宮内、地御前、阿品、阿品台、宮園、四季が丘
佐伯	浅原、玖島、友和、津田・四和
吉和	
大野	大野第1区～大野第11区
宮島	

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等

(基本原則)

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にしながら取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

【条文の趣旨】

第3条では、協働によるまちづくりを進める上で大切にすべき基本的な考え方について規定しています。

【条文の説明】

この条で定めている基本原則は、この条例のもとにまちづくりにかかわるすべての関係者が大切にすべき原則です。

これらを大切にしながら協働によるまちづくりを進めるための具体的な仕組みを、第4章（第7条から第16条まで）に示しています。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。

2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。

【条文の趣旨】

第4条では、協働によるまちづくりを進めていく上での市民の心がけや役割について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

市民は、自らがまちづくりの担い手であることを自覚し、自分の周りのことに関心や興味を持ちます。そして、自分は何ができるかを考え、自らの責任において積極的にまちづくりにかかわるよう努めることとしています。

なお、まちづくりにかかわらないことで不利益な扱いを受けるものではありません。

○ 第2項

市民は、生涯学習・社会教育や地域活動、仕事など暮らしの中で得た知識、技能などを持っています。これらを積極的に活用してみんなでまちづくりをしたいと考え、知識、技能などを生かすよう努めることとしています。

※ 生涯学習 … 個人自らが主体的に、生涯にわたって行う学習活動

社会教育 … 学校の教育課程として行われる教育を除いた組織的な教育活動

○ 第3項

まちづくり活動団体は、より多くの市民にまちづくりにかかわってもらえるよう、参加しやすい環境をつくりまします。人と人、団体同士のつながりを深め、互いに助け合いながら、実情に応じたまちづくりに取り組むよう努めることとしています。

○ 第4項

事業者も、まちづくりにおける市民の一員です。まちづくり活動への参加や、従業員がまちづくり活動へ参加しやすい環境づくり、まちづくり活動に対する人的・物的な支援のみでなく、地域経済の活性化や雇用の創出などもまちづくりに貢献しているととらえ、企業活動を通じた地域活性化への寄与に努めることとしています。

(市の責務)

第5条 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。

3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。

4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。

【条文の趣旨】

第5条では、協働によるまちづくりを進めていく上での市の責務や市の職員の心がけなどについて規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

暮らしやすい豊かな地域社会をつくる上で、市は大きな役割を担っています。そのため、市はすべての部署において協働の理念のもとに、総合的かつ計画的に施策を実施していきます。なお、協働によるまちづくりを進めていくための計画を策定することを、第6条に示しています。

○ 第2項

市民の信頼を得ながらまちづくりを進めていくためには、日ごろから内部の連携を密にし、まちづくりに関するさまざまな課題、要望などに適切に対応する必要があります。そのため、市は、機能的かつ効果的な組織運営を行います。

○ 第3項

市民及びまちづくり活動団体がまちづくりを進めていく上では、活動の場が必要になります。市は、まちづくりの活動の場となる施設や情報を多く保有しており、まちづくりに積極的に取り組むことや、新たにまちづくりに取り組めるようなきっかけをつくるため、環境を整備します。

○ 第4項

市の職員は、「市民全体の奉仕者である」という認識のもと、職務遂行能力や資質の向上に努め、市民との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組みます。また、市民と市をつなぐ役割も担っており、自らも市民の一員であることを認識し、職務以外にもまちづくり活動に積極的に参加していきます。

第3章 協働によるまちづくり推進計画

(協働によるまちづくり推進計画)

第6条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

【条文の趣旨】

第6条では、協働によるまちづくりを確実に進めていくための計画の策定について規定しています。

【条文の説明】

第5条（市の責務）第1項に掲げる「総合的かつ計画的な施策の実施」に向けて、協働によるまちづくりを推進するための計画を策定することについて定めています。

この計画は、協働によるまちづくりを着実に実行するために、第17条で定める協働によるまちづくり審議会だけでなく、ともにまちづくりを行う市民の意見を聴いた上で、策定、変更すること、またそれを速やかに公表することとしています。

なお、条例の実効性を確保するために、協働によるまちづくり審議会の設置、条例の実施状況の検証・見直しを、第5章（第17条から第20条まで）に示しています。

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第1節 特性を生かしたまちづくり

(地区、地域及び市域におけるまちづくり)

第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとしします。

2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等とします。

【条文の趣旨】

おおむね小学校区（大野地域では、区）の区域である「地区」や平成の合併前の市町村の区域である「地域」には、これまで培ってきたまちづくりの方法、歴史・風土などの地域性があります。市民やまちづくり活動団体は、さまざまな知識、技能などそれぞれに得意なことを持っています。こうした特性を生かしながら、まちづくりを進めていきたいと考えています。

市民、まちづくり活動団体、市が連携を図りながら、地区、地域のまちづくりに取り組み、それらをつなげていくことが大切です。

このため、第7条では、地区・地域・市域（廿日市市全域）のまちづくりの進め方と拠点について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

まちづくりは、地区・地域・市域と広がるそれぞれの区域で、取り組みに適した内容があると考えています。「地区」においては、人間関係づくりや身近な生活環境の充実など、「地域」においては、地区だけでは解決困難な課題への対応や、自然資源、歴史文化資源などを活用した活性化など、「市域」においては、地域だけでは解決困難な課題への対応や、事業者などのまちづくり活動への参加促進などに取り組むことが、考えられます。

それぞれの区域のまちづくりを持続・発展させるため、市民やまちづくり活動団体は交流を深め、得意なことを生かしながら助け合いの関係を築いていきます。そして、市民と市は連携し、それぞれの区域の地域性を尊重し、実情に応じたまちづくりを進めていきます。

○ 第2項

地区・地域・市域のまちづくりは、市民センター、地区集会所（大野地域）、支所、市民活動センター、総合健康福祉センター、市役所などを拠点として進めていきます。

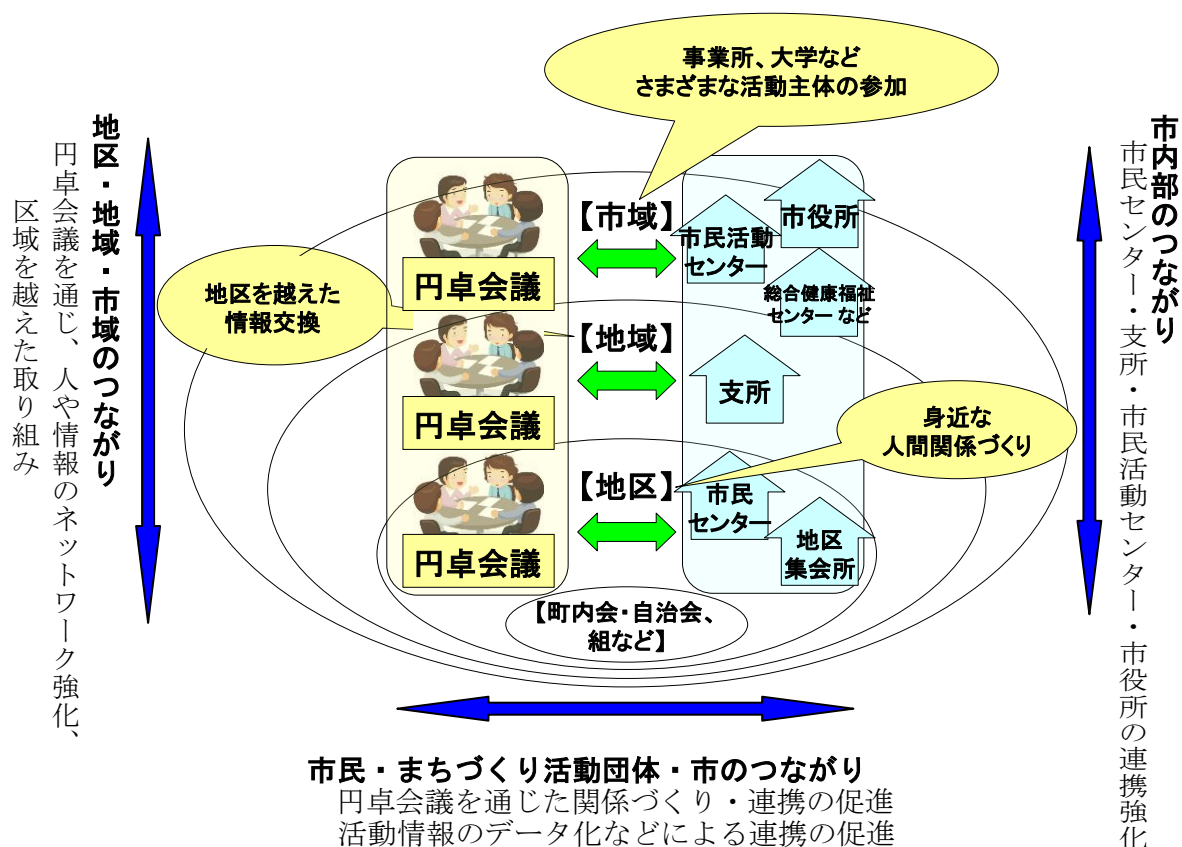
市民センターは、市民が気軽に集える身近な施設であり、市民・まちづくり活動団体同士の連携促進や地域課題の解決に役立つ講座の開催（社会教育）などの取り組みを通じて、地区のまちづくりを進めます。

支所は、その地域の良い点や課題などがよく分かるところであり、さまざまな地域資源を生かして、地域のまちづくりを進めます。

市民活動センターは、市民、まちづくり活動団体、市の連携や交流を促進します。また、市民活動に関する相談、人材の育成、情報の提供などの取り組みを通じて、市域のまちづくりを進めます。

市民センター、支所、市民活動センター、市役所などは、相互に連携しながら、まちづくりを進めていきます。

〔特性を生かしたまちづくり イメージ図〕



(円卓会議)

第8条 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場とします。

2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとします。

【条文の趣旨】

第8条では、特性を大切にしながら、まちづくりを進めていくための話し合いの場「円卓会議」について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

円卓会議は、市民、まちづくり活動団体、市などが対等な立場で参加し、お互いの意見を尊重しながら信頼関係を築いていく場です。情報の共有や、課題の解決策・役割分担などの話し合いを行います。

円卓会議の運営方法は、まちづくり活動団体同士や個人も参加するものなど、さまざまなものが考えられます。実情や目的を踏まえ、それぞれでルールを決めて最適な形で開催していくことが大切です。

○ 第2項

特性を大切にしながら、協働でまちづくりを進めるため、市民、まちづくり活動団体、市は、必要に応じて円卓会議を開催します。

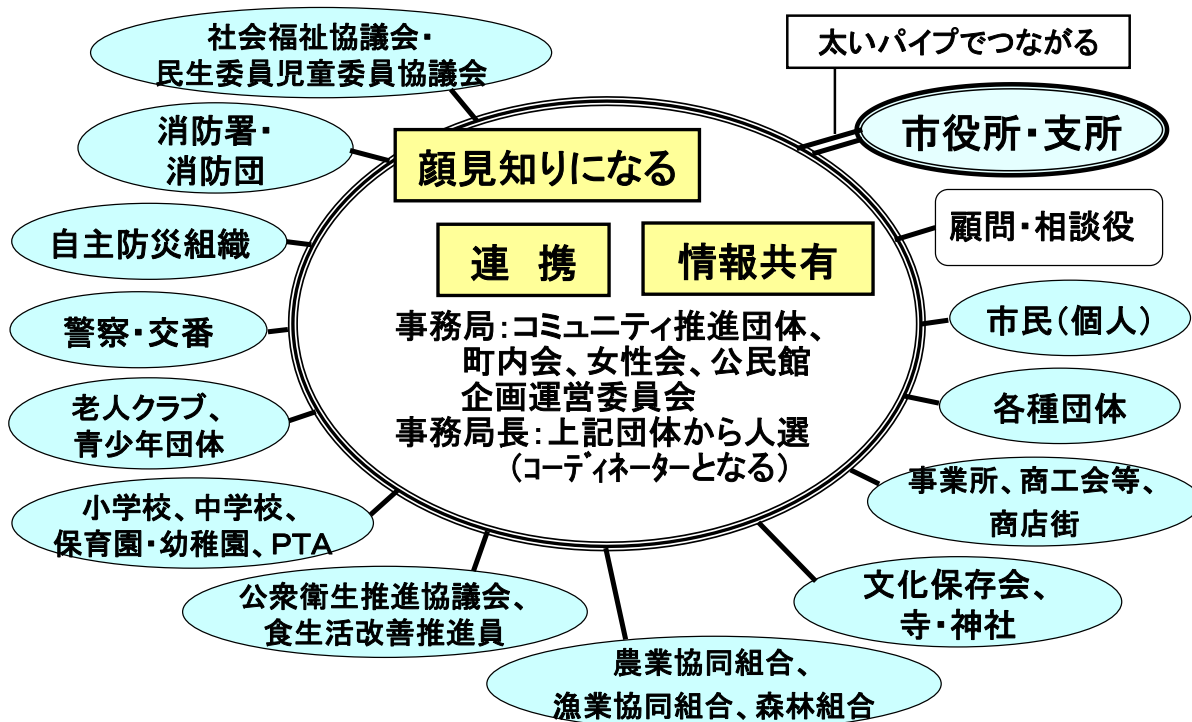
円卓会議は、地区のまちづくりに関するものは地区単位で、地区を越えて話し合う必要があるときは地域単位で、地区・地域を越えて話し合う必要があるときは市域単位で開催します。開催に当たっては、市民センター、支所、市民活動センター、市役所は、地区・地域のニーズに応じて企画、参加の呼びかけ、運営支援を行います。また、そこでの意見や要望などを、担当部署につなぎ、必要な支援を行うとともに、施策・事業に生かしていきます。

これらの円卓会議を活発に開催することにより、一つの家族のようなつながりをつくっていききたいと考えています。

条例検討時のワークショップにおいて、まちづくりクラブの設置が提案されています。多くの団体や、団体に所属しない個人も参加できるこうした場合は、円卓会議の一つの形として、実現が望めます。

〔まちづくりクラブ イメージ図〕

市民センターにまちづくりクラブをつくろう



第2節 情報発信による信頼関係づくり

(情報の発信及び共有)

第9条 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。

2 まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。

【条文の趣旨】

まちづくりをうまく進め、安心して暮らせる安全なまちを実現するためには、そこに暮らす人たちが互いに知り合い、助け合える笑顔のつながりを築くことが大切です。

こうした信頼関係づくりには、情報の共有は欠かせません。情報の受け手が受け取りやすい方法と理解しやすい表現で伝えること、また、鮮度の新しいうちに発信し、共有することなど、第9条では、情報の発信と共有に努めていくことを規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

情報の発信と共有は、まちづくりを進めていく上で非常に大切です。

市民、まちづくり活動団体及び市が、お互いに情報を発信・共有し、理解することは、信頼関係づくりにつながると考えています。

<例>

- ① 市民センターに話し合いの場（円卓会議など）を設置する。
- ② 地区の情報を市民センターが集め、地域内の市民センターと支所がつながる。
- ③ 市民センター、支所、本庁が地域情報を共有する。

○ 第2項

情報を共有するためには、相手方に受け取ってもらうことが大切です。まちづくり活動団体及び市は、いろいろな立場の受信者がいることを念頭に置き、常にその立場に立って、情報を作成・発信していくよう努めます。

また、市民がまちづくりに関する情報に関心を持つこと、自ら情報を受け取ることが大切と考えています。

<例>

- ① テレビ・ラジオ・新聞・広報紙・インターネットなど、それぞれの人に届きやすいよう発信の方法を工夫する。
- ② イラストや図表を説明に入れる、漫画にするなど、それぞれの人に理解されやすいよう表現の方法を工夫する。

第3節 人づくり

(まちづくりに関わる人材の育成)

第10条 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。

2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。

【条文の趣旨】

自分たちの暮らしているまちに関心を持つ人やまちづくりのための活動に参加する人は、まちづくりを進めていく上での財産です。今、地域社会ではこうした人材が少なくなっているといわれます。これからも魅力ある元気な廿日市市を築いていくために、まちづくりにかかわる「人」が求められています。

このため、第10条では、まちづくりにかかわる人材の育成について規定しています。

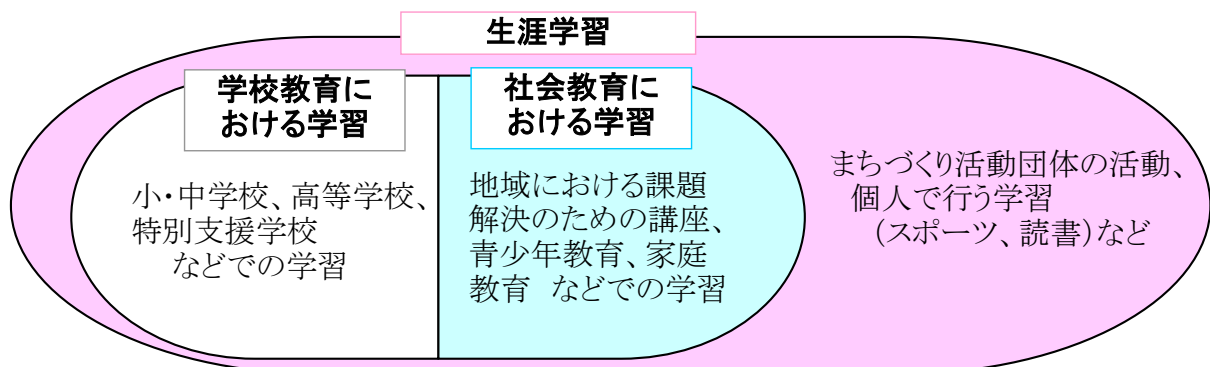
【条文の説明】

○ 第1項

「生涯学習」は個人自らが主体的に、生涯にわたって行う学習活動をいいます。また、「社会教育」は、学校の教育課程として行われる教育を除いた組織的な教育活動をいいます。

生涯学習も社会教育も、市民に身近で、誰もがかかわることのできる活動です。こうした活動を通じて、まちづくりへの関心や理解を深め合うことが、市民主体のまちづくりの第一歩です。そして、その成果は、人材の育成につながり、まちづくり活動をより深めるものであると考えています。

〔まちづくりにおける生涯学習と社会教育の関係〕



○ 第2項

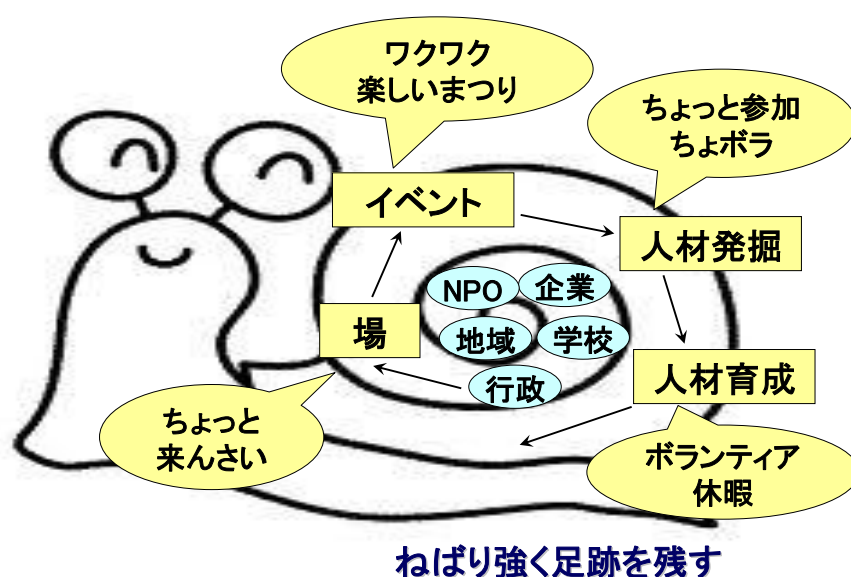
市民は、日ごろからまちづくりについて学び合い、誰もがまちづくりにかかわりを持っているといえます。このような中で、市は、人材を育成しようとする取り組みに対し、必要な支援を行います。

条例検討時のワークショップにおいて、人づくりのための「廿日市でんでん虫計画」が提案されています。

- ・ 人材発掘は「ちょっと参加」「ちょボラ」「ときどき参加」「ちょっと来んさい」というところから始まる。
- ・ 地域、行政、学校、NPO、企業などが連携して、場づくり → イベント開催 → 人材発掘 → 人材育成 → 場づくり → …… と繰り返し取り組むことが大切。
- ・ 人づくりは、すぐにできることではないので、かたつむりの歩みのように、ねばり強く足跡を残しながら、取り組まなくてはならない。

ということを、この図に表現しています。

人づくりのための「廿日市でんでん虫計画」



(子ども、若者等の育成)

第11条 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の世代に対しても行われるよう配慮するものとします。

2 子どもを対象とした人材の育成は、家庭、学校及び地域住民その他の関係者が連携を図ることにより、行われるものとします。

【条文の趣旨】

「はっかいちが好き！」という気持ちはまちづくりの原動力であり、こうした気持ちを子どもの頃からはぐくむことは、次の時代のまちづくりにつながります。第11条では、第10条に定める人材の育成のうち、子ども、若者などに対するものについて規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

次代のまちづくりの担い手を育成する観点から、人材の育成は子ども、若者などに対しても行うよう特に配慮することを定めています。

なお、「子ども」は小学生までを、「若者」は中学生から30歳未満までをとらえています。また、子どもや若者のほか、おおむね30歳代から50歳代までのいわゆる中堅世代も、これからまちづくりを担う人材としてこの規定の対象に考えています。

○ 第2項

子どもは社会の一員であり、次代のまちづくりの担い手です。このため、子どもを守り育てることは、家庭だけではなく学校や地域住民などが一体となり、社会全体で取り組まなくてはならないと考えています。

(まちづくりリーダーの育成)

第12条 市民は、まちづくりを通して、その推進役を担う人材を育成するよう努めるものとします。

【条文の趣旨】

第12条では、まちづくりリーダーの育成について規定しています。

【条文の説明】

まちづくりを進めていくためには、活動に率先して取り組み、人と人をつなぎ、まとめることのできるリーダー的な役割を担う人が欠かせないと考えています。

市民は、日ごろのまちづくり活動の中で、互いに主体性、調整力などを養い合い、まちづくりの推進役を担う人材を育成していくことが大切だと考えています。

(人材を見いだす活動)

第13条 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。

【条文の趣旨】

第13条では、まちづくりにかかわる人材を見いだす活動について規定しています。

【条文の説明】

まちづくりにかかわる人材を育成するためには、その前にまちづくりにかかわってもらえる人を見いだすこと、いわゆる人材の発掘を行う必要があります。まず、祭りやイベントなど気軽に参加することができる機会をつくることが人材の発掘へとつながります。その中から、まちづくりの担い手が育つと考えています。

(市の職員の育成)

第14条 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。

【条文の趣旨】

第14条では、市の職員の育成について規定しています。

【条文の説明】

市民は、協働によるまちづくりの担い手として「コミュニケーション能力が高い」「人の話をよく聞く」「前例踏襲ではなく柔軟に対応できる」ことを、市職員に求めています。市は、こうした期待にこたえられるよう職員を育成していきます。

第4節 評価及び支援

(活動の評価)

第15条 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。

【条文の趣旨】

まちづくり活動は、さまざまな場所でさまざまな人や団体が行っています。活動に対する適正な評価や支援があれば、活動者の意欲が高まり、活動を継続しやすくなると考えています。

第15条では、まちづくりに取り組む上での活動の評価の大切さについて規定しています。

【条文の説明】

自分が無理のない範囲で、満足感や達成感を大切に行う活動も、まちづくりを支えています。しかし、活動を繰り返す中で、惰性化したり、本来の目的から離れたりすることも起こりがちです。

活動を続けたり、次のステップに進むためには、自分の活動についてどうであったかを振り返ってみることが、効果的だと考えています。

(市による評価及び支援)

第16条 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動の評価し、必要な支援を行います。

2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。

【条文の趣旨】

第16条では、市民のまちづくり活動に対する公共性・公益性の面からの市による評価と支援について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

協働という言葉のもとに、市役所の仕事を下請け的に市民におしつけているという声を耳にします。市民が取り組む活動が、社会公共の利益を生むまちづくりの活動である場合、その活動に対して、市が技術的、金銭的などさまざまな形で、相応の支援を行うことは重要と考えています。

評価・支援の一例として、認定制度も考えられます。認定という形で公的機関からの後ろ盾があれば、その団体の活動の信用性は高まり、活動領域が広がります。また、認定されることにより、活動者自身に責任感が生まれ、自らの取り組み方にも広がりが生まれると考えます。

○ 第2項

活動に対する評価の方法や基準を決める際、これまでのように行政のみで決めるのではなく、今後は活動者も含め市民とともに考えて決めることが大切と考えています。

第5章 実効性の確保

(協働によるまちづくり審議会)

第17条 この条例に定める協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、かつ、まちづくりの実情に的確に対応させるため、協働によるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。

- (1) 第6条に規定する推進計画に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関すること。
- (3) 協働によるまちづくりに係る施策の改善に関すること。
- (4) 第16条第2項に規定するまちづくりに対する評価の基準に関すること。
- (5) この条例の改廃に関すること。

3 審議会は、市長からの諮問に応じて答申するほか、協働によるまちづくりの実施について、市長に意見を述べることができます。

4 審議会の会議は、公開とします。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。

【条文の趣旨】

条例の施行後、この条例が実際に機能しているか、廿日市市のまちづくりの状況に合わないものになっていないかなどを確認し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。

第17条では、協働によるまちづくりの進捗状況を検証するための機関の設置とその機関が所掌する事務について規定しています。

【条文の説明】

条例の施行後、協働によるまちづくりを確実に推進していくためには、計画・実行・評価・改善が欠かせません。そのため、市長の附属機関として協働によるまちづくり審議会を設置することとしました。協働によるまちづくり推進計画(第6条)の進捗状況を評価し、施策の改善が必要であれば提案する、まちづくりの評価基準を判断する(第16条第2項)など、市民の目線で条例の目的を実現していくことが大切と考えています。

(組織)

第18条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

- (1) 第2条第2号ア及びイに規定する市民（個人に限る。）であって公募に応じた者
- (2) まちづくり活動団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。

【条文の趣旨】

第18条では、協働によるまちづくり審議会の委員構成、委員の任期などについて規定しています。

【条文の説明】

審議会は、公募委員、各地域でまちづくり活動に取り組んでいる人、市長が適当と認める人で構成し、活発に議論しやすい会議の規模を考え15人以内の組織としました。市長が適当と認める者については、例えば学識経験者や大学生などを想定しています。

この条例では、廿日市市のまちづくりに多くの人とともに取り組んでいきたいと考え、市民を広くとらえています（第2条第2号）。しかし、市長の附属機関として設置するこの審議会については、廿日市市の住民として権利・義務を持つ者を基本とすべきと考え、公募委員の要件を限定しています。

また、公募委員は全体の半数以上であること、まちづくり活動団体から推薦を受けた委員は五つの地域から一人ずつ選出すること、委員の年齢は18歳以上であることが望ましいと考えています。

まちづくりの変遷はある程度の期間をもって見守る必要があるため、委員の任期は3年とし、再任できることにしていますが、世代交代という点から見ると一人の委員が10年近く在籍することや75歳を超えての再任などは望ましくないと考えています。

なお、審議会の会議運営など詳細については、第21条（委任）の規定に基づき規則や要綱などで別に定めます。

(実施状況の検証)

第19条 市は、毎年この条例の実施状況を検証し、その結果を公表します。

(条例の見直し)

第20条 市長は、4年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要があると認めるときは、この条例を見直します。

【条文の趣旨】

第19条、第20条では、この条例の実施状況の検証と見直しについて、その期間と方法を規定しています。

【条文の説明】

この条例は、市民や市の協働によるまちづくりの状況、社会経済情勢の変化により見直しを行う「育てる条例」です。

見直しは、市民が発し、市長が判断して議会へ提案するという、2段階の判断の段階を取り入れ、市長と市議会議員の任期を勘案して、任期中1回以上はその判断を行うこととなるよう、4年を超えない期間ごとと具体的な期間を明示しています。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

【条文の説明】

第21条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、規則や要綱などで別に定めることとしています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。
(廿日市市民活動センター条例の一部改正)
- 2 廿日市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正します。

第3条第1項を次のように改める。

第3条 この条例において「協働」とは、市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な主体が相互に理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいう。

資料編

1 条例案の検討時に出た市民意見

この条例の原案は、一年半の検討を経て平成 23 年 11 月 28 日、(仮称) 廿日市市まちづくり基本条例起草委員会から市長へ提言されました。その後、広く市民の意見を聴くために、条例原案に対する意見募集を行いました。

こうした過程で出たたくさんの意見の中には、重要ではあるけれども条例に盛り込むのはなじまない意見や、すぐには実現できない具体策の提案などもありました。

以下に、各条に関連する意見を掲載します。

【検討時に出た意見など】は…

条例の意図を補足する意見とともに、条例には反映しなかったが大切だと思う意見を掲載しています。

【検討時に提案された具体策】は…

すぐに実現可能な具体策とともに、将来的に実現できるとよいと考えた具体策も掲載しています。また、検討市民委員会では、これら以外にも多くの具体策が提案されており、条例素案（27～42 ページ）に掲載しています。

第 3 条（基本原則）

【検討時に出た意見など】

- ・ 年齢や性別、障がいの有無などの区別なく、みんなが「ひと」としてつながっていきたい。
- ・ 「参画」というよりは、まずは気軽に「参加」から。
- ・ 各地域それぞれの特色があり、一つのルールでなく、おのおのに有効なものが必要。
- ・ 地域の独自性を大切にし、他の良さも認める。
- ・ 市民と行政が近い存在でまちづくりを行う。
- ・ みんなが言い合える関係を築いていく。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 分かりやすいパンフレットを作る。
- ・ 条例を広めるため、行政、地域、学校で勉強会などを行う。
- ・ 条例を“わかりやすく市民の心”とし、親しみの持てる啓発活動に取り組むべき。「私たちのまちづくり心得」を作成し、ごみ収集場所（5 地域 28 地区の全ごみステーション）に掲示する。内容の基本コンセプトは、自然歴史・伝統文化・安全安心・感謝協力・奉仕啓発。

第 4 条（市民の役割）

【検討時に出た意見など】

- ・ 市民（個人）の役割
 - ① 地域づくりの主役として、自分の周りのことに関心、興味を持ちます。
 - ② 子どもから大人まで地域活動に積極的に参加します。
 - ③ 学ぶことを心がけます。
- ・ 町内会・自治会・区・組などの役割
 - ① まちづくりの基盤組織として、顔の見える関係づくりを進めます。
 - ② 人と人のつながりを生かし、課題の解決に取り組みます。
- ・ コミュニティ推進団体・区の役割
 - ① だれでもいつでも参画でき、フラットな話し合いのできる場を整えます。
 - ② 地区・地域内の情報を集約・発信し、市民が受け取れる環境をつくります。
 - ③ 地域づくりの重要な担い手である子どもを地域総ぐるみで育てます。
 - ④ 地区内での助け合いを進めるほか、地区・地域間の連携も積極的に行います。
- ・ テーマ系活動団体、NPOの役割
 - ① 活動を通じて、人づくりや地域を越えたつながりを持ちます。
 - ② テーマ系活動団体の活動内容を積極的に情報発信、情報共有します。
 - ③ テーマ性、専門性の強みである「楽しい切り口」を生かして、まちづくりにかかわる人を増やします（巻き込みます）。
 - ④ テーマ性、専門性を持つノウハウを生かして、地域の課題解決にかかわります。
- ・ 企業、民間事業所の役割
 - ① 市民の一員として、企業活動を通じてまちづくりに貢献します。
- ・ 社会福祉協議会の役割
 - ① 地域福祉の観点から、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 市民の意識を変えなければ次に進めない。
- ・ まちづくりへの無関心層の取り組みが重要である。

第5条（市の責務）

【検討時に出た意見など】

- ・ 職員の役割
 - ① 一市民（地域の人材）として地域活動に積極的に参加します。
 - ② 地域と市役所をつなぎ、まちづくりをコーディネートします。
- ・ 市役所・支所の役割
 - ① 〔市役所〕地域支援・還元のための制度をつくります。
 - ② 〔支所〕交流を促しながら地域特性を生かしたまちづくりを行います。
 - ③ 〔市役所・支所〕情報を集約し、発信します。
- ・ 市民活動センターの役割

- ① 市民活動全体をつなげる場となります。
- ② さまざまな活動団体の自発的な活動を認め、持続可能となるよう支えます。
- ③ さまざまな媒体を生かして、積極的に情報提供、情報発信します。
- ・ 市民センターの役割
 - ① 地域活動の拠点であり、人・地域を結ぶコーディネーターの役割を果たします。
 - ② 若い世代を含め、市民が地域づくりに参加しやすい環境をつくれます。
- ・ 学校の役割
 - ① 未来を切り拓く子どもを育てます。
 - ② 地域活動への保護者の理解を促進します。
 - ③ 大学（協定締結）の専門性を生かすとともに、地域貢献します。
- ・ 行政職員には、まちづくりに積極的に参加するという意識改革が必要である。
- ・ 市職員の責務について、明文化したことは、評価する。地域参加など、今後の実行を期待する。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 市は、まちづくりの活動における市の施設の利用について、柔軟に対応する。
- ・ 市役所の窓口一元化や市役所内部がつながる仕組みをつくる。
- ・ 「まちづくりの課題」について、行政・市職員の認知と市民の日常感覚には大きな乖離がある。行政・市職員が市民の生活現場に出向き、現場の実態、実状の中から「課題」を認知することを義務づけるべきと思う。
- ・ 個人情報保護法を拡大解釈され、人材の情報を得にくい。きちんとした説明をしてほしい。

第7条（地区、地域及び市域におけるまちづくり）

第1項

【検討時に出た意見など】

- ・ 地区は、地縁系にとって一番主体的に活動しているエリア。市民センターと地区が一緒になって人づくり、地区のまちづくりを。
- ・ 全国的に地域づくりの活発な自治体の人口規模は小さい。11万強の廿日市市のまちづくりは、全域画一的でなく、地区重視で進めないと難しい。
- ・ 地域は、かつての行政エリアであり、行政が頑張って地域の活性化、地域・地区の連携のしくみを創造していくことが重要。そのためには支所がポイント。

【検討時に提案された具体策】

- ・ コミュニティ推進団体が地域の伝統芸能を子どもに教える。
- ・ 多くの組織がかかわれる楽しいイベントを開催する。
- ・ 地区・地域間での協働行事などを行う。

- ・ 企業・民間事業所に対して、まちづくり活動への参加を呼び掛ける。
- ・ 地域のまちづくりに貢献できることや貢献したいことなど、市民活動（団体・個人）の情報をデータ化する。
- ・ 一括交付金など、地区の実情に応じた使いやすい財政支援を行う。
- ・ 支所独自の地域づくり予算を確保する。
- ・ 各自治会・町内会に、それぞれ地区の思い（特性）を込めた憲章を作ることについて提唱してはどうか。
- ・ 廿日市市では、生涯生活環境・リゾート整備等のライフサービス産業指向の街づくりが基本的方向である。大規模災害時における連携などを見据え、沿岸地域都市部において市民円卓会議で、鎮守の杜“絆”づくりに取り組み、旧集落と新興団地の広範なコミュニティづくりを行うことを提案する。

第2項

【検討時に出た意見など】

- ・ 市民センターは、地域活動の拠点となり、人や地域を結ぶコーディネーターの役割を担う。
- ・ 市民センターが地域に根付いていないのが問題。地域に目を向けて、市民センターに行ったら大体分かるというふうに地域事情を把握して欲しい。地域の声にしっかり耳を傾けて欲しい。
- ・ 市民センター、市民活動センターなどで、フランクに活動の相談ができるよう窓口を広げてほしい。
- ・ 地域に関することは支所で完結。
- ・ 支所地域づくり部門が、関係課をつなぐ一元的な役割を担う。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 市民センターの企画・運営に学生を含めた幅広い市民の参画を促し、市民意見を反映する。
- ・ 支所は、円卓会議の場づくりや、地域と行政の意見交換会の開催などを通じて、地域のニーズを施策・事業に生かす。

第8条（円卓会議）

【検討時に出た意見など】

- ・ 趣味的な活動も、まちづくりに役立つ、役割があるということを、意識しながら取り組む。
- ・ 情報をより深く浸透させるためには、市民センター単位より小さい集会所単位の円卓会議も必要。市民センター単位の円卓会議は、集会所単位の小さな円卓会議が集まりつながる場。

- ・ 地域には行政からの補助金がいろいろあるが、円卓会議を地域自治の決定機関にしてお金の使い方などを話すようにすれば有効活用ができる。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 円卓会議の参加者を公募する。
- ・ 円卓会議の一つの形として、コミュニティ推進協議会、町内会、女性会、公民館企画運営委員会が中心となり、多くの団体が参加するまちづくりクラブを設置する（団体に所属しない個人が参加できるようにする）。

第9条（情報の発信及び共有）

【検討時に出た意見など】

- ・ イベント後の片づけの様子などを広報し、頑張っている人をねぎらうとともに、参加者のマナーアップを図る。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 地域では、イベントカレンダーの作成やごみ収集場所への掲示板設置など、情報伝達手段の拡充を図る。
- ・ 町内会・自治会やコミュニティ推進団体などが、外国人住民にも分かりやすい情報を発信する。
- ・ 市は、広報紙、ラジオ・新聞などの各種メディア、インターネット、携帯電話の活用など、多くの人が情報を受け取れる体制を整備する。
- ・ 新聞・広報に定期枠を確保して市民活動を喚起する。
- ・ 出前トークはあるが、大事なことは市が地域に自主的に来て説明すべき。

第10条（まちづくりに関わる人材の育成）

第1項

【検討時に出た具体策の提案】

- ・ 学習活動により習得した知識、技術などの活用
- ・ 市民活動団体による文化・スポーツ活動の実施
- ・ 企業の職員による民間講師

第2項

【検討時に提案された具体策】

- ・ 人づくり基金の設置
- ・ 柔軟な施設利用
- ・ 学校施設の開放
- ・ 人材バンクの運営
- ・ まちづくりリーダー養成講座の開催
- ・ 地域貢献ポイント制度の導入

- ・ 事務所・事業所に対するまちづくり活動への参加の勧奨

第11条（子ども、若者等の育成）

第1項

【検討時に出た意見など】

- ・ 活動を活発にしていくため、30代、40代、50代を引き込みたい。
- ・ まちづくり・ひとづくりの原点と拠点は「家庭と隣近所から」が基本だと思う。厳しい財政の中でも「将来を見据えたまちづくりへの投資」はすべきと考える。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 中堅世代へのキャリア教育の実施
- ・ 老人クラブの事業に40代、50代の人でも参加できるようにする。
- ・ 子ども・若者が自ら企画・運営するイベントの開催
- ・ 子どもに対するふるさと教育の実施
- ・ 退職後の地域活動参加への奨励
- ・ コミュニティ推進団体における「若者部会」の設置

第2項

【検討時に出た意見など】

- ・ 地域、学校、行政、企業、NPO などすべてが協働して、協力して頑張り、次代の地域づくりを担う人材を育てる。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 学校を開放してスポーツ活動を行うことにより、学校、子ども、地域のつながりができる。
- ・ 町内会などの会議への子ども会育成会の参加
- ・ コミュニティ推進団体による子どもへの文化の継承
- ・ コミュニティ推進団体による子どもへの体験活動の実施

第12条（まちづくりリーダーの育成）

【検討時に出た意見など】

- ・ リーダーシップを取る人がいれば、まちづくりは始まる。

【検討時に提案された具体策】

- ・ まちづくりリーダー養成講座への参加

第13条（人材を見いだす活動）

【検討時に提案された具体策】

- ・ 地域貢献ポイント制度の活用
- ・ ボランティア休暇制度の活用
- ・ コミュニティ推進団体によるイベントの開催

第14条（市の職員の育成）

【検討時に出た意見など】

- ・ 社会的地位があり、経済的にも安定している行政職員は、地域活動に参加することにより、住民も信頼できる。
- ・ 一部の職員だけがまちづくりにかかわるのではない。
- ・ 職員は、一人の住民として地域活動に参加することが期待されているほか、まちづくりのコーディネーターになってもらいたい。（第5条意見 再掲）

【検討時に提案された具体策】

- ・ 職員研修の実施
- ・ 職員による地域スタッフ参加
- ・ 退職後の地域活動への参加の勧奨
- ・ 市の職員も、コミュニケーション能力を高めるために民間企業で研修してはどうか。

第15条（活動の評価）

【検討時に出た意見など】

- ・ 自分（の団体）は、やりたいことをどこまでできたのかというような自己評価をすることも大切である。

活動を顧みることだけでなく、その内容を知ってもらうこと、感謝の言葉や賞賛を受けること、他者から期待されることも、評価の一つであり、活動の意欲や継続のためのエネルギーになる。こうした気持ちも大切にしたい。

- ・ 「ありがとね」「きれいになったね」といった感謝の気持ち、感謝の言葉が活動の励みとなる。
- ・ 言葉をかけるのが、何よりの評価だと思う。
- ・ ほめることとともに「期待をしている」ことを伝えと、市民自身で市民力を高め合うことができる。
- ・ 活動者同士で評価し合うことも意欲を高める。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 活動後、反省会をやって改善し、次のステップに。
- ・ 自己評価をする気持ちを育てるために「自己評価シート」を作成する。
- ・ 市民同士で、感謝や期待の言葉をかけ合う。
- ・ 活動発表の場や報告の機会をつくり活動を互いに知り合う。
- ・ 各種のメディアに定期枠を確保してまちづくりの活動紹介を行う。

第16条（市による評価及び支援）

第1項

【検討時に出た意見など】

- ・ ライフラインを支えるような公益的活動に対しては、行政からの手厚い支援が必要である。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 地域貢献活動をポイント化し、施設使用料の減免のような特典があるとよい。
- ・ 市民活動（団体）に対する市の認定制度“さくらマーク”を創設する。
- ・ 市が認定した団体に登録証を発行する。

第2項

【検討時に出た意見など】

- ・ 行政側も今の段階で評価の基準は決められないのではないかな。
- ・ 行政職員がまちづくりの活動に関心を持つこと、参加することも、（活動者にとって）評価の側面を持つ。
- ・ 支援の基準を決める際には、廿日市市に市民やまちづくり活動団体の住所があるかどうかなどを考慮することが必要だと思う。

【検討時に提案された具体策】

- ・ 活動のプロセスを共有するために、行政職員が住んでいる地域の活動、ボランティアに参加する。

第17条（協働によるまちづくり審議会）

【検討時に出た意見など】

- ・ 審議会を「市長の附属機関」とすると市長のイエスマンになる可能性が高い。
→ 議会委員の選定や、会議の運営において、公平性の確保に留意する。

第18条（組織）

【検討時に出た意見など】

- ・ いろんな地域・活動者の意見を聴くためには、15人程度の委員が妥当なところと思う（最低人数については、10人、8人、5人など、さまざまな意見があった）。
- ・ 委員が全員一度に交代するのではなく、半数ずつや3分の1ずつ交代するのがよい。
- ・ この条例がうまく機能しているかを審議するために、審議会の開催頻度は年間2～3回を想定。条例の改廃が必要となったときに、会の開催頻度を上げればよい。
- ・ 市民委員会、起草委員会で整理しきれなかったことを、引き続きこの審議会で整理するのがよいと思う。年2～3回の会議では少ない。

第19条（実施状況の検証）

第20条（条例の見直し）

【検討時に出た意見など】

- ・ 条例の進行管理をし、公表する。（目標に対する達成度や評価など）
- ・ 条例は、時代に合わせて見直しをする。

2 制定に向けた取り組み

平成 21 年度 策定方針の検討

市役所内部で（仮称）まちづくり基本条例の策定方針を検討しました。協働の取り組みについて実績がある本市においては「協働」に重点を置いたパートナーシップ型の条例として制定する方針を決めました。

平成 22 年度 条例素案の検討（検討市民委員会）

「（仮称）まちづくり基本条例検討市民委員会（以下『検討市民委員会』としています）」において、条例の内容となる素案を作成しました。



6 月 検討市民委員会の設置

公募、まちづくり活動団体からの推薦、大学生の 30 人の市民のみなさんで構成する「検討市民委員会」を設置しました。

市長から「はつかいちならではの魂のこもった条例素案を検討していただきたい」と、依頼しました。



6 月～3 月 検討市民委員会での検討

検討市民委員会に市職員も加わり、毎月 1 回の会議を開催して、条例に盛り込みたい内容を話し合いました。



吉和、宮島、佐伯での現地見学やワークショップなども交え、協働によるまちづくりでめざす姿、まちづくりの活動主体の関係と担う役割、協働のまちづくりの仕組みを、順次検討しました。



7 月 6 日 キックオフシンポジウム

「協働のまちづくりのルールブックをつくろう！」

はつかいち文化ホールさくらびあ小ホールで開催し、約 240 人が参加しました。

基調講演 「協働のまちづくり

～今なぜ、まちづくり基本条例か～」

講師：松下啓一さん（相模女子大学教授）



パネルディスカッション

「協働のまちづくりってどんなもの？」



1月～2月 市民ミーティング



検討市民委員会で検討してきた内容をお知らせし、より多くの市民のみなさんの意見を反映して議論を深めるために、5地域6会場で意見交換を行い、約200人の参加がありました。



3月16日 条例素案の提言

検討市民委員会における検討結果を、条例素案として市長へ提言しました。

平成23年度 条例原案の検討（起草委員会）

前年度まとめた条例素案をもとに「（仮称）まちづくり基本条例起草委員会（以下『起草委員会』としています）」において、条文と解説の原案を作成しました。

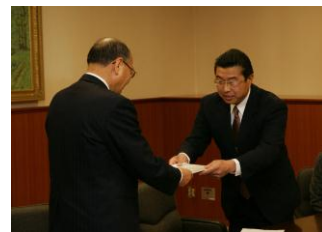
5月～11月、2月 起草委員会の設置、検討

前年度の検討市民委員会で互選された6人の市民で構成する起草委員会を設置し、市職員も加わり、条文と解説を作成しました。



11月28日 条例素案の提言

起草委員会における検討結果を、条例原案として市長へ提言しました。



平成23年1月 市民意見募集（パブリックコメント）

起草委員会から提言を受けた条例原案の内容をお知らせし、広く市民のみなさんの意見を聴くために、意見募集を行いました。7人から19件の意見が提出されました。

平成24年3月 条例案の完成

条例原案に、市民意見募集の結果を反映し、条例案を完成しました。平成24年3月定例市議会へ、議案として提案しました。